

平成29年 第3回

宿毛市議会定例会会議録

平成29年9月5日開会

平成29年9月21日閉会

平成二十九年第三回宿毛市議会定例会会議録

宿毛市議会事務局

平成29年第3回宿毛市議会定例会会議録

目 次

第 1 日 (平成29年9月 5日 火曜日)	
議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
事務局職員出席者	3
出席要求による出席者	3
開 会 (午前10時00分)	
○日程第1 会議録署名議員の指名	4
○日程第2 会期の決定	4
(諸般の報告)	
○日程第3 議案第1号から議案第29号まで	5
(提案理由の説明)	
市 長	5
(議案第29号)	
質疑	7
委員会付託省略	
討論・表決	7
散 会 (午前10時18分)	

第 2 日 (平成29年9月 6日 水曜日)	休会

第 3 日 (平成29年9月 7日 木曜日)	休会

第 4 日 (平成29年9月 8日 金曜日)	休会

第 5 日 (平成29年9月 9日 土曜日)	休会

第 6 日 (平成29年9月10日 日曜日)	休会

第 7 日 (平成29年9月11日 月曜日)	
議事日程	9
本日の会議に付した事件	9

出席議員	9
欠席議員	9
事務局職員出席者	9
出席要求による出席者	9
開 議 (午前10時00分)	
○日程第1 一般質問	11
1 山岡 力議員	11
市 長	11
山岡 力議員	12
市 長	12
山岡 力議員	13
市 長	13
山岡 力議員	13
市 長	14
山岡 力議員	14
市 長	15
山岡 力議員	15
教 育 長	16
山岡 力議員	16
教 育 長	17
山岡 力議員	17
市 長	17
山岡 力議員	17
教 育 長	18
山岡 力議員	19
教 育 長	19
山岡 力議員	19
教 育 長	20
山岡 力議員	20
教 育 長	20
山岡 力議員	20
教 育 長	22
山岡 力議員	22
教 育 長	23
山岡 力議員	23
市 長	24
山岡 力議員	24

2	原田秀明議員	2 4
	市 長	2 4
	原田秀明議員	2 5
	市 長	2 5
	原田秀明議員	2 6
	市 長	2 6
	原田秀明議員	2 6
	市 長	2 7
	原田秀明議員	2 7
	市 長	2 7
	原田秀明議員	2 8
	市 長	2 8
	原田秀明議員	2 9
	市 長	3 0
	原田秀明議員	3 0
	市 長	3 1
	原田秀明議員	3 1
	市 長	3 1
	原田秀明議員	3 2
	市 長	3 2
	原田秀明議員	3 3
	市 長	3 3
	原田秀明議員	3 4
	教 育 長	3 4
	原田秀明議員	3 5
	教 育 長	3 5
	原田秀明議員	3 5
	教 育 長	3 5
	原田秀明議員	3 6
	教 育 長	3 6
	原田秀明議員	3 7
	教 育 長	3 7
	原田秀明議員	3 8
	教 育 長	3 8
	原田秀明議員	3 8
	教 育 長	3 9
	原田秀明議員	3 9

	教 育 長	4 0
	原田秀明議員	4 0
3	山本 英議員	4 1
	市 長	4 1
	山本 英議員	4 2
	市 長	4 2
	山本 英議員	4 3
	市 長	4 5
	山本 英議員	4 5
	市 長	4 6
	山本 英議員	4 6
	市 長	4 7
	山本 英議員	4 7
	市 長	4 8
	山本 英議員	4 9
	市 長	4 9
	山本 英議員	4 9
	市 長	5 0
	山本 英議員	5 0
	教 育 長	5 1
	山本 英議員	5 2
4	山戸 寛議員	5 2
	市 長	5 2
	山戸 寛議員	5 2
	市 長	5 3
	山戸 寛議員	5 3
	市 長	5 3
	山戸 寛議員	5 3
	市 長	5 3
	山戸 寛議員	5 3
	市 長	5 4
	山戸 寛議員	5 4
	市 長	5 4
	山戸 寛議員	5 4
	市 長	5 4
	山戸 寛議員	5 4
	市 長	5 5

山戸 寛議員	5 5
市 長	5 5
山戸 寛議員	5 5
市 長	5 6
山戸 寛議員	5 6
市 長	5 6
山戸 寛議員	5 6
市 長	5 7
山戸 寛議員	5 7
市 長	5 8
山戸 寛議員	5 8
市 長	5 9
教 育 長	5 9
山戸 寛議員	5 9
市 長	6 0
山戸 寛議員	6 0
市 長	6 0
山戸 寛議員	6 1
教 育 長	6 1
山戸 寛議員	6 1
教 育 長	6 2
山戸 寛議員	6 2
教 育 長	6 2
山戸 寛議員	6 2
市 長	6 3
山戸 寛議員	6 3
市 長	6 3
山戸 寛議員	6 4
市 長	6 4
山戸 寛議員	6 4
延 会 (午後4時30分)	

----- . . ----- . . -----

第 8 日 (平成29年9月12日 火曜日)

議事日程	6 5
本日の会議に付した事件	6 5
出席議員	6 5
欠席議員	6 5

事務局職員出席者	6 5
出席要求による出席者	6 5
開 議 (午前10時03分)	
○日程第1 一般質問	6 7
1 野々下昌文議員	6 7
市 長	6 8
野々下昌文議員	6 8
市 長	6 8
野々下昌文議員	6 8
教 育 長	6 9
野々下昌文議員	6 9
市 長	6 9
野々下昌文議員	6 9
市 長	7 0
野々下昌文議員	7 0
市 長	7 1
野々下昌文議員	7 2
市 長	7 3
野々下昌文議員	7 3
市 長	7 3
野々下昌文議員	7 3
市 長	7 4
野々下昌文議員	7 4
市 長	7 4
野々下昌文議員	7 5
選挙管理委員会委員長	7 5
野々下昌文議員	7 5
選挙管理委員会委員長	7 5
野々下昌文議員	7 6
選挙管理委員会委員長	7 6
野々下昌文議員	7 6
選挙管理委員会委員長	7 6
野々下昌文議員	7 6
選挙管理委員会委員長	7 7
野々下昌文議員	7 7
選挙管理委員会委員長	7 7
野々下昌文議員	7 7

2	川村三千代議員	7 7
	市 長	7 8
	川村三千代議員	7 9
	市 長	8 1
	川村三千代議員	8 2
	教 育 長	8 2
	川村三千代議員	8 3
	教 育 長	8 3
	川村三千代議員	8 4
3	川田栄子議員	8 5
	市 長	8 6
	川田栄子議員	8 6
	市 長	8 7
	川田栄子議員	8 7
	市 長	8 8
	川田栄子議員	8 8
	市 長	8 9
	川田栄子議員	9 0
	市 長	9 1
	川田栄子議員	9 1
	市 長	9 2
	川田栄子議員	9 3
	市 長	9 4
	川田栄子議員	9 4
	教 育 長	9 5
	川田栄子議員	9 5
	市 長	9 5
	川田栄子議員	9 6
4	濱田陸紀議員	9 6
	市 長	9 6
	濱田陸紀議員	9 6
	市 長	9 7
	濱田陸紀議員	9 7
	市 長	9 7
	濱田陸紀議員	9 8
	市 長	9 8
	濱田陸紀議員	9 8

市 長	9 9
濱田陸紀議員	9 9
市 長	9 9
濱田陸紀議員	9 9
市 長	9 9
濱田陸紀議員	1 0 0
市 長	1 0 0
濱田陸紀議員	1 0 0
市 長	1 0 0
濱田陸紀議員	1 0 1
市 長	1 0 1
濱田陸紀議員	1 0 1
市 長	1 0 1
濱田陸紀議員	1 0 2
市 長	1 0 2
濱田陸紀議員	1 0 2

散 会 (午後 2 時 3 4 分)

----- . . ----- . . -----

第 9 日 (平成 2 9 年 9 月 1 3 日 水曜日)

議事日程	1 0 3
本日の会議に付した事件	1 0 3
出席議員	1 0 3
欠席議員	1 0 3
事務局職員出席者	1 0 3
出席要求による出席者	1 0 3
開 議 (午前 1 0 時 0 2 分)	
○日程第 1 議案第 1 号から議案第 2 8 号まで	1 0 5
質疑	1 0 5
1 川田栄子議員	1 0 5
税務課長	1 0 5
川田栄子議員	1 0 6
2 寺田公一議員	1 0 6
企画課長	1 0 6
寺田公一議員	1 0 6
企画課長	1 0 6
寺田公一議員	1 0 7
企画課長	1 0 7

寺田公一議員	107
福祉事務長	107
寺田公一議員	108
商工観光課長	108
寺田公一議員	109
商工観光課長	109
寺田公一議員	110
教育次長兼学校教育課長	110
寺田公一議員	111
教育次長兼学校教育課長	111
寺田公一議員	112
委員会付託（議案第1号から議案第28号まで）	112
散 会（午前10時43分）	
議案付託表	113

----- . . ----- . . -----
第10日（平成29年9月14日 木曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
第11日（平成29年9月15日 金曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
第12日（平成29年9月16日 土曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
第13日（平成29年9月17日 日曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
第14日（平成29年9月18日 月曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
第15日（平成29年9月19日 火曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
第16日（平成29年9月20日 水曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
第17日（平成29年9月21日 木曜日）

議事日程	115
本日の会議に付した事件	115
出席議員	115
欠席議員	116
事務局職員出席者	116
出席要求による出席者	116
開 議（午前10時03分）	

○日程第1 議案第1号から議案第28号まで……………	117
(議案第14号から議案第28号まで)	
委員長報告	
予算決算常任委員長……………	117
総務文教常任委員長……………	118
産業厚生常任委員長……………	119
質疑……………	119
討論・表決……………	119
(議案第1号から議案第13号まで)	
継続審査……………	119
○日程第2 陳情第10号……………	119
委員長報告	
産業厚生常任委員長……………	119
質疑……………	120
討論・表決……………	120
○日程第3 委員会調査について……………	120
継続調査……………	120
○日程第4 意見書案第1号から意見書案第3号……………	120
(意見書案第1号)	
(提案理由の説明)	
川村三千代議員……………	120
(意見書案第2号)	
(提案理由の説明)	
野々下昌文議員……………	121
(意見書案第3号)	
(提案理由の説明省略)	
質疑……………	122
委員会付託省略	
(意見書案第1号及び意見書案第2号)	
討論・表決……………	122
(意見書案第3号)	
討論・表決……………	122
(閉会あいさつ)	
市 長……………	122
閉 会 (午前10時30分)	
委員会審査報告書……………	125
陳情審査報告書……………	128

閉会中の継続審査申出書	1 2 9
閉会中の継続調査申出書	1 3 0
意見書案第 1 号	1 3 3
意見書案第 2 号	1 3 5
意見書案第 3 号	1 3 7

----- . . ----- . . -----

付 録

一般質問通告表	付- 1
議決結果一覧表	付- 4
議 案	付- 4
陳 情	付- 6

平成29年
第3回宿毛市議会定例会会議録第1号

1 議事日程

第1日（平成29年9月5日 火曜日）

午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

○ 諸般の報告

第3 議案第1号から議案第29号まで

議案第 1号 平成28年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第 2号 平成28年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
について

議案第 3号 平成28年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定に
について

議案第 4号 平成28年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

議案第 5号 平成28年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認
定について

議案第 6号 平成28年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

議案第 7号 平成28年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

議案第 8号 平成28年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定
について

議案第 9号 平成28年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定
について

議案第10号 平成28年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

議案第11号 平成28年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定
について

議案第12号 平成28年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

議案第13号 平成28年度宿毛市水道事業会計の利益処分及び決算認定につ
いて

議案第14号 平成29年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第15号 平成29年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について

- 議案第16号 平成29年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について
 議案第17号 平成29年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について
 議案第18号 平成29年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について
 議案第19号 平成29年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について
 議案第20号 平成29年度宿毛市水道事業会計補正予算について
 議案第21号 宿毛市コミュニティバスの運行に関する条例の制定について
 議案第22号 宿毛市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める
 条例の制定について
 議案第23号 宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
 について
 議案第24号 宿毛市コミュニティバス実証運行に関する条例を廃止する条例に
 ついて
 議案第25号 幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広
 域市町村圏事務組合規約の一部変更について
 議案第26号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
 議案第27号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
 議案第28号 工事請負契約の締結について
 議案第29号 工事請負契約の締結について

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 日程第2 会期の決定
 日程第3 議案第1号から議案第29号まで

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 川田 栄子 君 | 2番 川村 三千代 君 |
| 3番 原田 秀明 君 | 4番 山岡 力 君 |
| 5番 山本 英 君 | 6番 高倉 真弓 君 |
| 7番 山上 庄一 君 | 8番 山戸 寛 君 |
| 9番 岡崎 利久 君 | 10番 野々下 昌文 君 |
| 11番 松浦 英夫 君 | 12番 寺田 公一 君 |
| 13番 宮本 有 二 君 | 14番 濱田 陸紀 君 |

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	小 野 り か 君
議事係長	奈 良 和 美 君

----- . . ----- . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中 平 富 宏 君
副 市 長	岩 本 昌 彦 君
企 画 課 長	黒 田 厚 君
総 務 課 長	河 原 敏 郎 君
危機管理課長	楠 目 健 一 君
市 民 課 長	立 田 ゆ か 君
税 務 課 長	児 島 厚 臣 君
会計管理者兼 会 計 課 長	山 下 哲 郎 君
保健介護課長	中 山 佳 久 君
環 境 課 長	岩 本 敬 二 君
人権推進課長	沢 田 美 保 君
産業振興課長	上 村 秀 生 君
商工観光課長	山 戸 達 朗 君
土 木 課 長	川 島 義 之 君
都市建設課長	中 町 真 二 君
福祉事務所長	河 原 志 加 子 君
水 道 課 長	金 増 信 幸 君
教 育 長	出 口 君 男 君
教育次長兼 学 校 教 育 課 長	桑 原 一 君
生涯学習課長 兼 宿 毛 文 教	和 田 克 哉 君
センター所長	
学 校 給 食 センター所長	杉 本 裕 二 郎 君
農 業 委 員 会	
事 務 局 長	山 岡 敏 樹 君
選挙管理委員 会 事 務 局 長	岩 田 明 仁 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開会

○議長（岡崎利久君） これより平成29年第3回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において松浦英夫君及び寺田公一君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（野々下昌文君） 議会運営委員長。

ただいま議題となっております今期定例会の会期につきましては、議長の要請により、9月1日、議会運営委員会を開きまして、今期定例会に提案予定の案件等を勘案の上、慎重に審査した結果、本日から9月21日までの17日間とすることに、全会一致をもって決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（岡崎利久君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から9月21日までの17日間といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から9月21日までの17日間と決定いたしました。

この際「諸般の報告」をいたします。

会議規則第62条第2項の規定により、一般質問の通告の期限を本日午後3時と定めますので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告してください。

なお、閉会中の議員派遣及び事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしました文書のとおりでありますので、これにより御了承願います。

市長から報告事項がありますので、発言を許します。

○市長（中平富宏君） 皆様、おはようございます。本日は、平成29年第3回宿毛市議会定例会に御参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、報告事項につきまして、御説明申し上げます。

報告第1号及び報告第2号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についての報告でございます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項により、財政の悪化状況を見きわめる四つの健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を明らかにし、監査委員の意見を添えて、議会に報告することが義務づけられているものです。

お手元の報告書にありますように、健全化判断比率のうち、例年どおり実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、赤字になっておりませんので、数値は出ておりません。

また、実質公債費比率は、昨年度の15.4%より1.1%減少し、14.3%で、早期健全化基準の25%を下回っています。

将来負担比率につきましては、昨年度の77.5%より7.2%減少し、70.3%で、早期健全化基準の350%を下回っています。

次に、公営企業の資金不足比率につきましては、水道事業会計、定期船事業特別会計、下水道事業特別会計、国民宿舎運営事業特別会計、土地区画整理事業特別会計の5会計とも、資金不足はありませんので、数値は出ておりません。

このように、おおむね堅調な状況であります
が、本市は南海トラフ地震対策や、公共施設の
老朽化対策等、大規模な事業が、今後も控えて
おりますので、健全化判断比率等に留意しつつ、
事業の優先順位等も考慮しながら、有利な補助
金や起債を活用して、引き続き効率的で有効的
な行財政運営を推進していく所存であります。

議員の皆様方には、今後ともより一層の御支
援、御協力を賜りますようお願い申し上げまし
て、報告事項の説明といたします。

○議長（岡崎利久君） 以上で、諸般の報告を
終わります。

日程第3「議案第1号から議案第29号ま
で」の29議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中平富宏君） 御提案申し上げました
議案につき、提案理由の説明をいたします。

議案第1号から議案第13号までの13議案
は、平成28年度宿毛市一般会計及び各特別会
計並びに水道事業会計の決算認定をお願いする
ものです。

各会計の決算書とともに、監査委員の審査意
見書を添えて提出していますので、説明は省略
させていただきます。

議案第14号は、「平成29年度宿毛市一般
会計補正予算」でございます。

総額で3,803万3,000円を追加しよ
うとするものです。

歳入で増額する主なものは、普通交付税5,
839万1,000円、繰越金3,414万2,
000円となっており、これに伴い、財政調整
基金繰入金が4,182万2,000円の減額
となっております。

一方、歳出で増額する主なものは、総務費で
ふるさと納税推進事業業務委託料として、25
9万2,000円を計上しております。

内容としましては、本市の知名度及びふるさ
と寄附金額のさらなる向上を目的として、現在
掲載中のふるさと納税ポータルサイトのほかに、
新たなサイトへの掲載を開始しようとするもの
です。

そのほか、商工費では、志国高知幕末維新博
「竹内明太郎とダットサン」展示イベント委託
料として、223万6,000円を計上してお
ります。

内容としましては、当初予定しておりました
事業内容を拡大したことによる増額補正でござ
います。

次に、教育費では、情報ネットワーク強靱化
事業として、3,231万7,000円を計上
しております。

内容としましては、学校におけるパソコンを
介して、情報漏えいや重要情報の内部不正等の
被害を防ぐために、情報セキュリティを強化し
ようとするものです。

歳出で減額する主なものとしましては、職員
人件費として1,319万8,000円を計上
しております。

減額の理由としましては、当初予算に計上し
ておりました職員人件費のうち、育児休業等取
得職員分の人件費を減額しようとするものです。

議案第15号は、「平成29年度宿毛市国民
健康保険事業特別会計補正予算」でございます。
総額で3,167万4,000円を追加しよ
うとするものです。

歳入で増額する主なものは、国保関係業務準
備事業費補助金として219万2,000円、
財政調整基金繰入金として3,165万4,0
00円となっております。

一方、歳出で増額する主なものは、保険税還
付金として260万円、療養給付費等負担金返
還金として2,905万4,000円を計上し
ております。

議案第16号は、「平成29年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算」でございます。

総額で、199万3,000円を追加しようとするもので、主な内容としましては、人件費の補正として、170万5,000円を追加しようとするものです。

議案第17号は、「平成29年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算」でございます。

総額で、65万8,000円を減額しようとするもので、主な内容としましては、人件費の補正として、81万5,000円を減額しようとするものです。

議案第18号は、「平成29年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算」でございます。

総額で、232万5,000円を追加しようとするもので、主な内容としましては、下水道へ接続するための取付管の設置工事費として、150万円を追加しようとするものです。

議案第19号は、「平成29年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算」でございます。

総額で、110万3,000円を追加しようとするもので、全額が人件費の補正となっております。

議案第20号は、「平成29年度宿毛市水道事業会計補正予算」でございます。

収益的支出で18万1,000円、資本的支出で215万6,000円を追加しようとするもので、全額が人件費の補正となっております。

議案第21号は、「宿毛市コミュニティバスの運行に関する条例の制定について」でございます。

内容につきましては、1年間の実証運行を終えて本格運行に移行するに当たり、必要な事項を条例で定めようとするものです。

議案第22号は、「宿毛市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の制定について」でございます。

内容につきましては、工場の新設及び増設等を行う際には、工場立地法により、敷地面積に対する一定の率以上の緑地等の設置が義務づけられておりますが、その緑地面積率等を緩和するため、条例を制定しようとするものです。

議案第23号は、「宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、公営住宅法の改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第24号は、「宿毛市コミュニティバス実証運行に関する条例を廃止する条例について」でございます。

内容につきましては、1年間の実証運行を終えて本格運行に移行するに当たり、実証運行に関する条例を廃止しようとするものです。

議案第25号は、「幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合同規約の一部変更について」でございます。

内容につきましては、幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務に市税以外の債権及びその附帯債権に関する事務を追加するに当たり、本規約の一部を改正しようとするものです。

議案第26号及び議案第27号の2議案は、「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」でございます。

内容につきましては、宿毛市北部辺地の市道の工事及び栄喜辺地のスクールバスの更新整備を実施するに当たり、辺地対策事業債の申請を行うため、本計画を策定する必要があるため「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第28号及び議案第29号の2議案は、「工事請負契約の締結について」でございます。内容につきましては、議案第28号は、宿毛

小学校屋内運動場改築工事を実施するに当たり、竹村・富士特定建設工事共同企業体と、4億9,140万円で工事請負契約を締結することについて、また議案第29号は、林邸改修工事を実施するに当たり、勇・富士特定建設工事共同企業体と、2億3,328万円で工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上が、御提案申し上げました議案の内容でございます。

よろしく御審議の上、適切な御決定をいただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（岡崎利久君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時17分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事の都合により、ただいま議題となっております議案のうち、議案第29号を先議いたします。

これより、議案第29号について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第29号」については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。よって、議案第29号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより、議案第29号について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第29号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。よって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議事の都合により、9月6日から9月8日まで休会いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。よって、9月6日から9月8日まで休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

9月6日から9月10日までの5日間休会し、9月11日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時18分 散会

平成29年
第3回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第7日（平成29年9月11日 月曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（13名）

1番 川田 栄子 君	3番 原田 秀明 君
4番 山岡 力 君	5番 山本 英 君
6番 高倉 真弓 君	7番 山上 庄一 君
8番 山戸 寛 君	9番 岡崎 利久 君
10番 野々下 昌文 君	11番 松浦 英夫 君
12番 寺田 公一 君	13番 宮本 有 二 君
14番 濱田 陸紀 君	

----- . . . -----

4 欠席議員（1名）

2番 川村 三千代 君

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	小野 りか 君
議事係 長	奈良 和美 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中平 富宏 君
副市 長	岩本 昌彦 君
企画課 長	黒田 厚 君
総務課 長	河原 敏郎 君
危機管理課長	楠目 健一 君
市民課 長	立田 ゆか 君
税務課 長	児島 厚臣 君

会計管理者兼 会計課長	山下哲郎君
保健介護課長	中山佳久君
環境課長	岩本敬二君
人権推進課長	沢田美保君
産業振興課長	上村秀生君
商工観光課長	山戸達朗君
土木課長	川島義之君
都市建設課長	中町真二君
福祉事務所長	河原志加子君
水道課長	金増信幸君
教育長	出口君男君
教育次長兼 学校教育課長	桑原一君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	和田克哉君
学校給食 センター所長	杉本裕二郎君
千寿園長	山岡敏樹君
農業委員会 事務局長	岩田明仁君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（岡崎利久君） これより本日の会議を開きます。

この際、議長から報告いたします。

2番川村三千代君から、会議規則第2条の規定により、欠席の届け出がありました。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） おはようございます。

2場所ぶりで質問させていただきます。

市長も、宿毛小学校の建てかえ事業から始まりまして、旧林邸の利活用、大変お忙しいとは思いますが、ぜひ頑張ってやり上げていただきたいと思っております。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

執行部さえ構わなかったら、順番を変えさせていただきますかと思っております。

2番目に、国民健康保険についてやらさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、1番としまして、熊本地震を教訓に、震災時の避難所運営を想定した指定管理者制度の運用について、4月に総務省から通知がありました。

そこでは、市町村と施設管理者が、指定管理者の間で避難所運営を想定した役割分担が共有されていなかったということのために、避難所運営を想定していなかった指定管理者に、多大な負担が生じる場面があったということ指摘しております。

そこで提案なんですけれども、実施すべき取り組みといたしまして、発災時に避難所ともなり得る施設の中には、市町村が指定管理者を指定している場合もあるし、そうでない場合もあると思っております。

いずれにしても、市民、県民の命の負担の責任は、行政に存ずるわけですから、これらのことを考慮いたしまして、市と指定管理者が互いの発災時における役割分担について、あらかじめ協定等で決めておく必要はないでしょうか。

例えば、指定管理者災害対応の手引等、関係部署と連携をいたしまして、今年度末を目途に、御検討されてみてはいかがでしょうか。

御答弁をお願いします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 皆様、おはようございます。

それでは、早速、山岡議員の一般質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

指定管理施設における発災時の市と指定管理者の役割分担に関して、手引等を作成してはどうかといった内容の御質問でございます。

議員御指摘のとおり、熊本地震の際には、市町村と指定管理者との間で、発災時の避難所運営を想定した役割分担などが共有されていなかったために、指定管理者に多大な負担が生じるケースがあったと聞いているところでございます。

現在、宿毛市におきましては、指定管理者制度の運用に関して、公の施設の指定管理者制度に関する運用指針を定めて運用しているところでございますが、現状では、指針の中に災害対応についての規程はなく、状況に応じて、施設ごとに災害対応に係る協定を締結している、そういった状況でございます。

その中で、宿毛市国民宿舎「椰子」につきましては、発災時に施設を避難施設として、住民等に使用させることなどについて、指定管理者の株式会社ピーアサーティーと宿毛市との間で、災害発生時等における緊急避難施設としての使用に関する協定書を、平成28年4月1日付で

締結をしておりますが、そのほかの施設につきましては、指定管理者との間で、災害時の取り決めがなされていない現状にあります。

このため、今後におきましては、先ほど申し上げた現状や、そして議員より御提案いただいたことも踏まえまして、今年度中をめどに、運用指針の中に災害時における必要事項を明記するなどの対応を検討した上で、指定管理者と協議し、発災時の役割分担を定めてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

いずれにいたしましても、指定管理者制度によりまして、宿毛市の施設を管理運営していただく以上、発災時には、できる限り、協力していただけるよう、指定管理者とは十分な調整を図ってまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） ありがとうございます。

不穏当発言が気になりますので、原稿をばっちり読まさせていただきます。よろしくお願いいたします。

国民健康保険の都道府県化につきまして、3点ほどお聞きをさせていただきます。

まだきちっとした数字が見えておりませんので、ざっくりの質問にしかならないとは思いますが、気になる点がございますので、よろしくお願いいたします。

30年度から、国保は都道府県に移管をされますと。賦課や徴収はこれまでどおり、市町村が担いますが、8月27日、9月1日の高知新聞紙上に関連記事がおどりました。

27日の記事では、保険料増、住民の反発必至と、大見出しでした。

1日の新聞では、国保医療費に応じ、保険料等と見出しがしたが、今でも高いとされる国

保税について、今回は大きな改革になると思われます。

県移管まであと7カ月になりました。そこで、3点質問してまいります。

都道府県化によりまして、多くの市町村は、保険税が上がると予想されておりました。赤字を抱える国保を、県へ移管することで、財政基盤が安定することが目的のはずですが、実際のところ、宿毛市はどのようになるのでしょうか。

31日に開催した県・市町村国保事業運営検討協議会におきまして、国保事業費納付金算定方法など、取りまとめが公表をされましたが、どのような内容であって、当市への影響はどうか、簡単な御説明を、よろしくお願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

県・市町村国保事業運営検討協議会で示された高知県国民健康保険運営方針、これ原案でございますが、これについてお答えをさせていただきます。

平成30年4月からの制度改正に伴い、県全体の国保加入者の医療費必要額を、県が算定し、市町村ごとの国保事業費納付金額を決定します。

その納付金算定において、各市町村の医療費水準を全て反映させることと、所得水準の反映の程度を、国の原則どおりとすることが示されました。

次に、制度改正による国保税負担が急激に増加しないよう、納付金相当額の上昇幅は、最大1%を基本とする激変緩和措置を講じることも示されました。

上昇幅を1%、こういったのを基本とするということでございます。

なお、保険税率は、市町村ごとに設定し、県内の市町村で統一しないことは、既に決定をしているところでございます。

また、平成28年度決算に基づき、平成29年度について試算した一人当たり納付金額も示されましたが、平成27年度決算ベースと比較すると、減少する試算結果となっております。

ただし、試算結果は、あくまで平成29年度に新たな国保制度を導入したと仮定して推計したものであり、平成30年度の納付金額をあらわすものではないため、来年1月に県から確定額が示されるまでは、明確な判断はできませんが、保険税率を大幅に上げなくても済むのではないか、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 今、市長の御答弁で、もしそうであるならば、非常にありがたいことだとは思いますが。

国保税は、なかなか支払いが大変で、また後でも触れると思いますけれども。

さて、2番に移ります。

保険税の見直しについてであります。

現在のところ、まだ納付金が示されておられませんので、現状の保険税と、30年度以降の保険税の比較は、これはできないと思いますが、1月に県から示される納付金を納めるための保険税としての必要額ですよね。調定額と申したほうがいいでしょうか、これが現在の保険税で余るとしたら、中平市長は、国保被保険者へ少しでも還元するお考えはお持ちでしょうか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

宿毛市の国民健康保険財政は、平成28年度は黒字決算となりましたが、その前の年ですが、平成27年度は、国民健康保険事業財政調整基金を全額取り崩しても足りずに、翌年度から繰

上充用せざるを得ない状況でありました。

また、一人当たりの医療費は、年々増加しており、今後も増加が見込まれること、税収は年々減少していることなどを考慮すると、県から平成30年度の納付金額は示された結果、仮に現在の保険税率で余剰金が出る試算になったといたしましても、単年度のみを見て、保険税率を下げる判断をするのではなくて、翌年度以降、保険税率を上げなければならない状況になったときに、平準化するための財源として、基金への積み立ても検討することが、将来的に見て、安定した国保財政運営のために必要であると、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 当然ですよ。1年ではなかなか答えが出ませんので。

さて、3番の資産割の考え方について、御質問をさせていただきます。

国民健康保険は、市町村がそれぞれ運営しているために、保険税の算定につきましては、市町村によって異なりまして、所得割、均等割の2方式を使っているところ、あるいは所得割と均等割、平等割の3方式。それから、所得、資産、平等、均等割の4方式が、それぞれ用いられております。

以前から、私は国保税の資産割については、ちょっと疑問には思っていました。市民の間からも、何とかならないかと、そんな声も聞かれます。それは、所得の割には高いとされる国保税に、多くの被保険者が苦しんでいくことを思えば、当然の意見かと思えます。

これは、固定資産税を納めているのに、国保にも資産割がかかっていることに原因があります。

市長は、資産割について、どのようなお考え

になっておりますか。また、今回、県の納付算定は3方式、資産は用いておりません。で行うということや、高知市や四万十町は、既に3方式で保険税を算出をしております。

制度改正の30年度からの見直しをする市町村もあるのではないかと考えられます。これは想像ですけれども。しかし、いきなり資産割をのけますと、調定額を確保するために、所得割をちょっと上げるとか、いろいろとやりくりをしなければならぬかとは思いますが、少しでも、もし剰余金が発生するのであれば、将来は3方式を目指しまして、段階的に見直しをするお考えは、市長にはございませんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

山岡議員のほうから、以前から資産割について、少し疑問に思っていたということでございます。

そういった声があることは、重々承知をしているところでもございます。

山岡議員が言われますように、宿毛市の国保税算定方式は、所得に応じて負担する所得割、固定資産税額に応じて負担する資産割、そして被保険者数に応じて負担する均等割、さらに世帯ごとに負担する平等割からなる、4方式を採用しております。これは、先ほど御説明いただいたとおりでございます。

県が示す市町村標準保険料率の算定方式は、今の四つの中から、資産割を用いない3方式を採用することが決定されました。

それに伴いまして、資産割の見直しについては、今後、慎重に協議していく必要があると考えているところでございます。

その際、納付者の税負担の公平性にも考慮しつつ、また資産割相当分をどうするかなど、先

ほど御説明あったとおりでございます。

そういったことをしっかりと、賦課状況等の分析を行い、さまざまな試算をする中で、他市町村の動向も注視しながら、これから協議をしていきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） わかりました。

再質問をいたします。

下の税務課でとってきたんですけれども、県下市町村の国保税の一覧表ですが、税額がまちまちでございまして、これも大変驚きますけれども、それぞれの事情や考え方で、これは決めているということだと思います。

この表を見ますと、宿毛市の税率は県下でも、どっちかという高いほうと見受けられます。

24年ですか、税率改正をした際は、トップスリーくらいであったようですが、近年、どこの市町村も運営ができないようになりまして、税改正を重ねてきた結果、こういう高いところがふえてきたということだと思います。

そんな状況の中でも、当市は上位10位には入るのではないかと思います。どのような状況でしょうか。

特に、現状の保険税について、あえてお答えは求めません。私がお願いしたいことは、今後、県から納付金が示されると同時に、各市町村の標準保険料率も示されると聞いております。

標準保険料率が示されたとき、それを参考に資産割の見直しも含めて、適正な保険税に取り組んでいただきたい。

この件については、まだ確定もしていない段階でございますので、あえて求めません。

具体的に数字が見えてきたら、再度、質問することといたします。それまで、分析をしっかりと、よろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほどの市長の答弁で大体、包括されておりますので、よろしいでしょうか。

答弁、いいですか。よろしく申し上げます。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

先ほどの答弁と重複するような形にはなりませんが、しっかりとそういったことを踏まえる中で、これから考えていきたいと思えます。それぞれの皆さん方の御意見も聞きながら、そしてまた、慎重に扱わないといけない部分もありますので、しっかりとそのあたりに協議をしながら、分析もしながら、また県のほうの数値も見ながら、判断をしていきたいというふうに思っています。

何よりも市民の皆さんが納得していただけるような形の中での、税率も決めていかないといけませんし、集め方も決めていかないといけないというふうに思っておりますので、そういった取り組みをさせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） ありがとうございます。これで、国保については終わります。

前後左右しましたけれども、就学援助についてということで、御質問をるるさせていただきたいと思えます。

今回、私は、計画中の宿毛小学校建てかえ事業という大きな事業が、本当に成功するためには、当市が取り組むべきことは、ほかにもたくさんございまして、るる質問してまいりますので、どうかよろしく願いいたします。

いかに立派な校舎が建てられましても、問題は、子供たちが伸び伸びと、安心して学力が身につけられる環境整備も、非常に重要です。

私がここで申し上げたいことは、ハード、ソ

フト両面の充実がそろってこそ、宿毛小学校の学び舎としてのかなえが立つというものでございます。

所得のことに入っていきますけれども、全国平均の可処分所得ですね。これはテレビをごらんの方もおられますので、ちょっと説明しますと、可処分所得と申しますのは、実収入から税金や社会保険料などの非消費支出を差し引いた手取収入のこととございまして、家計が自由に処分することができる所得であることから、可処分所得というわけですが。

これの全国平均値は約450万円、この半分の250万円の年収の方が、いわゆる低所得者と言われておりまして、働く貧困層、ワーキングプアといわれる世帯の線引きになっていると、承知をしております。

さらに、この半分の、全国平均約450万円そのものが、我々宿毛に住む者からいいましたら、どこの世界の年収かとは思いますが、さらにこの半分の所得、年間125万円ぐらいですよ。この世帯が、いわゆる貧困世帯とあります。

この数字は、実は数年前より25万円近くも減ったことが、既にマスコミ等、各種データの集積で判明をしております。しかし、もっと厳しい見方がございまして、実際は年収300万円の方も、低所得者と言われております。全労働者の40%ぐらいにのぼる数字になっておりまして、これが現代日本の国民の生活の実態となっています。なぜ年収300万円も収入があつて、低所得者なのかと、私なりに考えますと、保険料や消費税や所得税、市民税、固定資産税、この義務を支払っていきますと、大体年収の、今や30%強ぐらいになってしまいます。残りを12カ月で単純に割りましたら、月額20万円に満たないことになってしまいます。

この所得階層の人たちの教育費も、実は大変

な過重となっていて、生活を犠牲にして繕っているとしか思えないような状況です。

しかし、言いたいことはありますけれども、今回、ここで私が取り上げますのは、この低所得者でありませんで、年収所得が125万円以下で生活している世帯で、義務教育段階のお子さんがある家庭への就学援助施策の充実についてであります。

後で市長にも質問させていただきますけれども、所得125万円以下の方々について、具体的な、ある数字が市長から述べられるのですが、ここでは、まず教育長に質問をいたします。

昨年9月議会におきまして、私は生活保護世帯の御家庭で、義務教育段階にいる子供の保護者に対し、支給されています要保護者と、生活保護世帯に準ずる低所得者へ支給する、準要保護基準の認定について、今の当市教育委員会の基準が明確さを欠くと。それで、もうちょっときちんと要保護基準に一定の係数を掛けた、市民みんながわかりやすい倍数であらわす基準をつくってみたいかがですかという御質問を、教育長にさせていただきました。

教育長は、あのときの答弁で、当市の準要保護基準は、要保護者の1.0倍であると。議員の御指摘の意見を踏まえまして、市長部局では検討をしますという御答弁でしたが、御検討はされましたでしょうか。

よろしく申し上げます。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） おはようございます。教育長、4番議員の一般質問にお答えを申し上げます。

まず初めに、就学援助に関しまして、準要保護の認定基準の見直しについて、昨年9月議会以降、検討をしたのかと、御質問をいただきました。

平成28年第3回定例会でも御答弁させてい

ただきましたように、準要保護の認定基準の主なものといたしまして、所得要件が生活保護基準を下回っている世帯、市町村民税の非課税世帯、児童扶養手当全額支給世帯、国民年金掛金の減額世帯等を、準要保護世帯として認定をいたしているところでございます。

準要保護の認定基準の見直しに関しまして、認定要件の一つであります所得要件の判断基準を、生活保護基準と同額にしていることを見直すべきかどうか。また、市町村によっては、この所得要件のみで判断をしているところもございまして、所得要件基準の見直しを行うのであれば、児童扶養手当全額支給世帯や、国民年金掛金の減額世帯等の要件についても、継続して、判断項目として残して行くべきかどうかを含めまして、検討すべきではないかということから、現在も市長部局と協議を行っておりまして、現在のところ、まだ最終的な方向が決定できていないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） ありがとうございます。

これは、あのときの出口教育長の答弁の中の、肝になった部分のコピーです。ここにあるんですけれども。

教育長は、ここで準要保護認定につきまして、この中略、認定基準の内容は、福祉事務所から提供をいただいた生活保護基準表を用いて、毎年3月に、次年度で策定に使用すると。年齢構成による基準額や、教育扶助費等、加算される単価を決定しておりますと、こう答えております。

福祉事務所からの資料提示は、これは当然だと思います。福祉事務所は、実際に課の中に、保護係等もありまして、市民の困りごとについて、懇切に相談し、これを解決する課であると

思うし、よくやっておられると、私は見ています。

委員会としては、その提示された資料をもとにして、これを細分化し、基準設定の項目について、その世帯の収入実態の把握に、密に詰める必要を、もっと私は感じますが、どうなんでしょう。委員会として、もっと能動的な取り組みが必要ではありませんか。

教育長に、また質問をさせていただきます。

先ほどの教育長の答弁の続きですが、福祉事務所提示の資料をもとに、決定された単価を基礎として、こうありまして、算出された認定基準額と、申請のあった世帯の所得金額を比較し、世帯の所得金額が認定基準を超えない場合には、準要保護の認定といたしております、との答弁になっています。

ちょっと言葉きついかもしれませんが、私にいわせると、小細工みたいな、認定基準をスケールにしているように思ってしまうんですけども。生活保護受給者に一定の係数を掛けるという方策は、かなりの協議がたって、難しいことなんじゃないですか。

よろしくをお願いします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

先ほど御答弁させていただきましたように、所得要件のみを見直すことだけでいいのか、そういったことも含めまして、現在、検討をいたしておるところでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（岡崎利久君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 教育長、もうちょっとユーモアを交えて話して。ありがたいんですけども、こっちも緊張しますけん。

私は、教育委員会の認定基準と、申請された世帯の所得金額を比較し、その世帯の金額が、

認定基準を超えない場合には、準要保護認定をしていて、救っておりますと、こういう判断基準からして、ちょっときついかもしれませんが、おかしいのではないかと思います。

その申請された世帯の所得が、委員会の基準を超えた家庭でも、保護家庭よりもさらに厳しい家庭の存在が、ないという前提に立つものであって、現実には、保護家庭よりも厳しい生活実態が認められると、私は思うからであります。

さて、今度は、久々に市長に尋ねます。

単純な質問でございますけれども、年収というか、所得120万円以下で、義務教育段階の子供が2人おまして、ひとり親家庭でない方の国保税は、年間およそ幾らになりましょうか。

また、そのうち経済的理由その他の事情で、細かい割合の軽減率は抜きにいたしまして、国保の軽減措置を受けている世帯は、全体の何%おられますでしょうか。

よろしくをお願いします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えさせていただきます。

義務教育段階の子供がいる世帯ということでありますので、30歳代の夫婦と子供2人の4人世帯、そして所得125万円以下の場合で、国保税を試算させていただきますと、5割軽減世帯となりまして、年間およそ16万5,000円となります。

また、国保税の軽減措置を受けている世帯は、7月1日当初課税時時点で3,920世帯中、2,757世帯の、およそ70%となっております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 70%ということは、結構、大変ですよ。

国保税を払うために働きよるみたいなものか

もしもありませんけれども、どうしてこんなに低所得者がふえたんでしょうね。

ありがとうございました。

そうしますと、国保税を納めて、年間12カ月で割りますと、単純に割りましたら、月額10万円を下回るという計算になります。

健康な方ならまだしも、病気、歯医者などにかかりますと、医療費の3割負担、必要になります。

何か義理事があれば、1万円札がパッと飛ぶということになります。

生活保護受給者は、医療費負担は原則ありません。これは現物支給となっています、宿毛市はね。これは、評価をいたしております。

こうしたことを勘案してみますと、これらの低所得者は、生活保護の受給者よりも、さらに厳しい生活実態ではないかと思えます。

これらの人たちは、生活保護受給者と違いまして、車を所有して、結構なことだというふうな意見も、ちょっとはあるかもしれません。

しかし、車がなければ、この地方で、勤務地へどうやって行けますかということになりますよね。おまけに、車は、運転するたびに、ただではありませんで、ガソリン代がかかります。車検代も必要になります。重量税も払わなければなりません。税金詰めですよ。

月10万円以下の暮らしでは、なかなかこれは厳しいものがありますと。子供の健康も心配をせられます。

さて、ちょっと難しく難しくなってきましたので、一回整理をいたします。

要は、一つには、この質問で、生活保護には至っていないが、生活実態は、保護家庭よりもっと厳しい子育て世帯が、多数存在するという、この厳然たる事実です。

この事実を精査して、準要保護者への、いわば網掛けを広げていただきたいことと、要する

にこれを言いたいのです。まず、このことを、教育委員会がどれほど認識するかという、この1点だと思います。

それから、後で教育長に質問をいたしますが、ことし3月に、教育長にも資料を渡しておりますけれども、文科省からの通知も含めまして、就学援助費が一定額増額になったと思えます。これは、充実した、さっき述べた低所得者に対する就学前の支給、これが通知の主文なのであって、一番お金のかかる入学前支給について、予算計上されたしというものではないでしょうか。

準要保護者への支援は、国からの交付はありません。形はそうなっています。

これも後で触れますが、しかし、住民福祉を担う市町村としては、地方自治法に照らしましても、何らかの手だてをお願いしたい、これが今回の私の質問の趣旨でありまして、後ほど触れます文科省の通知の主眼でもあると、私は思います。

さて、問題はここから先になります。

これは教育長にですか。

後で少し詳しく話しますけれども、ここではさわりだけ申します。

小泉内閣のときに、三位一体改革路線の中で、準要保護者への国庫補助を廃止をしております。それでは、この準要保護者について、全く事業費や施策、あるいは税等の支援はなくなったのかと。地方交付税の算出方法の中に、組み込まれているのではありませんか、教育長に伺います。

よろしく申し上げます。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、4番議員の再質問にお答えを申し上げます。

議員御指摘のように、三位一定改革の中で、準要保護への国庫補助制度が廃止をされたため、

現在、国庫補助による財政支援はございません。

また、交付税への措置等があるのではないかと御質問でございますけれども、準要保護に対します交付税措置額は、交付税を算定するための単位費用の数値といたしまして、小中学校費に含まれております。

平成28年度の算定では、就学援助における小学校費は、児童一人当たり約4,000円、中学校費は、生徒一人当たり7,600円が基準財政需要額として、算出をされております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） よくわかりました。

教育長には、急遽、答弁をずっと読んでおりましたら、この部分がちょっと、きちんと発表していただきましたので、関連質問を、一つできました。

それで、参考までですけれども、別にお金はどうだ、残ったからどうだという追求の話ではありません。

今の教育長の御答弁で、小学生で一人当たり4,000円、中学校では一人当たり7,600円となりますと、市内全小中学校での総額は、幾らになりますか。そして、教育委員会の基準と定めて、準要保護者への就学援助の1.0倍とされる28年度の支給の総額は、幾らになるでしょうか。

また、その支給された準要保護者への総額と、さっき教育長が言われました、基準財政算定額との差額は、もちろん出ていると思いますけれども、もしプラスで出ているならば、どこの会計の財布に管理されておられますか。参考までに教えていただきたいと思っております。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

平成28年度決算ベースでの準要保護に対す

る経費の額、及び基準財政譲与額に算入されている額ということでございますけれども、平成28年度に支出されました準要保護に対する経費につきましては、小中学校合わせて約2,300万円となっております。

次に、準要保護に対する交付税額はどのぐらいかということでございますけれども、先ほど御答弁申し上げましたように、児童一人当たり4,000円、生徒一人当たり7,600円でございますまして、平成28年5月1日現在の児童生徒数、小学校で968人、中学校で484人でございますけれども、これを先ほどの単位費用に掛けますと、単純に掛けますと、合計で約755万円程度になります。

ただ、小中学校それぞれの補正係数というのが、どうも交付税の参入の段階であるようでございまして、実際に基準財政需要額として算入される額は、1,018万円程度が交付税算入をされておるということでございます。

先ほどの支出額2,300万円との差額で申しますと、約1,200万円程度が市の一般財源から、補填という表現はおかしいですけれども、赤字になっているという、単純に差し引きをしますと、そういうことでございます。

交付税は、議員御承知のように、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた額が、基準財政交付税となりますので、単純に基準財政需要額の総額に対する云々ということではございませんので、御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 財布はなかったということですね。財布は空っぽということがよくわかりました。

次にまいります。

これもわかり切った話で、もう出口教育長には、不遜な質問でまことに恐縮でございますけ

れども。

義務教育段階の就学援助は、学校教育法の何条に規定され、その文言はどうなっておりますか。わかり切ったことですが、よろしくお願いします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

義務教育段階における就学援助の根拠条文について、御質問をいただきました。

義務教育段階における就学援助は、議員御指摘のように、学校教育法の第19条を根拠といたしております。

この条文を御紹介申し上げますと、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童、また学齢生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならない、と規定をされております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） ありがとうございます。

この就学援助は、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者と、市町村が要保護に準ずる程度に困窮していると規定をし、市町村の教育委員会が認めた準要保護者を対象にしております。

小泉内閣で廃止された準要保護対策費は、先ほど言いましたけれども、消えたわけではないんですけれども、金額としては非常に少ない。先ほどの教育長の御答弁にもありましたとおりでございます。

この3月議会の総務委員会で、私は教育委員会に聞きました。もう一つの要望が、今から言いますけれども、現在7月に支給されている就学援助費を、何とか一番お金のかかる3月中に支給されるお考えはないかと尋ねましたけれど

も、今のところ、その予定はないという御返事でした。

いろいろ事情があるのでしょうか。

ところが、文科省は、要保護者に対する就学援助の新入学児童生徒学用品費等（入学準備金）について、2017年度からの制度の拡充を行っておりまして、既に始まっているわけです。

教育長にお伺いしますけれども、この援助金拡充によりまして、小中学校に対する補助単価はどうなりましたでしょうか。

よろしくお願いします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

要保護者に対する就学援助に係る予算単価及び国庫補助限度単価につきましては、毎年、文部科学省から通知がございまして、準要保護の支援をする基準額といたしましても、その額を基準といたしているところでございます。

平成29年度におきましては、平成28年度から比較をいたしますと、新入学児童生徒学用品費等のみが増額となっております。小学校におきましては、平成28年度に2万470円であったものが、平成29年度には4万600円となっております。

同様に、中学校におきましても、2万3,550円から4万7,400円に増額となっております。

準要保護におきましても、平成29年度要保護の基準額をもとに、同額を支給をいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） ありがとうございます。

一つは、補助単価を2倍にしたと。二つは、

中学校は入学前でも可能であることを明示し、小学校については、交付要綱を改正し、入学前の支給を可能にしております。

文科省の通知文書、「平成29年度要保護児童生徒援助費補助金について」という、長いんですけども、通知で周知徹底を図ることになっています。

これは、出口教育長にも深く確認して、渡しておりますけれども。当然、彼は知っておりましたが、ここに資料がございまして、ちょっと長くなりますけれども、早口で読みます。

平成29年3月31日付で、各都道府県教育委員会 教育長殿ということで、文部科学省初等中等教育局長の藤原 誠氏。

平成29年度、要保護児童生徒援助費補助金について（通知）

就学援助については、学校教育法第19条の規定により、市町村において適切に実施されなければならないこととされていますが、市町村の行う援助のうち、要保護者への援助に対しては、国は義務教育の円滑な実施を資することを目的といたしまして、要保護児童生徒援助費補助金により、その経費の一部を補助をしております。

今般、成立した平成29年度予算におきましては、新入学児童生徒学用品費、これは入学準備金のことです。入学準備金を構えてくださいという通知なんですけれども、別添1のとおり、予算単価の改定を行いました。今、出口教育長が言ったとおりです。倍額になっていますね。

倍額になったということは、2万円じゃあランドセルも買えないということで、国が倍額にして、なるべく3月支給をしてくださいよと、こういう、端折りますけれども、内容だと思えます。

さて、ここに県下準要保護支給状況、この認定基準の一覧表という資料がございまして。これ

も教育長に、親切に渡しております。

この中には、いろいろあるんですけども、これは2年に1回しか出てないもので、これは平成28年度になります。去年ですね、29年、30年度はまだ出ていないんですけども。

準要保護制度にかかわる就学援助費、種目及び援助額という、県下全市町村の準要保護支給状況が、小学校、中学校に分けて一覧となった資料でございます。

この時点におきまして、準要保護基準が要保護の1.0倍という自治体は、宿毛市を初め、香美市、本山町、仁淀川町、黒潮町、大川村、この6市町村でしたが、この調査は2年に1回ですから、今までは、県下では1.0倍基準は宿毛市ぐらいかと思っておりました。

ところが、私、電話をかけました。香美市にも。みんな1.3倍なんですよね。

それで、香美市の方には、桑原次長の次のくらいの立場の人だと思いますけれども、いよいよ少数派になったと、1.0倍は。少数派になったといえども、準要保護には、自分たちは住民福祉の目的を達成するために、ちゃんと支給しているとは思いますがですけど、いよいよ最近、恥ずかしくなってきたというようなことを、担当者は言いよりました。

ちょっと印象的な話でした。

お隣の犬伏町は、1.3から、今度は1.5になったみたいなんですけれども、それを単純に係数を掛けた。生活保護基準に係数を掛けたということです。

この時点では、黒潮町教育委員会は、1.0だったんですけども、去年から1.3になっています。

しかし、それだけはないんですよ。さっき教育長が言われたように、認定基準はいろいろ項目があって、だから何でやらないのかというような、単純なことではないわけです。

それで、いろいろこの上に、何項目も市町村民税の減免とか、非課税世帯とか、いろいろ項目があって、先ほど教育長が言われましたけれども、確かに、国から1,000ぐらい返ってくる。ところが、財布がなかったら、財布が空っぽで、マイナス1,200万。

そういうことを考えますと、1.0倍におきましても、救っていると。今までは救っているというふうに言うてきましたけれども、そこに本当に、もうちょっと救える人がいないんだろうかというようなところを、きょうは質問しておりますので、御承知おきをいただきたいと思えます。

ちょっと長くなりましたね、これ。

平成17年度から、国は準要保護に係る補助を廃止したと、私は申しましたけれども、さっき言いました。

つまり、生活保護受給者のみとなったが、準要保護者に係る就学援助については、所要の事業費が、地方財政会計に計上をされ、地方交付税の算定の際の既存財政需要額、今のお話ですけども、ここにありまして、当該事業が適切に実施されるよう、御指導願いますという、国の、文科省の通知になっております。

これは、2014年、子供の貧困対策の推進に関する法律が制定され、制定後、この法律に関する大綱を定めておりまして、これらの一連の法整備の中で、各市町村に文科省から通知した文言中に、以上のような記載があるわけです。

このことについて、教育長はどういう認識をお持ちですか、お伺いします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

先ほどの御質問に対してお答えをいたしましたように、学校教育法第19条において、経済的な理由によって、就学困難と認められる児童

生徒の保護者に対して、市町村は必要な援助を与えることとなされております。

また、議員も御承知のように、憲法第26条におきましても、全ての国民は教育を受ける権利と、教育を受けさせる義務を負うことが明記をされております。

そういったことを踏まえ、本市におきましても、宿毛市就学援助費の支給に関する取扱要綱を定めまして、経済的な格差により、子供たちが就学に支障を来すことのないよう、必要な予算の確保に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） もう最後の質問になります。

先ほど紹介しました文科省の通知には、別添通知1と2がございまして、そのほかに備考がございまして、その備考には、次のような記載があります。

前略、国家補助の申請に当たっては、当該費目、新入学児童生徒学用品費等を支給する時点の属する年度に経費を計上すること、後略、とあります。

ここは、やはり重要なところですよ。

備考というものは、辞書で調べますと、本文を補足するものとあります。要は、備考が付加されて初めて、整えがそろったということです。

その部分は、先ほど触れましたが、これらの通知を勘案し、以下のことをお願いして、質問を私は閉じたいと思えます。

来年3月議会、つまりその時点で、予算計上されましても、当該年度の就学前支給に間に合わないということになります。

補正予算は可能でも、就学前支給を望む貧困世帯へは、またもや手が差し伸べられない。この29年度3月議会も、就学前支給は実質見送られており、30年度も、また見送りとなり、

2年連続繰り延べになるということは、これはいかななものかと思えます。

私は、この質問では、3月支給のことを言っております。

県下の市町村の準要保護者への認識と、認定と比較しますと、いかにも貧しい当市の取り組みではありませんか。

さまざまな国の通知や、他市町村の取り組みも、もちろん皆さん、執行部は賢い人ばかりですので、当然わかっていると思えます。検討もされていることだろうと思えます。

私としましては、ぜひ、速やかに協議を起しまして、基準設定をわかりやすいものと決定し、予算措置に踏み込んでいただきたい。

せめて、この1.0倍から1.3倍というようなことが、検討で、時間がもしかかるとすれば、せめて3月支給、一番お金のかかるところに支給できるように、予算計上していただきたいと、こういうふうに考えるものです。

故郷宿毛で生まれ育った子供らに、温かい手を差し伸べていただきたい。

先輩議員が言われたように、子供の投資は、宿毛の未来への投資と、私も思います。

最後に、教育長に御所見をお伺いいたします。よろしくをお願いします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答えを申し上げます。

国からの要保護児童生徒援助費補助金、及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱の通知によりますと、議員御指摘のとおりでございますけれども、国庫補助の申請に当たっては、支給した年度ごとに、交付申請を行うこととされておりますので、例えば、平成30年度に入学をするための入学準備金を、平成29年度中に支給をする場合については、平成29年度の補助対象としますよという旨の通知でございます。

また、平成29年度の、議員御指摘のように、改定におきまして、要保護児童生徒支援費補助金につきましては、これまで小学校への入学年度開始前に、入学準備金を支給した場合は、補助対象外でありましたけれども、それを今回、補助対象とするということが改正をされております。

しかしながら、これらにつきましては、議員が御説明ありましたように、要保護についての国の補助に関する取り組みでございます。

準要保護につきましては、市町村が運用することとなっておりますので、要保護と同様の運用とするのかにつきましては、市町村の判断にゆだねられるということになります。

準要保護の認定につきましては、基本的に年度認定を基本といたしております。

例えば、小学校6年次の段階におきまして、中学校1年次においても、準要保護となるとの前提で、入学準備金を支給するのか、あるいはまた、小学校入学を控えました就学前の世帯の申請や認定を、どのようなタイミングで行うのかなど、運用面の検証も必要ではないかというふうに考えているところでございます。

現在は、準要保護の4月認定が決定後、小学校1年生、中学校1年生には、入学準備金を支給をしていると。いわゆる後払いになっているということでございます。

議員御指摘のように、保護者が必要とするときに、必要な支援を行うという面では、改善も必要ではないかというふうに、私も考えておりますので、その部分について、研究をさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 教育長、よくわかりました。

これで質問を閉じます。どうもありがとうございます。

ございました。

市長、最後に市長にも御所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 答弁をさせていただきます。

何か、ついでのような話になっておりますが、通告も受けておりますので、答弁をさせていただきたいと思っております。

先ほど、教育長からもお話があったように、事前支給に関しましては、必要性があるかというふうに、私も考えておりますので、しっかりと教育委員会のほうで研究をしていただきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 済みません、最後に粗相をいたしました。

どうもありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） この際、10分間休憩いたします。

午前11時05分 休憩

-----・-----・-----

午前11時18分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 皆様、おはようございます。テレビをごらんの皆様も、おはようございます。3番、原田でございます。一般質問をさせていただきます。

きょうは、市長と教育長に、半分ずつぐらいの質問をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

まずは、防災対策について、質問させていただきますが、私、これで3回目ぐらいの質問になるんですが、

先月、大規模地震対策特別措置法が見直されるという報道がございましたが、これは、地震予知を前提とせずに、現実的な防災に力を入れるよう、転換するというところでございますが、そのような観点から、きょうも幾つかの質問をさせていただきます。

まずは、1番目に、南海トラフ地震での大きな津波を想定した場合でございますが、宿毛市内や芳奈の災害対策本部などと、長期の道路の寸断が予想されております松田川大橋から先の大月町までの、南線と、きょう言わせていただきますが、この南線について、お伺いします。

こちら防災対策が進む現在でも、約2,000人以上の中長期的な避難施設が、空白地帯となっております。南線に限らず、この問題は、本庁舎を含めたまちづくりを、総合的に進めていかない限り、解決は難しいのではないかと、私も思っておりますが、皆さんも同じような認識を、もしかしたらお持ちではないかと思っております。

しかし、災害は、いつ起こるかわかりませんので、この南線の件につきまして、現在の進捗状況と、このエリアに生活していらっしゃる市民の皆様へ、現在、でき得る行動計画などありましたら、お示しください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 原田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

小筑紫町エリアということで、お答えをさせていただきます。

小筑紫町エリアにおける避難所不足対策の進捗状況と行動計画について、お答えをさせていただきます。

小筑紫町エリアにおきましては、津波浸水区域外の公共施設が非常に少なく、小筑紫保育園、旧みなみ保育園及び石原集会所のみとなっております。議員御指摘のとおり、小筑紫町エリアの施

設のみでは、大多数の方を収容し切れない、そういう現状となっております。

このような想定のもと、昨年度までに県下の市町村が、避難所や遺体安置所等の機能配置を事前に決めておく応急期機能配置計画を策定したところがございますので、これをもとに、高知県が避難所収容人数の市町村間の過不足数の調整等について、今年度、高幡圏域をモデル地域といたしまして、広域避難調整を行い、さらに来年度以降は、幡多圏域等において、実施をする予定となっておりますのでございます。

宿毛市といたしましても、避難所を初め、宿毛市のみでは対応し切れない、災害対応についても、近隣市町村と具体的な協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、住民の皆様がとるべき行動計画についてでございますが、まずは地震発生後においては、皆様御承知のとおり、命を守る対策として、沿岸部では津波注意報が解除されるまでは、高台へ避難いただき、その後、最寄りの指定避難所を目指していただくこととなりますが、議員御指摘のとおり、小筑紫町エリアにおいては、指定避難所が少ない上に、高台の避難場所から指定避難所へのルートが山道しかない地域も、そういった地区もございます。

このため、その後の命をつなぐ対策といたしまして、平素から、どういうルートで、高台の避難場所から指定避難場所へ移動するのかなどの検討をしておくことが必要ではないかと、そういったふうに感じているところでございます。

また、高台の避難場所の中には、備蓄倉庫を整備している場所もありますので、そこで一定期間、過ごすために必要な物資等の備蓄を、地域として取り組んでいただくことも、現段階で行うことのできる、必要な対策であろうと、そのように考えております。

こうした中、孤立が想定される小筑紫、大海

地区につきましては、地元からのヘリポート整備の要請がありまして、来年度末までに、両地区へヘリポートを設置する、そういった計画になっているところでもございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 先ほどの御答弁にもございました、広域避難についてでございますが、小筑紫地区の場合は、思い当たる対象地域は大月町、三原村となると思いますが、これにつきましては、どこに、どのように広域避難ができるものなのか、地域の皆様の認識はとても薄く、現段階では、この広域避難の実効性がとても心配されます。

この件につきまして、市長の御所見と、現在、どこにどう避難できるのか、御説明をいただきたいと思っております。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

現段階での隣接する自治体への広域避難についての御質問でございます。

これまで、広域避難につきましては、幡多圏域や愛媛県南予地域の市町村と、議論はしてまいりましたが、現段階で広域避難調整には至っていないところでございます。

このため、この地域の方は、この避難場所へということを示すことができず、議員御指摘のとおり、地域間で広域避難についての認識が低い状況にあることは、私自身も実感をしているところでございます。

こうした点を解消するため、先ほども答弁しましたように、来年度以降、できるだけ速やかに広域避難調整について、まずは高知県の御協力をいただきながら、幡多圏域の関係市町村で実効性のある協議を進めてまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） このエリアの人口分、人数分の避難施設を市単独で建設するのは難しいと、私も思います。

しかし、広域避難の調整の中で、何と言いますか、質問をつくっているときに思ったんですけれども、いわゆる広域避難する場所に、県にお願いして、広域で使える避難施設みたいなものが、もし今後つくられるのであれば、避難施設も、数はそうつくれなくても、幾つかはできていくのかなと、私はその制度を調べてませんので、質問はしませんけれども、何かそんなことを思い浮かべました。

大月にしても、やはりもし避難所があっても、大月の方が使うでしょうし、こちらの方が行ったら、人数オーバーするわけですから、広域避難の調整の段階で、そういうことはできないのかなと。広域で使える避難所ですね、そんなふうに思いました。

もし検討できるようでしたら、よろしく願いします。

続きまして、地盤沈下と長期浸水について、お伺いいたします。

高知県の長期浸水対策事業の対象にはなりませんでしたが、長期浸水予測では、この小筑紫エリア、321号線沿いのエリアも、多くの場所で地盤沈下が起こり、長期浸水するとの認識を持っておりませんが、これもまた市民の皆さん、もしかしたら認識が薄いのではないかと思いますので、そのあたりの御説明をしていただけませんか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

まず、先ほど、広域避難の関係でございますが、実際、災害が起こりますと、その後、必然的に広域への避難ということが、どの災害にお

いても、行われているのではないかというふうに思っております。

ただ、それを事前に、しっかりと決めることができているという状況の中で、しっかりと県ともお話をして、調整もしていただきながら進めてまいりたいし、また、今、幡多の6カ市町村のそれぞれの首長、そして愛南町、こういったところとしっかりと連携をとって、いろんな施策を進めているところでもございますので、そういったお話も、機会があるごとにさせていただきたいというふうに思っております。

それでは、小筑紫町エリアについても、長期浸水の被害があるかとの御質問に答えてまいりたいと思います。

議員御指摘のとおり、内閣府が、平成24年に公表しました南海トラフの巨大地震モデルにおける地盤沈降量から算定した結果、小筑紫町エリアでも、長期浸水は想定されているところでございます。

具体的には、最大クラスの地震が発生した場合の浸水深は、馬路新田付近の田畑が3メートル程度、そのほかの国道321号沿いにおいても、1メートルから2メートル程度の長期浸水が想定をされているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） そうですよ。今、注目は市内のほうの地盤沈下の話になっておりますが、実は、ほかのところもたくさん地盤沈下することになるかもしれないので、これはやっぱり認識しておくべきだと思いますので、この質問をさせていただきましたが。

今まで質問した流れから考えますと、長期浸水が起こって、避難施設の不足が生じている。そして、広域避難を実行するということであると、今でき得る対策は何なのかということで、田ノ浦とその隣接地区、そこは小筑紫保育

園の高台が整備されまして、大海地区と小筑紫地区はヘリポートの設置ということだと思えますが、完全な孤立も考えられます、栄喜地区につきましては、大月に抜けていきます栄喜芳ノ沢線、これが思い浮かぶのでございますが、この道路について、市長は防災上、どのような認識をお持ちなのか、お聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

栄喜地区につきましては、これまで高台への避難道整備や、備蓄倉庫の設置等、命を守る対策を行ってまいりました。

こうした状況のもと、議員御指摘のとおり、南海トラフ地震の被災状況を想定する中で、栄喜地区住民の皆様が、広域避難により、大月町の避難所で受け入れをしていただくこととなった場合、先ほどお話のあった市道栄喜芳ノ沢線を利用して避難することが、最も現実的であるというふうに、私も思っております。

そうしたことから、市道栄喜芳ノ沢線は、栄喜地区から大月町までの防災上、重要な路線であるという認識を持っているところでもございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 御答弁ありがとうございます。

今回は、小筑紫エリアの質問をさせていただきましたが、私が御説明するまでもございせんが、池島とか藻津とか宇須々木とか、あちらの地域のほうでも、全く同じことがいえるのではないかと思います、この件につきましては、一足飛びの解決は難しいと思っておりますが、私もそうですけれども、市民の皆様は、中長期の避難が、一般の感覚で、中長期避難ができるという担保が欲しいんですね。

実際に起こる地震の強さとか、津波の量で、現場は間違いなく混乱することはわかっているんですが、やはり今現在欲しいのは、そういうヘリポートがあるとか、ここの道だったらきつと逃げられるとか、ここに行ったら、きっと中長期の避難はここするんだろうなというような、担保がどうしても欲しいと思っておりますので、急には無理ですけれども、ぜひ担保を示せるような取り組みをしていただければと思っております。

最後に、耐震診断等の質問を一つさせていただきます。

地震による家屋の崩壊を減らすための耐震診断等の事業が進められておりますが、平成30年度をめどに、国の有利な補助制度が終わるということでございます。

この診断などの実施率は、それに係る費用に左右されるところも大きいのではないかと感じておりますが、制度が一旦の区切りを迎えるに当たりまして、残りの期間、あと1年しかないですけれども、1年ちょっとの加速化を図るために、市の上乗せ補助も検討できるのではないかと考えますが、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

住宅耐震化事業への補助金かさ上げを検討してはどうかという御質問でございます。

宿毛市におきましては、各地区で耐震診断等の啓発を行うため、平成27年度から宿毛市自主防災連絡協議会へ委託をし、戸別訪問を行う中で、耐震診断の申込件数は激増、かなりふえております。

激増し、それに伴い、現在、耐震設計と、耐震改修工事への補助金申請件数も急増しているところでございます。

また、耐震設計を行う設計事務所と、耐震改

修工事を行う工務店等は、県の指定を受ける必要があり、申請件数が伸びている中で、施工業者の登録数が少ないことが課題となっておりますが、ことし7月に、市内の大工の方などを対象とした耐震改修工事の勉強会を開催したところ、施工業者登録もふえておりまして、今後、さらなる申請件数の伸びを期待しているところでもございます。

業者の登録は少なかつたんですけれども、こちらのほうも、何とかふえてきているという状況でございます。

従来は、耐震事業の周知不足により、実績が伸び悩んでおりましたが、これらの取り組み等によりまして、現在、大幅に申請件数が増加しておりますので、直ちに上乘せ補助が必要な状況にあるとは考えていないところでございます。

しかしながら、議員御指摘のとおり、住宅耐震に係る現行の国の補助制度につきましては、平成30年度末をもって終了するため、平成31年度以降は、補助金が減額となる可能性があり、戸別訪問等を通じて、ふえてきた住宅耐震の実績が停滞してしまう、そういったおそれがございます。

このため、本市におきましては、国の補助金が減額となった場合であっても、県の協力もいただく中で、現状の補助金額が維持できるよう、検討してまいりたい、そのように思っております。

現段階での補助金のかさ上げというのは、かなり難しいのかなというふうに考えておりますが、ただ、これ以上、補助率が悪くならないように、補助金額が下がらないように、そういった取り組みを進めていきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 御答弁の中で、激増と

か、大幅増加とかいう言葉がたくさん出てきました。それはそれでいいことだと思いますが、耐震改修工事の実施までについて、考えていったらどうなのかなという疑問も、私はちょっとありまして。

それと、高齢者の単身の方や、金銭的な事情で、なかなか実施できない家庭の方々についても、これも検討していただいているのかなという疑問も残っておりますので、ぜひその辺も、今後の施策に反映していただけたらと考えております。

以上で、防災についての質問は終了させていただきます。

続きまして、移住施策について、質問をさせていただきます。

これ、市長、突然ですが、移住者の数を伝えるネットの露出ありましたよね。今何人、今何人。これ、最近なくなってしまいました。やめたんですかね。ピンクのスーツ、結構いけていると思いますけれども。いかがなものでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

まず、ピンクのスーツというお話をいただきまして、ありがとうございます。

せんだつても、ほかの、祭りの関係の、ダイドードリンコさんのほうの関係で、また着させていただいておりますので、またユーチューブ等、SNS等を見ていただければというふうに思っております。

昨年度におきましては、平成27年度に作成しました宿毛市まち・ひと・しごと総合戦略で、目標値といたしておりました、平成27年度から平成31年度までの5年間で、移住者100人の目標を、平成28年度中に達成することを念頭に置きまして、昨年度は移住者数をカウン

トし、市公式フェイスブックで公表をさせていただきました。

この中で、私の映像をもとに、日めくりのような形で、移住者のカウントをさせていただいたということでございます。

おかげさまで、結果といたしましては、平成28年度内に移住者100人を達成いたしましたし、宿毛市まち・ひと・しごと総合戦略における移住者数の目標を、平成31年度までに250人と、上方修正をしたところでございます。

この上方修正をしたときに、日めくりをやめたものですから、それがフェイスブック等に出ていないという状況でございます。

移住者数のフェイスブックなどによる公表につきましては、今年度は、先ほど言ったように行っておりませんが、トーンダウンをしたというわけではありません。必要に応じまして、ホームページ、フェイスブックにも登場をさせていただいておるところは、先ほども御紹介させていただきました。

また、これからも登場させていただきたいと思っております。今後におきましても、人口減少に歯どめをかけるため、今まで以上に、移住施策を充実し、取り組んでまいりたい、そのように考えているところでございます。

なお、移住施策につきましては、移住を検討されている方向けの、高知家で暮らすニッポン移住・交流ナビJOIN、ふるさと暮らし情報センター等の移住ポータルサイトやそのほかの媒体に掲載し、PRを行ってまいりたい、そのように思っておりますし、現在も、いろいろとさせていただいているところでございます。

また、原田議員におかれましても、新しいアイデア等ございましたら、ぜひ教えていただきましたら、チャレンジをしてまいりたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） ネットの露出なんですけれども、僕、数をめくって出ていくのは、続けたほうがいいと思っているんですね。

なぜかといいますと、やはり移住者がそれをたまたま見たときに、数がリアルにわかって、しかも100とかを超えていますと、イメージがいいんですよ。自分がまだどこに行こうかって考えてない、その前段階でいろいろ見てきたときに、やはり目に飛び込むのはそういうところなので、できる限り、単年度よりも、僕がやるとすれば、過去3年分ぐらいで、ちゃんと、過去3年から現在みたいな数字を入れつつ、そうすると200人とか、最終的には300人とかいう数字になるじゃないですか。

そうすると、パッと見のイメージが全然違いますので、移住者5人というプラカードを出すのと、移住者250人という、出すほうが、イメージ違いますよね。

だから、市長は続けていくべきだと思います。パッと見たときのイメージが全然違いますので、ぜひ御検討ください。

それで、答弁の中にポータルサイトの話あったんですが、これは答弁はいいです。

高知家で暮らす、高知県のメインの移住のホームページあるんですけども、その中で、宿毛のサイト、私も過去で見たことがあります。多分、収録が随分前だったということで、移住者が一番最初に気になる宿毛のムービーですね。宿毛を紹介する動画があるんですけども、そこに登場する方が、随分と過去の方で、きょう後ろのほうに座っていますけれども、随分と過去の方が出てまして、そのときはそうだったんですけども、移住の施策は、補助は、特別、我が市は移住の補助はしておりませんと、告知しているんですよ。

これはよろしくないと思うので、そういうも

のは日々チェックして、すぐ新しいものに変えていったらいいと。今現在は、移住の施策ありません、というコメントになっております。

あと、テロップの一番最後のところも、企画課とか企画係みたいなのでテロップ終わっているんですけども、お問い合わせですね。

せっかく移住推進室ができたので、それにすべきですし、情報は早目早目にかえていったほうがいいと思うので、これは一応、お伝えしておきます。

質問に移ります。

次は、これまでの移住者の推移や傾向、成果などは、どのようなものでしたでしょうか。お聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えさせていただきます。

まず、先ほどの31年まで、100人だったものを、今は250人に修正をさせていただいたということで、またそれに向けて、取り組みを皆さん方にも周知するような方法を考えていきたいというふうに思っております。

また、先ほどお話のあったムービー等は、2010年ごろに作成をされたものだというふうにお聞きをしました。そちらのほうも、できるだけ、こういった形をとったらいいかを含めて、検討をして、早い段階で変えていきたいというふうに思っております。

それでは、お答えさせていただきます。

まず、移住者数の推移でございますが、平成27年度に20組35人、平成28年度に52組70人で、この2カ年の移住者数合計は72組105人となっております。

次に、移住者の傾向といたしましては、年齢別では20代から30代が、全体の51%、54人でございます。移住元につきましては、近畿地方が32%の34人、関東地方が30%の

31人となっております、主に都市部から若い世代が本市に移住されてきているところでございます。

移住者の家族構成につきましては、単身での移住が主となっておりますが、中には御夫婦や子供連れの移住者の方もおられます。

つかれている職種につきましては、会社員、公務員が26%の19組、次いで自営業が18%の13組となっておりますところでございます。

今年度におきましても、8月末現在で25組の30の方が移住されておりますので、これまで取り組んでまいりました移住施策が、着実に実を結んでいると考えておきまして、今後もさまざまな施策の強化を行い、移住促進に取り組んでまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） この移住者は、さまざまなライフスタイルの方がいらっしゃると思いますが、これまだ、中平市長になってから、数字がまだそんなにデータとれてないでしょうけれども、多分、このまちを選ぶ傾向が、何年かやると出てくるのかなと思ひまして、そのような傾向をしっかりつかんでいただいて、次の移住施策はずっと続けるわけでございますから、今は幅広くということでしょうけれども、もし傾向がつかめるようだったら、それに向かっていけるようなデータの収集も、その都度、考えておいたらいいのではないかと思ひました。

続けて質問をさせていただきます。

以前、行政視察で、この移住施策の件で視察に行ったときに、特に気になったことがあるのですが、移住施策で世間をにぎわせている市町村は、その役所全体と申しますか、移住に直接かわりがないというか、例えば子育てとか、住宅とか、商工とか、産業、ときには教育委員

会まで、福祉もそうですね。など、ほぼ全てのセクションで、何らかの取り組みに参加していて、充実した施策が打ち出されていると、そういう行政視察の中で、そういうイメージを私は持ちました。

この件につきまして、宿毛市もそういう取り組みはしていると思うのですが、十分に内部の連携はとれているのかという疑問も、少し私は持っておりますが、そのあたりについてのお答えをお願いします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

企画課と他部署との連携状況について、お答えをさせていただきます。

昨年度、企画課に移住定住推進室を創設し、移住希望者、移住者の皆様に寄り添って、そういった形で対応しているところでございます。

その中でいただいた御意見、御要望などは、企画課内にとどまらず、他部署とも連携を図りながら、取り組んでいる現状、そういったところでございます。

移住促進の取り組みにつきましては、本市の最優先課題であります、人口の減少対策でもありますので、宿毛市で暮らしたい、働きたい、生み育てたいという気持ちを応援するまちづくりを、もう一段推進していくために、今後におきましては、今まで以上に庁内各課が連携をいたしまして、みんなで知恵を出し合い、関係各課の施策を連携させたさまざまな施策を打ち出していったって、移住促進に向け、取り組んでまいりたい、そのように思っているところでございます。

また、どういったことで、そういったものを、宿毛市として取り組んでいくのか、そういうものをしっかりと市役所の職員全体で、共通の意識というか、そういったことを理解していただ

いて、取り組む必要があるかと思っておりますので、そういったことに関しましても、しっかりと取り組みを、関係のない課であっても、わかっていますと、そういった取り組みを進めてまいりたい、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 御答弁の中でも、本市の最優先課題が人口減少対策という答弁、いろいろなところで市長はおっしゃっております。

それであるならば、今でも連携はとれているのでしようけれども、最優先課題ですから、最優先に連携してほしいというような、強いメッセージを出していただければ、また単独の課では思いつかないような施策も出てくると思いますので、ぜひ強い指示を、よろしく願いいたします。

再質問、これについてさせていただきますが、今後についてでございます。

全国で、今、あらゆる手段で移住者の誘致合戦が行われておりますが、例えば、以前、話題となりました島根県浜田市のシングルマザーの家庭の方を特化して受け入れるなど、世の中で、今、成功している例を、徹底的にまねをしていくとか、例えば宿毛市であれば、僕が釣りが好きだからなんですけれども、係留場所つきの中古船とかを用意して、リタイア後に、釣り好きな方の夢がかなうような、皆さん、畑やったり、例えばそば屋さんやったり、よく山のほうに移住してやったりするんですけれども、ここは海のまちですので、中古船と係留場、丸ごとプレゼントして、移住でもしていただくような、他の地域と差別化が図れるようなサービスというか、施策も必要じゃないかと思っておりますが、そのあたりについて、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

議員の言われますように、現在、人口減少と少子高齢化の進展により、地方自治体の移住施策が過熱している中、地理的ハンディを克服し、人口減少対策を推し進めていくためには、多面的なサポートと、そして一部、例も挙げていただきましたが、プラスアルファの魅力で、引きつけることも一つの方策であるというふうに、私も考えているところでございます。

議員御提案の中古船のプレゼントにつきましても、人生における余暇の過ごし方も、非常に大事なことであると思っておりますので、大変興味深い御提案だというふうに思っております。

他地域との差別化の取り組みにつきましては、就労、子育て、教育、居住、趣味、暮らしなど、さまざまな分野がございますので、今後、本市として、どういった取り組みができるのか、先進事例を参考にしながら、検討してまいりたいと考えておりますので、本日、原田議員から御提案もいただきましたが、ほかの議員の皆様方におかれましても、いろいろな方々からの御提案を賜りたいというふうに思っておりますので、どうか、何かありましたら、またよろしく願いをいたしたいと思っております。

いろんなことに挑戦をしていって、取り組んでいくという姿勢を忘れずに、これからも取り組んでいきたい、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 金銭的な補助は、一時的なもので、そのときはうれしいんですけども、もらって使ってしまうと、もうそれで終わってしまいます。何も残らないと思っておりますが、生活の中で、長いわけですから、その後の生活の中で、長く続けられる補助というか、施策を考えていただければ、また移住者も多く来るのかなと思っております。

それでは、この移住の件については、終了させていただきます。

最後に、MICEの誘致について、質問させていただきます。

人を呼び込むという観点で、MICEの誘致という質問をさせていただきますが、突然、MICEはどうかと言われても、市長も困るかなと思いましたが、これは、宿毛市もそうかと思うのですが、突出した観光資源に恵まれない地方でも、多くの人を呼び込むヒントになるのではないかと思います。提案を兼ねて、少しだけ質問をさせていただきます。

まず、MICEをちょっと説明させていただきますが、MICEとは、ミーティング、会議とか研修ですね。インセンティブ、報奨とか招待旅行、そしてコンベンション、大会とか学会とか会議ですね。最後は、エキシビション、展示会、この頭文字をとった造語で、M・I・C・E、MICE（マイス）と表現しております。ビジネストラベルの一つの形態でございます。

このMICEについては、参加者が多いだけではなく、一般の観光旅行に比べて、消費額が大きいことなどから、このMICE誘致に力を入れる国や地域が多くあるということでございます。

宿毛市も推奨しております、インバウンド施策の進行の一環としても、取り組んでいる地域があるということでございます。

これによって、人や外貨や稼ぐ手段を生み出していくということでございます。

これにつきまして、まずは高知県では、高知県観光コンベンション協会が力を入れて、取り組んでいるということでございますが、このMICEについて、市長のまず御所見をお伺いたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

本市におきましては、これまで全国ほんもの体験フォーラム in 高知や、そして青年会議所の集会でありますJC四国地区大会、また各種スポーツ大会などが開催されまして、宿泊も伴った内容となったことから、その効果もあつたとお聞きをしているところでございます。

しかし、議員が言われる会議、研修旅行、大会、展示会等の全国的な、大規模の、いわゆるMICEにつきましては、ほとんど開催されていないのが実情であろうかと思ひます。

今後、具体的に受け入れをすることとなりますと、開催会場の規模や、宿泊施設の受け入れ可能人数の問題もありまして、宿毛市での単独開催は難しいのではないかとこのように考へているところでもございまして、できれば幡多広域全体で受け入れて、各市町村に分散して、そして開催するような、そんなスタイルが現実的な取り組みとなるのではないかと、そのように思ひしております。

ぜひ取り組みをしていきたい、そのように思ひしております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） MICEについては、市長の御答弁のとおりでございます。規模が、基本的に大きいので、MICE単独というのは、少し難しいと思ひますが、ここにはすごいヒントがあると思ひまして、私は質問をいたしました。

再質問させていただきますが、きょうだけの仮称でございますが、宿毛版MICEの誘致をしかけてみたらどうかと思ひしております。

その理由の一つは、新しい、今の内閣が人づくり革命の推進のために、2018年度の税制改革で、社員研修などを積極的に取り組む。特に中小企業の法人税を軽減するという方針を出

していくと、新聞報道がありました。

二つ目は、中平市長就任から、企業などとの業務提携が盛んに行われていること、この2点でございます。

研修をさせるには、もちろん企業研修の専門業者とか、コンサルタントの活用で、本物のシステムづくりが必要になってくると思ひますが、いずれにしましても、人を呼び込んでいくという考へ方では、市の独自のシステムを構築していくことが必要であるのではないかと思ひまして、このMICE、多岐にわたりますので、さまざまな考へ方ができると思ひしておりますが、このあたりの市長の御所見をよろしくお願ひします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

宿毛市といたしましても、これまで竹内明太郎や、小野 梓の功績を顕彰する中で、小松製作所や早稲田大学との交流や研修旅行の誘致、総合運動公園等の社会体育施設を活用したスポーツ合宿等の誘致を行うなど、交流人口の拡大を目的といたしまして、取り組みを行ってまいったところでございます。

また、昨年度、アクロスリングや、そしてDHCと、地域活性化に関する包括連携協定を締結いたしまして、新たなつながりや、人の流れが構築されたところでもございます。

こういった取り組みを継続する中で、宿毛市といたしましては、MICEは単に観光客として誘致するのではなくて、その先にある新たな交流やつながりづくりの手段といたしまして、位置づけることで、地元産業の活性化や、企業誘致等につながるなど、また大きな、そういった可能性がある取り組みと考へているところでございます。

今後におきましては、宿毛版MICEの導入

が可能かどうか、検討してまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 御答弁ありがとうございます。

中平市長は、就任以来、企業との連携を大切にしている中で、実は、既に宿毛版MICEのようなことは、手がけておりますよね。いろんなことをやっていると思います。

今回、林邸もまた整備するんですが、この林邸なんかも、MICEにとってはいい活用場所ではないかと思っております。

特別大きなことにこだわることもなく、幅広い視点から、取り組みを考えていただければ、すごい、次から次へと夢が広がっていくような気がしまして、今回、質問させていただきました。

以上で、市長に対する質問は終了させていただきます。ありがとうございます。

○議長（岡崎利久君） 原田秀明君の質問の途中ですが、議事の都合により、この際、午後1時30分まで休憩いたしたいと思っております。

午後 0時01分 休憩

午後 1時31分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

原田秀明君の一般質問を継続いたします。

3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） それでは、教育行政について、教育長に質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、済みません、これも今回で3回目ほどになりますが、小中学校の不登校やいじめの問題でございますが、私、ここで定期的に質問をさせていただきますことで、これからの

再発の防止や、問題の解決に少しでも役に立てばという思いで質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まずは、市内小中学校の不登校といじめについての現状を、話せる範囲で結構ですので、お聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、3番議員の一般質問にお答え申し上げます。

市内小中学校における不登校の現状等について、御質問をいただきました。

不登校につきましては、以前の一般質問でもお答えをさせていただきましたように、数校に不登校支援員を配置するなど、さまざまな取り組みを行っているところでございますけれども、残念ながら、現在も数名の児童生徒が不登校の状態にございます。

平成20年度をピークとして、それ以降は、減少傾向でございましたけれども、平成28年度は、平成27年度より増加となっておりますので、今後、取り組みをなお一層強化してまいらなければならないというふうに考えているところでございます。

いじめに関しましては、平成28年度と本年度の1学期に関しまして、数件のいじめを確認をいたしておりますが、いずれも早期に対応し、解消しているとの報告を受けております。

いじめにつきましては、近年は携帯電話によるトラブル等も多く聞かれておまして、学校現場では、目に見えにくい状況もございまして、青少年育成センターが各学校で、情報モラル教育を開催をしたり、8月末には、各中学校の生徒会が一堂に会しまして、宿毛きびなごフォーラムとして、その場で携帯電話やスマートフォンについて、生徒みずからが考え、そしてみずからがルールづくりに取り組むと、そういった取り組みを行うなど、問題を未然に

防ぐ取り組みも行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 御答弁にありました、いじめについては、数件のいじめを確認しておりますが、いずれも早期に対応し、今は解消しているという話は、宿毛市内に限らず、テレビでもよく聞くコメントなんですけれども。

これも別の手段で調べたら、実際はどうなるのかなという疑問もありまして、その辺の質問、この後にさせていただきますので、よろしくお願ひします。

では、続きまして、不登校やいじめにつきましては、個々にそれぞれ要因が異なると思っておりますが、その理由によっては、新学期や夏休みの終盤、新学期を迎える前などに、その当事者が、周りの生徒たちに、改めて聞き取りや、特別な、実際に被害に遭っている子たちに、特別なケアを実施してあげるいいタイミングではないかと、私は思っております。

現在、さまざまな取り組みもあるんでしょうけれども、そのような取り組みを、宿毛市では行っておりますでしょうか。その辺、お答えください。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、3番議員の再質問にお答え申し上げます。

不登校やいじめ問題に対する対応といたしましては、早期の対応が重要であると考えておりまして、先ほども申し上げましたように、不登校支援員の配置や、スクールソーシャルワーカーによる学校や家庭の訪問など、学校現場とも連携を図る中で、これまでも取り組んでいるところでございます。

議員御指摘のように、不登校やいじめの要因はさまざまございまして、個々に応じた対応を行っていく必要がございますので、夏休みな

どの休日を含めて、状況に応じて、継続的に取り組みを行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 先ほどの答弁にも、またまた、不登校やいじめに関しては、早期の対応が必要であるという御答弁が、またございましたが、それであるならば、この報告手段ですね。子供たちからの報告手段につきまして、以前の私の質問の答弁で、ネットでの対応はとっていないという答弁がございました。でも、早期の対応が必要なのに、ネットではとっていないという、現代ではちょっと矛盾があるんじゃないかと思ひまして、質問しますけれども。

提案もかねてでございますが、偶然、きのうの高知新聞に掲載されたんですけれども、教育長も読まれたと思ひますが、ストップイット、やめろということですね。という、教育現場専用の通報アプリですね、通報システムがあることを御存じだと思いますが、いじめの被害や目撃、案件によっては、不登校になっている子供たちの本当の原因など、これを匿名で教育委員会に報告できる、いわゆるモバイルアプリのシステムが普及しつつあるということでございます。読まれたと思ひますが。

これについて、子供たちは今、私たち中高年が考える以上のネット社会にいますので、この辺について、先進的に、国の調査とか研究も必要なんですけれども、時代はもうそこにいますので、ぜひ、それこそ教育長が先進的に取り入れたらどうかと思ひますが、その辺の御所見をお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

現在、先ほども御答弁申し上げましたように、宿毛市におきましては、さまざまな形で相談体

制といますか、そういった取り組みをしておりますけれども、宿毛市では、先ほど言いましたように、電話相談なんかは受けられるような状態にはしております、匿名でも。

ただ、全国の市町村を見ますと、WEB上で、匿名でいじめを通報できるソフトやアプリの導入、それからラインでの相談などを行うという記事を、先ほど、御指摘ございました。昨日の高知新聞にも載っておりますけれども。

また、一方で、国の有識者会議におきましても、音声通話よりラインなどのSNSの活用が圧倒的に多いと。そういったことから、SNSを活用した相談体制の構築が強く求められているとの、中間報告がまとめられているところでございます。

そのような体制を整えることによって、報告があがってくるだけでなく、気軽に通報できるようになるため、いじめの抑止にも効果があるとの情報もございます。

国の有識者会議におきましても、ただ来年度から、一部の学校や地域で、試行的に実施をするということを、提言をされたという状況でございますので、それと、全国的に、先行的に取り組んでいる市町村等もございますけれども、そういった国あるいは先行的なところの取り組みを、十分、状況を検証する中で、宿毛市においても検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 電話での通報システムは、もう何年もやっていると思うんですが、実効性余らないと思います。皆さんもそういうふうに感じているのではないかと思います。

私も、実は子供がいて、直接、そのことを聞いてみましたが、電話はまずしないと、言っておりました。もしかしたら、うちの娘だけ、そ

う考えている可能性もあるかもしれませんが、多分、電話はほとんどしないと思います。

早期発見という観点から考えたら、確定はできませんが、必ずアプリの方向に流れていくと思います。ぜひ、ここは注視しておいていただきたいと思っております。

一つ再質問をさせていただきます。

不登校の件で、長期間、不登校となってしまいますと、学習のおくれが心配されてきますが、宿毛市では、どのような対応をしているのでしょうか。

教育委員会が適応指導教室を設置しておりますが、プリントとか、自主学習に近いと思いますが、さらに充実した対応をして、学習のおくれのフォローをしてあげたらどうかと思いますが、このあたりの御意見をお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

不登校となっております児童生徒につきましては、教員が定期的に家庭訪問等を行ってございまして、その際に、プリントなどを渡して、自主学習をしていただいているという状況でございます。

また一方で、適応指導教室に通室する生徒さん等に対しては、学校が、現在、学校で行っている授業に対応したプリント等を、適応指導教室のほうに届けていただいて、職員とともに自主学習を行っているということでございます。

不登校の児童生徒につきましては、学年や時期、あるいは期間がさまざまありますことから、適応指導教室において、学校のように教員を配置して、通常の授業と同様の内容を実施するという事は、困難であるというふうに考えております。

それから、教育委員会としては、基本的には、不登校の児童生徒については、学校へ戻すとい

うのが基本でありますので、適応指導教室で授業を行うから、それでいいということでは、基本的にはないという認識も持っております。

しかしながら、通所、通室する児童生徒が多くなったりとか、そういった状況で、現職員で対応が困難となった場合には、支援員等の配置を、検討もしていかなければならないかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 適応指導教室については、先ほど御答弁ありましたように、基本的には元の学校に戻っていただく、復帰していただくということが目的であるということですが、そういっても、そうできないから、指導教室に来るわけでありまして、そここのところは、やはり基本的な理念で進むと、いつまでも解決しないわけですし、もう一つハードルを下げ、確かに学校は行ったほうがいいですけども、やむを得ず行けない場合、無理して行かなくてという話もありますよね。

そう考えたときに、学習のおくれのフォローについては、もう1段階下げて、できる限り柔軟な対応を、少しでも学習していける対応をしていってほしいなど、私は今、現状、少し、地域でお伺いしたときなんかは、思っておりますが、これも個々の理由もありますから、一概に私がここで、質問で強くは言いませんが、復帰できないからそこに来ているという、その根本をわかってやるほうが先じゃないかなと思っております。

それでは、続きまして、この問題は終了しまして、次に、弾道ミサイルの説明についてという、今考えたら、ちょっと質問がきつかったかなと思ひまして、済みません。

弾道ミサイルの今の状況を、小学生、中学生にどう説明するかというあれでしたが、題名が

ちょっときつくて、済みませんでした。

このミサイル関係については、多分、次の専門家が詳しく説明してくれるでしょうけれども。

私は、先月、夏休み中に北朝鮮から、高知上空を通過して、弾道ミサイルが発射予告されましたけれども、この件につきましては、もうニュースで子供たちもほとんど知っております。

それについて、むやみに、もう子供も怖がっていませんし、怖がる必要もありませんが、無関心でいるわけにもいかないと思っております。

尾崎知事も、先週かな、年内には住民参加の避難訓練をする予定をしているというふうに示しておりましたが、市内の小中学生の子供たちに、この件について、何らかの説明や指導、考えているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

弾道ミサイルについての学校での教育のありようということでございますけれども、北朝鮮によるミサイル発射につきましては、議員御指摘のように、高知県上空を通過することが想定される発射予告に続きまして、去る8月29日早朝には、発射予告もなしに、北海道上空を通過するミサイルが発射され、太平洋上に落下するという事態が発生をいたしました。

連日、報道されておりますように、日本やアメリカ、あるいは韓国など、関係国との緊張がますます高まっている中、国からもミサイル発射に係る落下物への対応等について、教育委員会のほうにも、文書が届いております、市民の皆様はもとより、児童生徒の安全面からも、大変危惧しているところでございます。

しかしながら、学校現場において、御質問議員も言われましたけれども、この問題を余りにも過度に警戒をし、児童生徒や保護者等を、必要以上に不安にさせることがないよう、十分、

配慮するようにとの留意事項も、その国からの文書には添えておまして、私も、子供たちをいたずらに不安にさせる、あるいは不安を助長させるようなことがないように、対応してまいらなければならないというふうに考えているところでございます。

緊急時の対応といたしましては、各学校において、南海地震などの災害に対する防災訓練等を、定期的に行っておりますので、今後も国や県、あるいは市の危機管理部局とも十分連携をしながら、それらを含めて、安全確保に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 教育長の御答弁のとおりだと思います。それで私も、この件については理解しますが。

防災訓練と多少違うところは、サイレンの鳴り方とか、身のこなし方が、多少違うでしょうから、この機会に、サイレンの違いとか、地面に伏せるですか、目と耳を、でありましたよね。そのような守り方ぐらいは説明したほうがいいんじゃないかと、それは思っております。

よろしく願いいたします。

それでは、この件については、終了させていただきます。

最後に、宿毛市総合運動公園の体育館について、お伺いいたします。

まずは、総合運動公園の一番大きいメインアリーナの清掃についてでございますが、これはどのように、どのくらいの頻度で行われているのか、お聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

宿毛市総合運動公園の管理について、御質問いただきました。

まず、総合運動公園市民体育館のメインアリーナの清掃につきましてですけれども、総合運動公園市民体育館及び陸上競技場施設清掃作業委託業務の中で、アリーナ床面を月曜日、火曜日、木曜日、水曜日の週4日の清掃を合わせまして、市民体育館床維持管理業務委託といたしまして、年4回、アリーナの床のクリーニング及びワックスがけを実施をいたしております。

また、アリーナは、市内外問わず、多くの方々に御利用をいただいているところでございますけれども、アリーナを利用した後に、利用者の方々みずからが、率先してモップかけ等をしていただいている状況でございます。大変ありがたく思っておりますけれども、そういったことで、アリーナをきれいに使えるように、環境を整えていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） これ、僕の考えなんですけれども、アリーナの利用後は、利用者が率先して、モップ等で床を清掃してくれていると。これはありがたい話ではございますが、利用者に清掃していただくということも、どうかなと、実は私、思っております。

学生の部活の延長とか、減免措置をしている場合であれば、これは利用者に多少の期待もしてもいいと思いますが、少しでもお金をいただいている場合、ありがたいという答弁でしょうから、それはそれでいいんですけれども、利用者に清掃してもらうことを期待するというのは、どうかなと思っております。

続けて、再質問をさせていただきます。

平成28年度の宿毛市振興計画では、総合運動公園を中心とした設備の充実を図るとともに、市外及び県外から、スポーツ大会や合宿を誘致すること。

オリンピックの事前合宿についても、可能な限り、誘致活動に取り組む必要があると課題づけられております。

そのような観点から、陸上のトラック、サッカー場、野球場など、適時、整備を行っているのであらうと思っておりますが、この体育館のメインアリーナにおいても、床に引かれている各競技のラインと、床自体のクオリティーをもう少し上げるべきではないかと、私は思っておりますが、教育長のお考えをお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

まず初めに、先ほどの私の答弁の中で、アリーナ床面の週4日の清掃を、月曜日、火曜日、木曜日、水曜日と答弁したようでございますけれども、月曜日、火曜日、木曜日、金曜日に訂正させていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

それから、アリーナ等を使ったスポーツ誘致の関係で、再質問いただきましたけれども、議員御指摘のように、市内には宿毛市総合運動公園を初めとして、多くの体育施設がございます。

それらの利活用や、交流人口の拡大を目指して、スポーツ合宿等を、現在、積極的に誘致を行っているところでございます。

御指摘の市民体育館につきましては、多くの市民の方々のスポーツ活動を初めとして、小中高等学校の学校関係や、あるいはクラブチームなどによりますバレーボール、バスケットボール、レスリング、柔道など、各競技の大会なども行っておりまして、年間利用者が約2万5,000人ほどございます。

本市のスポーツの振興のみならず、市外から来ていただく方々等によって、経済の活性化にも大きく貢献をさせていただいているところでございます。

アリーナの床の管理としましては、先ほどお答えをいたしました、通常の維持管理を初め、競技規定の改正等に伴うライン改修等は、適宜行っているところでございます。

市民体育館は、建設後15年以上経過をしており、一定の経年劣化は避けて通れないかなというふうには認識しておりますけれども、一方、しかしながら、本市の体育施設は市民体育館だけでなく、数多くございまして、どの施設も老朽化が進んでいる状況でございます。

施設改修等に伴う財源には限りがございますので、現状では、市民体育館についても、先ほど申し上げましたように、利用される方々に、大事に使っていただく中で、床のラインの摩耗状況や、経年劣化等による床の傷みなどを注視しながら、施設運営を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 体育館については、ラインについては、いつでも、しっかりしたものにしておくべきであると、私は思います。

体育館自体の経年劣化は避けられないという話ですが、ラインはいつでもしっかりしているものが基本だと思っておりますので、お伝えしておきます。

体育館に限った話ではございませんが、誘致に関しては、お客様はありがたいアドバイスは、大抵してくれないと思ったほうがいいです。ただ、選ばれなくなるだけでございます。

ですから、その辺の、お客様を迎えるための危機感みたいなものをもって、スポーツの、ライン一つとってもそうですし、そういう感覚で、改めてまたいっていただきたいと、お伝えしておきます。

最後になります。

済みません、これもちょっとすごい細かい話

で、恐縮なんですがございますが、総合体育館のメインのトイレの手洗い場について、お伺いたします。

この手洗い場に、手を乾燥させるシステムを設置するべきではないかと思っております、その質問でございます。

体育館は、公共的な施設ではあるんですが、本庁舎などとは違って、そこに来方からお金をいただいて運営している施設であるという大前提があると思います。

現場では、洗面台が汚れたら、拭いていただけませんか、優しい言葉ですけれども、台拭き用のタオルが幾つか置かれているんですね。

でも、お客さんが拭くとか、お客さんが乾かす設備のほうはないんですよ。

そのあたりも、先ほどの危機感と同じ話なんですけれども、本来はお客様にサービスを提供してから、そのあたりちょっと附属でお願いするものでありまして、私自身も、そのところちょっと、半年ぐらい気になってまして、体育館の質問があったので、細かくて済みませんが、ちょっと質問させていただきました。

その件について、教育長の御所見をお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

市民体育館のメインのトイレの手洗い場等についての御質問をいただきましたけれども。

市民体育館は、スポーツ施設として、市内外の多くの方々に御利用いただき、その利便性を図るため、各種設備の設置や、更新にも努めているところでございます。

御質問の市民体育館メントイレの手洗い場につきましては、アリーナ床清掃同様に、施設整備清掃作業委託業務として、週4回の清掃を行っております、常に、衛生的な状態を心が

けておりますけれども、メントイレの使用頻度が、非常に高うございまして、洗面台に水がかかっている状況が、頻繁に見受けられる状況にございます。

手洗い場を、後で利用される方々に不快な思いをさせないためということから、洗面台にタオルを置き、御協力をお願いをしているところでございます。

洗面台が水等で汚れる原因の一つとして考えられますのが、現在、取りつけている手洗い器が、構造上、手を洗った後に、蛇口を閉める際、洗面台へ手から水がこぼれ落ちることが、主な原因ではないかと考えておりました、ワンプッシュ式の手洗い器の設置などで、一定、改善ができるのではないかと、検討をしているところでございます。

このような改善を図ることで、現状の洗面台の汚れは、ある程度、改善をできるのではないかなと考えております。

市民体育館のトイレにつきましては、これまでも一部の和式トイレを洋式温水洗浄便座に変更するなど、必要に応じて改修を行ってまいりました。

御指摘の、乾燥させるシステム機器の設置につきましては、多くの施設で広く普及をしております、衛生面や、あるいは快適性等を含め、十分な理解をいたしているところでございますけれども、スポーツ施設全体の維持管理を考えた中で、検討してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 御答弁の中に、トイレの使用頻度が非常に高いという御答弁ありましたが、それであれば、週4回の清掃で間に合っているのかなという疑問も、今わきましたが、通告していませんので、投げかけておき

ます。

週4回で足りるのかな、2万5,000人がという。

先ほども申し上げましたが、やはり誘致をするということであれば、何か問題が起きたときは、いろいろな、さまざまな要因があるということを考えるんですけれども、基本的に、管理者側が措置をするという、一貫した考え方を、まず持ってほしいと思っております。

その中で、利用者に、この利用料としていただけるものはしっかりいただいていくというようなことで、やっていけばいいんじゃないかと思っております。

以上で、全ての質問を終了させていただきます。

市長、教育長、どうもありがとうございます。

○議長（岡崎利久君） この際、10分間休憩いたします。

午後 2時01分 休憩

午後 2時14分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 5番の山本です。2カ月半ぶりでございます。よろしくお願ひします。

昔、ロッテの歌のアルバムは、「1週間の御無沙汰でした」で始まりましてけれどもね。2カ月半の御無沙汰でした。

最初に、先ほどの議員もちょっと触れましたけれども、Jアラート、私自身が誤解していた向きがありますので、そこも含めて、再度、市民の皆様にも、周知徹底させていただくということで、質問させていただきたいと思っております。

私は、発射間際には、どこを向くかわからな

いので、とにかく発射情報は全国放送だろうと思ってたのです。ところが、ある程度、方向性を見てから流すようで、今回は東北・北海道に限定されて流されたようで、流れなかったというのが、率直な私の感想でした。

ドコモだとか、携帯電話にも連動して流れるようになっておりますので、いつ来るかなと思って待ってたんですけれども、全然こなかった、あれっという感じでした。

ということで、私自身にもそごがあったんですけれども、政府が決める放送エリアは、どのような約束事になっているか、教えてください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 山本議員の御質問にお答えさせていただきます。

北朝鮮の弾道ミサイル情報の伝達エリアについての御質問でございます。加えて、内容について、お答えをさせていただきたいと思ひます。

まず、Jアラートによる屋外子局からの放送及びスマートフォンや携帯電話へ緊急速報メール、エリアメールが伝達されるエリアについてでございますが、北朝鮮から弾道ミサイルが発射された場合、本市が伝達対象地域とされるのは、四国、中国及び九州の三つの地域のうち、いずれかの地域が通過、落下予測地域となった場合に、伝達されることとなります。

ただし、このことにつきましては、あくまでも基本的な伝達地域でございますので、ミサイルの飛翔状況に応じて、変更の可能性があると言われております。

次に、伝達内容でございますが、まず、弾道ミサイルが発射され、日本に飛来する可能性がある場合には、弾道ミサイルが発射された旨の情報が伝達され、避難を呼びかけることとなっております。

その後、弾道ミサイルが日本の領土、領海に落下する可能性がある場合には、続報といたし

まして、避難を呼びかけるとともに、領土、領海への落下後は、落下場所等の情報についてもお知らせするものとなっております。

さらに、日本の上空を通過した場合は、ミサイル通過情報が、また日本の領海外の海域に落下した場合は、落下場所等についての情報が、それぞれ伝達されることとなります。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 内容まで加えていただきまして、ありがとうございます。

次に、市民への周知について、どのような手段で、さらに周知していくかということについて、お尋ねしたいと思います。

前回、窮鼠猫をかむということわざを出しました。そんなことはないよという人もおられますけれども、第二次世界大戦の日本は、まさに窮鼠猫をかむ状態であったわけですね。

石油をとめられて、にっちもさっちもいなくなつた日本だったんですけれども、岡倉天心の、アジアは一つという理想郷、大東亜共栄圏の建設に向けて、何十倍もある国力のアメリカに立ち向かっていったと。これはまさに、窮鼠猫をかむ状態ではなかったのだろうかと思えます。

そのときの、日本は侵略国ということで、軍事裁判を受けて、いさめられたわけですが、そういう見方だけではないということで、一つ余談ながら、紹介させていただきますけれども。

タイのククリットプラモード元首相の談ですが、ちょっと読んでみますと。

日本のおかげで、アジア諸国は全て独立した。日本というお母さんは、難産して母体を損なつたが、生きた子供はすくすくと育っている。

今日、東南アジア諸国民が、アメリカやイギリスと対等に話ができるのは、一体誰のおかげ

であるのか。それは、身を殺して仁をなした日本というお母さんがあったためである。

12月8日は、我々に重大な思想を示してくれたお母さんが、一身をとして重大な決意をされた日である。

さらに、8月15日は、我々の大切なお母さんが、病の床に伏した日である。我々は、この二つの日を忘れてはならない。

これが、アジアを代表する元首相の言葉であります。

極東軍事裁判史観を排するためにも紹介させてもらいました。ちょっと余談でしたけれども。危機管理というのは、クライシスマネジメントとリスクマネジメントの2種類があると思えます。

北のミサイル発射防止だとか、核兵器の開発除去等は、政府や国際連合のするクライシスマネジメントに入ると思えますけれども、Jアラートなどの自己防御の対策は、リスクマネジメントとしての危機管理として、自治体でも視野に入れておくべきだろうと思えます。

Jアラートの仕組みは、その際のとるべき行動については、市民の周知徹底を図る必要があるとは考えますが、こうした中、先ほどの議員も言いましたように、高知県下で避難訓練が計画されるというふうな話も聞き及んでおります。

実践的訓練は極めて大切な訓練であろうと思えますので、どのように宿毛市としても取り組むか、そこら辺のお考えがあれば、お教えください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

北朝鮮の弾道ミサイル情報に係る、市民への周知の必要性についての御質問でございます。

私といたしましても、市民への周知徹底は必要であると考えているところでございます。

これまでも、ホームページへの掲載や、地区へのチラシの回覧に加えまして、去る8月18日に、全国一斉で実施されましたJアラートの導通試験時に、本市においては、実際の国民保護サイレンを鳴らすなどの周知に努めてまいりました。

今後におきましても、しっかりと市民に周知できるような体制をとってまいりたいと考えております。

また、議員より御指摘がありましたように、高知県下では今後、弾道ミサイルを想定した避難訓練も計画されております。現段階で、県から具体的な訓練内容等が示されておられません、詳細がわかりましたら、市民の皆様には周知する中で、積極的に参加をしてみたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 2点ほど、私の所見を申し述べたいと思うんですけれども。

質問する価値のある所見ではないと思いますので、済みませんが、ワンサイドで述べてみます。

今回の発射事例を見ますと、どうやら発射の兆候は、アメリカの偵察衛星等で、十分、事前に知らされていたという情報があります。イージス艦も張りついた。

そのような緊迫した体制のもとで発射をして、今回のアラートの時間になったわけです。

発射から7分後には、4分後にJアラートが、東北方面は鳴ったということで、7分後には上空通過しているわけですよ。

それで、先ほど、市長から教えていただいたように、第1弾を発射しましたよという話と、落下するかもしれませんよ。この辺に落ちる可能性もありますよ、避難してください、というふうな話が、そんなに悠長にできるのかという

のが、私の感じでした。

7分のときには、上空におるんですから、発射した4分から3分しかないわけですよ。最初の情報から、市民の立場でとってみれば。

ですから、発射されている、自分ところに放送されたら、とにかく、先ほど、頑丈な建物の中に入るか、付近にそういうものがなければ、頭を守る。だから、目と耳とかじゃなく、頭を保護する体制で、そこに伏せるという体制は、とらざるを得ないんじゃないかなというのが、私の所見です。そんなに時間的な猶予がないんじゃないかなというのが、所見でした。

それから、今回は、日本を飛び越えたミサイルは、5回目ですね。新聞にも載っていましたが、

昔は、偵察衛星ではなくて、衛星を打ち上げたとか称して、沖縄の東方海上なんか打ち込んできたという事例がありますけれども、実は、日本は、ノドン、テポドンの射程範囲には、もう随分前から入っているんです。核も含めて、日本は単独では、戦略的劣勢に立たされております。

同盟の重要性が、よりわかる昨今ではなかろうかと思う次第であります。

領空の通過については、皆様御案内のとおり、国際法上の領空は、じゃあどこまでかという定義の話があるんですけれども、これは人の支配できるところまでというのが通説でした。僕の記憶では、そういう、領空の上、上限はどこまでかというのは、人の支配可能な航空までということだったんですね。

したがって、大気圏内については、人の領空を飛ぶときには、ICAO規定に基づいて、民間機なんかはこのルートを飛びます、おたくの上空を飛んでいきますよということで、出しているわけです。

これは事前了解をとっている手段なんですね。

I C A O規定に基づいて。

軍用機は、他国の領空には入れません。入ってきたら、領空侵犯ですね。これは航空自衛隊のスクランブルで撃ち落とすことになっておりますので、そういう緊張の状態です。

したがって、そのような概念を、宇宙にも取り入れるべきだと。外務省来てたら、聞いてもらったらいいんですけどもね。

人の支配可能などという意味じゃなくて、領空のその上の大気圏を、大気圏外を通過するものであっても、事前許可をとる国際法をつくれればいいというふうに、私は思うんですけどもね。

そういう今後の課題も出てくるだろうと思います。

ちょっと余談が長引きましたので、後ろから変な議事進行がかかってくるといけませんので、次の問題に移りますけれども。

国道321号線について、質問させていただきます。

8月28日に、私も初めて公務ということで、5市町村が開いておりました321号線の会議に参加させていただきました。

事前に、これまでどんな議題が出て、宿毛にどんな関係があるのかなということで、ちょっと議会事務局にありました、まとめたものをさっと読みましたところ、小筑紫のバイパスの問題が出てくるなということで、それが初めて知って参加したわけですけども、残念ながら、議題にもなく、説明も出てきませんでした。

県のほうに、どうなっているのかと質問したんですが、答えは、今やっている事業の次です。次期の事業になります。ですから、次期はじきにくるから、頼むぞということで言っておりましたけれども、会議全般を通じて感じましたのは、地元の視点のみが議論の対象になっている。全国から来る観光客の安全安心に寄り添った議題というのは、全く出てこない。

土佐清水の足摺岬を中心とした観光開発で、この幡多地域も何とか観光客を呼び込もうという、熱心なところだと聞いておりますけれども、全くそこら辺の話が出てこないんですね。

私が思いましたのは、小筑紫バイパスも、トンネルをぬくというのが基本的な今の考え方だろうというんですが、若干、標高が100メートル強あるような山を横切っていかなければいけないらしいんですけども、都賀川に上って行く山道を考えれば、私は十分、山頂を切り開いたほうがいいのではないかというのが、率直な意見でした。

山頂付近を通過させて、そこをがさっと削り取れば、大きな駐車場ができるわけです。観光客も、そこに車で緊急避難的に登っていけるわけですね。

あの辺、先ほどの議論では、1メートルとか3メートルの浸水エリアというふうに言われていましたので、大規模な駐車場をつくっておけば、観光客の皆様も、あるいは地元の人たちも、車に乗っている方は、そこに緊急避難できるのではないかと思います。

さらに、大きなエリアをつくっておけば、その津波が終わった後の仮設住宅の建設エリアにもできるなというふうに思ってます、一挙両得ではないかと。しかも予算は国がつけてくれるんだろうから、ということで、ちょっと我田引水的な意見かもしれませんが、そういう感じを、率直に受けました。

また、この前、須崎方面の国道、いつも高速道路で行くので理解してなかったんですけども、下の国道を久しぶりに走ったんですけども、そこにはこんな看板があります。「この道路は津波による浸水が想定されています」。それは、地元の人たちみんなわかっているわけですよ。ここは何メートルの津波が来て、ここもつかるな。

しかし、走って、今来ている人が、地震だっ
ていって、よそから来た人はどうなるかわから
ないわけですよ、ここはですね。そういう表示
があれば、緊急避難で、どこへ、じゃあ山のほ
うに向かって走っていこうとか、そういうこと
にもなるかとは思いますが、観光客に対する、僕
は表示だろうなと思って読んだんですけども。

残念ながら、幡多地方や愛南町方面の道路で、
その類いの観光客、よそから来た人に対する配
慮というか、そういう掲示物を見たことがない
んです。

僕は、そういう意味では、ここのバイパスの
あり方について、先ほど言いました仮設住宅ま
でもっていくような話も含めて、今後のあり方
については、再検討してもらいたいと思ってい
ますが、市長のお考えをお聞かせくだ
さい。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただ
きたいと思えます。

先月の末、行われました国道321号の建設
促進期成同盟会のお話だと思います。

当然、道路というのは、321号にかかわら
ず、地域住民の生活を支える、そういった基盤
整備でもありますし、と同時に、観光産業であ
るとか、それぞれの地元の産業を支える、そう
いった大切なインフラ整備だというふうに思っ
ているところでございまして、当然、同盟会に
参加されたそれぞれの方々も、同じ思いで参加
をされていたというふうに、私自身は思ってい
るところでございまして。

国道321号は、高知県の管理する道路で、
宿毛から小筑紫地区を経由し、大月町、土佐清
水市、四万十市へ至る幹線道路でありまして、
観光産業の振興、そして福祉の向上等、小筑紫
地域の振興を図る上で、大変重要な役割を果た
しているところでございまして。

しかしながら、小筑紫地区の中心地周辺は、
道路幅員が狭い上に、住宅や店舗が接近をして
おりまして、歩道が確保できていないため、自
転車や歩行者の通行に非常に危険な状況で、そ
ういった状態でありますので、バイパス整備の
要望を、道路管理者である高知県及び県議会の
産業振興土木委員会へ、以前より行っている
ところでもございます。

国道321号の福良川橋から北上するルート
では、背後地の山が急峻で高いため、議員の言
われるような、南海トラフ地震対策としても、
有効な道路は難しい面もあると聞いているとこ
ろでございまして、一日も早い事業着手に向け、
引き続き要望していきたいというふうに思っ
ているところでございまして。

なお、その際には、小筑紫地区の防災対策に
ついては、検討するよう、あわせて要望してい
きたいというふうに考えているところでござい
ます。

また、浸水区域のわかる表示板の整備につ
きましては、現在、国道321号には設置されて
いませんので、他市町村と連携して、県に要望
していきたい、そのように考えているところ
でございまして。

以上でございまして。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） まさに、観光客の話が
メインではなくて、地元の方々の安全安心が一
番だろうとは思いますが、もう少し視野
を広げていけば、今、市長が御答弁いただいた
ような方向性を、打ち出していくのではな
かろうかなと思いますので、ぜひそういった
視点で、県のほうに取り組んでもらいた
いと思えます。

この件は、これで終わります、次に、核廃
棄物の処理について、お伺いいたします。

去る7月28日に、経済産業省から、核廃
棄物の最終処分候補地を示した地図が公表され

した。御案内のとおりだと思いますけれども、全国約1,800の自治体のうち、1,500を超える自治体が、候補地といいますか、適正地ではなかろうかという、色合いで示されています。

四国では、中央構造線の活断層と、隆起活動のある室戸岬を除くエリアが候補地で、宿毛も含まれていますが、新聞報道以外で公式な連絡なり、情報は入っておりますでしょうか。

とりあえず、そこまで、市長お願いします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきますと思います。

高レベル放射性廃棄物の最終処分に関する問題についてでございますが、国は、原子力発電に伴って発生する高レベル放射性廃棄物は、地下深く、安定した岩盤に閉じ込め、人間の生活環境や地上の自然環境から、隔離して処分する方法、いわゆる地層処分が最適であるという、国際的にも共通した考え方でございますが、これに基づいて取り組んでおります。

2002年から調査受入自治体を公募してきましたが、受入自治体がないため、ことしの7月に、広く国民に地下環境の特性などに関心を持ってもらい、地層処分の安全確保の考え方などについて、理解を得る目的で、火山、活断層の近傍などの好ましくない特性と考えられる地域と、好ましい特性が確認できる可能性が、相対的に高い地域を、化学的特性マップといたしまして、全国地図の形で示されたところであります。

このマップにつきましては、四国及び高知県沿岸部のほぼ全域、宿毛市も全域が、活断層等から、比較的離れており、海岸からの陸上輸送も、こちらが容易であるとされる地域の中に含まれているところでございます。

こういった化学的特性マップや、地層処分な

どの情報は公表されておりますので、国や原子力発電環境整備機構などのホームページ等でも、ごらんになれるところがございます、それ以外の、特に情報というのは、入っていないところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 情報は、ネットとかで十分わかるということですがけれども、これは私がこれを取り上げたのは、酒井南嶺に倣わなくてはいけないという、ソフトの面から取り上げたわけです。

この問題は、日本人としては避けて通れない問題なのです。

日本の、御案内のとおり、石油発電にしる石炭、LNGにしる、ほとんど日本は国産ではないんですね。輸入に頼っているわけです。

生殺与奪権を握られかねないということで、あるいはクリーンエネルギーということで、原子力発電で、40ないし50%近い発電量を、これまで賄ってきたのは、そのためでもあるわけですね。

我が国のエネルギー安全保障の一環でもあったわけで、そんなの汚いよ、きついよ、怖いよとか言っていたら、済む問題ではないんです。日本人としてどうするべきかということ、みんなが考えないといけない問題だと。

宿毛に受け入れろと、僕は言っているわけじゃないですよ。よくよくこの問題は、日本人としてどうするべきかを、みんなが考えて、どうするべきかを考えていかないといけないということ、強調しておきたいから、ある程度、取り上げたわけですがけれども。

四国にも、伊方原発3号機がもう稼働を始めましたね。再稼働を始めました。1号機、2号機。2号機はどうなるかわかりませんが、1号機は廃炉になるということで、それでも核

のごみはそこに残っているんです。あるんです。四国にあるんです。

高知県は、四国電力の大株主だということを知っていますか。

官公庁の中では、高知県が断トツです、大株主。630万株です。我々高知県人は、大株主としての責任からも、この問題は避けて通れない問題だというふうに理解して、よくよく勉強しなければいけないというふうには思っています。

その判断要素は、今、インターネットで出ているということでしたけれども、適宜、情報が入れば、市民の皆さんに周知していくべきではないかと考えておりますが、市長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

今後も、国は、広く国民に地下環境の特性などに関心を持ってもらい、地層処分の安全確保の考え方などについて、理解を得るために、対話活動を重点的に展開していくとのことでありますので、国の動向を注視するとともに、市民の皆様にも、重要な課題としての認識を深めていただければというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） ぜひ、そのように御連絡といたしますか、市民の皆さんにも、状況については周知していただきたいと思っております。

次に、自衛隊の誘致活動について、進めます。

先般の市政懇談会、私も2階の後ろで傍聴させてもらってございましたけれども、連合会からの要望事項として、人口減少対策や、経済面などの自衛隊誘致のメリットを例にしながら、議会、商工会議所との連携した誘致活動、市民への説明会や、近隣自治体との連携した取り組み

の説明の要望がなされました。

地区連合会からの要望ということで、自衛隊誘致に取り組んでいる私としても、心強く思いましたけれども、執行部からの答弁が、余りにも事務的過ぎたのではないかと思います。

もう少し前向きな、また防衛省に出している要望書の内容にも触れるなど、現在の状況が地区長の皆さんにもわかっただけの答弁にしたほうが、よかったのではないかとというのが、私の所見であります、これは所見として申し上げます。

去る8月24日に、私は横須賀研修をさせていただきました。二、三、所見を述べますので、御所見があればお伺いしたいと思います。

一つは、横須賀総監部で管理部長と話す機会がありまして、話したんですけども。

横須賀総監部の担当エリアは、岩手県から三重県の太平洋岸ですね、もちろんそうなんですけれども。太平洋岸の担当エリアを受け持っている部隊であります、漁協とのトラブル等は何かありますか、と質問したところ、全くありませんというのが、正直な答えでした。

何でそんな質問をするのかなというような、危惧の目をもって見られたのが不思議なぐらいでしたけれども、全くないということで。

常駐はしてないんですけども、体験航海だとか、広報で、あちこちの港に出入りしていますけれども、全く問題ないという話でございます。

それから、皆さんも気になると思いますけれども、原子力潜水艦、それから今、空母レーガン、これも原子力推進、ニュークリアパワーズの空母ですけども。やっぱり原子力で動いていますから、漏れないかというふうな危惧をしている向きがあるかと思いますので、そのチェック体制はどうなっているか、これまでの実績はどうだと確認したところ、漏れは一切出

てきていませんと。出入港のたびに、横須賀総監部のすぐ隣に原子力委員会が調査船を持っています、出入港にあわせて、その船で調査をしているのですけれども、一回も異状の報告はあがっておりませんというのが、管理部長からのお話でございました。

余り恐れずに、たらずというか、勝手な想像で怖がる必要はないなというふうに思っております。

三つ所見を述べますけれども、まとめて御所見をいただきたいと思うのですけれども。

二つ目は、自衛艦隊司令部からの説明では、ソマリア沖で海上自衛隊、海賊対処をやっておりますけれども、ひところ、しっかりとした護衛をつけてやっているので、海賊も出没がなくなっていた時期があったそうです。もうそろそろ終わりかなと思ってたんですけれども、最近また、ソマリア沖で海賊が出没し始めたということであります。

したがって、今後ともあそこでの護衛活動は継続しなければならぬのが実情です、ということ。

三つ目の所見は、護衛艦いずも、一番最大級の護衛艦ですけれども、それに乗って見学してまいりましたが、甲板は、テニスコート10面分の、本当に広い甲板を持っています、7機の運用が同時に可能だというふうな話でした。

その1階、エレベーターでおりますと、全通甲板で、これは7機と、それから2機の整備機が格納できるということで、同時に9機までは整備しながらの運用ができますよという説明を受けてまいりました。

ここで我々、思いをしていかなきゃならないのは、ここの付近で南海トラフが起きたときには、陸上のヘリポートなり、高知空港なんか全く使い物にならなくなると思います。どこから来るのかということ、こういう船が沖合にいて、

ここから飛び上がってくるわけです。大きいものですから、陸上自衛隊が持っていますチヌーク、タンデムで、後ろと前で大きいのが回っているのがありますわね。22トンのヘリコプターですけれども、これが自衛隊では最大のヘリコプターで、輸送機なんです。

これも運用可能ですし、3自衛隊の大型の輸送機、輸送可能なヘリコプターは、そういった飛行甲板を利用しながら、内陸に陸上自衛官を運んだり、あるいは救助の物資を届けたり、あるいは救難者をA点からB点へ移したりと、いうふうな活動をすると思うのです。

なぜかという、この航空機の運用というのは、単に飛行機が飛んでいるだけではなくて、連続運用していくと、整備をしなければいけないんですね。燃料補給をしなきゃいけない。どこにありますか、この陸上基地で。ないですよ。

だから、こういったいずもクラスの大きなやつだけではなくて、船から飛び上がれるような甲板を持っている、艦からの救助活動が対象になります。したがって、先ほど、小筑紫方面のヘリポートをつくるんだという話も、私、実はまだ一回も見えてないので、一回見せてくれといていた切りになっているのですけれども。

対象は、おりるスペースは15メートル四方ぐらいあれば、そこだけは大丈夫なんですけれども、アプローチしていくところとか、障害物を大型ヘリでも大丈夫なような、木を伐採してクリアにしていくというふうな対策をとれば、十分活用できますので、そこら辺を念頭に、我々は受入態勢をつくっていくべきではないかというふうに思っております。

ここまでのところで、御所見ございましたら、お願いします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

きます。

まず、海上自衛隊と漁協とのトラブルにつきまして、こちらに関しましては、本年3月の定例会における山本議員の一般質問の中でも、広島県海洋技術センターや、岩国市の漁協の情報から、広島県の水産関係に自衛隊の影響は出ていないとのお話をいただいているところでございます。

また、今回、横須賀エリアでの漁協とのトラブルについても、何ら問題が生じていないとのことでございます。本市といたしましても、今後、さまざまな情報収集に努めてまいりたいと考えておりますので、山本議員におかれましても、情報提供等につきまして、御協力を賜りますよう、お願いをいたしたいと思っております。

また、先ほどのヘリポートのお話でございますが、来年度末に向けて、整備を進めていくという答弁を、先ほどさせていただいたところでございまして、いろいろと見ていただいて、アドバイスをいただければというふうに思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） ぜひ、微力ながらお手伝いできればと思いますので、御活用ください。

次は、もう1点、土佐清水には航空自衛隊の通信隊が所在しています。隊員数は約25名ぐらいというふうに聞いていますが、私、開隊記念日には、残念ながら横須賀の出張とダブリましたので、行けなかったのですが、かわりに出てもらった同僚の隊友会のメンバーに聞きますと、土佐清水市の市長さんのお話として、ことしも三崎地区の3億円の水道事業の補助が得られるということで、感謝の言葉が、その開隊記念日の日に壇上で述べられたようであります。

着々と利用できるものは利用されているなど

いうことで、感じ取ったわけですが、これもいつぞや申し上げました、周辺対策事業としての関連法の第8条にあります民生安定施設の助成ということで、取り組んでいる成果だろうと思っております。

これまで土佐清水は、どんな支援を受けられているか、掌握されておりますでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

土佐清水市につきましては、航空自衛隊土佐清水分屯基地が所在しているため、防衛省の施設周辺整備助成補助金を活用いたしまして、平成27年度に、基地周辺の消防施設整備といたしまして、水槽付消防ポンプ自動車の購入、また平成28年度から平成33年度にかけて、基地周辺の水道管や給水施設、水槽等の改修工事を行う予定とお聞きをいたしておるところでございます。

本補助金につきましては、補助率が2分の1となっております。水槽付消防ポンプ自動車では、1,497万円の補助を受け、水道施設の改修工事では、先ほど3億というお話ありましたが、3億5,000万円の補助を受ける予定とお聞きをしておりますが、そのほかの防衛省関連の補助事業等は、行っていないということでございました。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 香南のように、毎年という話ではないようで、あれですが、規模は小さいんですね。しょうがないかなとは思いますが。

そういうふうに、自衛隊が駐在すると、単に自分たちだけのエリアを守るという話ではなくて、周辺対策といいますが、民生安定に協力することとなっておりますので、宿毛にも、もし

来ていただければ、力強いものになるのではないかと考えております。

次の、最後の防衛関係の質問ですけれども、防衛計画の大綱の見直しが、正式に決定されました。南西方面への機動力を強化せよ、との社説を掲げました最大大手の新聞もありましたけれども、方向性はそのままいけるかなという感じではありますけれども、我々の誘致活動の戦略、アプローチのあり方も、いま一度、再検討すべきと考えますが、どのようなお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

防衛計画の大綱につきましては、先月行われました内閣改造により、就任いたしました小野寺防衛大臣が、見直しに着手することを明らかにしてございまして、今後、防衛計画の大綱の見直しが活発化し、また次期中期防衛力整備計画の策定の検討に入るとの報道がなされております。

このような情勢の中、海上自衛隊のみだけではなく、陸上自衛隊、航空自衛隊も含めた誘致活動を行うべきではないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） ぜひ、その方向でいきたいと思っておりますけれども。

私が言いたかったのは、防衛計画の新しい大綱が出るたびに、政策提言をする集団があるんです。

我々海上自衛隊のOBでつくっております水交会だとか、航空自衛隊つばさ会、陸上自衛隊もありまして、それをトータルして隊友会となります。

それから、戦略研究フォーラム、これもこの大綱のたびに政策提言をしております。

可能ならば、そこら辺の政策提言をするところに、四国南西部という話をもっていきたいなと。いけばいいなというふうに思っております。

いずれにしましても、商工会議所等も、民間も含めまして、志が一致する向きのものがあれば、一度集まって、そこら辺どうするべきかということ、検討してもいいのではないかなというふうに思っておりますが、ひとつよろしくお願いいたしたいと思っております。

最後ですけれども、自衛隊に関しては最後ですけれども、先ほど言いましたように、ソマリア沖の海賊対処、今やっていますね、海上自衛隊。それから、海上自衛隊だけでいえば、実は、尖閣諸島、きょうも4隻が領海侵犯をしそうだというニュースが、昼間流れてきてましたけれども、海上保安庁が頑張ってもらってますが、その数十マイルバックに、海上自衛隊の護衛艦が張りついているわけです。

それから、日本海ではイージス艦が張りついています。これはいつ、打ち上げられるかもわかりませんので、ちょっと皆様には申しわけなかったんですけども、後輩が土曜日の夜中に発着艦訓練をして、3名が殉職する事例がございましたけれども、日夜訓練して、抑止力の向上に努めておるわけで。

私が言うのも変ですが、まさに、ありがとう自衛隊ということで、ひとつ心の応援を、宿毛からも送ってもらいたいなと思っております。

以上、自衛隊の誘致に関する所見等を含めまして、私の所見、申し述べましたけれども、次に、最後に、教育委員会のほうにお尋ねしたいと思います。

実は、高知県の教育委員会が、地域ぐるみで子供の育ちを支援する体制づくりと称して、サブタイトルは、学校と地域との連携、協働の推進について、というパンフレットとございますか、

レジュメを配布して、某小学校で講演をされたというふうに聞き及びました。

そのパンフレットといたしますか、レジュメを見ますと、非常にいいことが書いてまして、すごいな。このとおりであればいいなと思った次第ですが、中身はともかくとして、市の教育委員会はどうなっているんだと。つんぼさじきにされているんじゃないかなというのが、私の最初の、率直な所見でした。

それで、コアになっているのは、民生委員さんがコアになるような話の仕方になっておりまして、民生委員さんは、厚生労働大臣の任命ですかね。しかし、宿毛市の選抜といたしますか、推薦は、やっぱり各地域地域で民生委員さんを何名というふうに、エリアごとに決めておられるとは思いますが、県の人が入ってくるのはどうなのかというような感じで、組織としては、いびつに感じた次第であります。

そこら辺、どういうふうな案件として捉え、今後どのようにされようとしているか、教育長にお伺いします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、5番議員の一般質問にお答えを申し上げます。

高知県教育委員会が推進をします子ども支援体制づくりについて、御質問をいただきました。

高知県教育委員会では、学校教育を一層充実させるとともに、あわせて地域の教育力の向上を図ることを目的に、学校と地域が連携協働した、地域ぐるみで子供の育ちを支援する体制づくりを推進をしているところでございます。

学校と地域の連携協働による学校教育活動への支援例といたしましては、小学校クラブ活動への応援、調理実習の補助、地域の方からの聞き取り平和学習、環境整備などが挙げられています。

高知県教育委員会では、これらの事業の推進

策として、学校支援地域本部事業を実施をしているところございまして、宿毛市では、本年度、松田川小学校、宿毛小学校、小筑紫小学校、小筑紫中学校、橋上小学校、橋上中学校、そして東中学校の7校で、この事業を採択をしているところございまして、事業を展開をしているところでございます。

この学校支援地域本部事業として、校区内の児童民生委員と、学校で組織した学校見守りたいを結成をし、虐待のおそれや地域での児童の異変に対して、早期対応できるよう、地域での見守りを行うように取り組んでいる学校もございます。

学校支援地域本部事業は、各学校が高知県教育委員会の事業を活用して、主体的に実施しているものでございまして、市の教育委員会といたしましては、各学校の事業計画の策定や、遂行の支援を行っているところでございます。

事業実施におきましては、情報収集等を学校から、高知県教育委員会に直接、市を介さずに行うこともございますが、基本的には、学校、市教委、県教委が情報を共有して、連携して事業を展開するというのが、推進をしている状況でございます。

今後におきましても、県教委と市教委、学校が連携をして、本事業を効果的に実施、実行できますように、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） この際、暫時休憩いたします。

午後 3時00分 休憩

----- . . . -----

午後 3時21分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、議長より報告いたします。

山本 英君より、発言取り消しの申し出がありますので、この際、これを許します。

山本 英君。

○5番(山本 英君) 先ほどの私の一般質問の中で、表現が不適當なところがありましたので、「市の教育委員会はこうなっているんだ」の次から、「というのが、私の最初の、率直な意見」の前までの発言について、取り消しをお願いいたします。

○議長(岡崎利久君) お諮りいたします。

ただいまの発言取り消しの申し出を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 御異議なしと認めます。

よって、山本 英君からの発言取り消しの申し出を許可することに決しました。

一般質問を継続いたします。

5番山本 英君。

○5番(山本 英君) 私のために、長い時間とめまして、申しわけありませんでした。

最後に、私の所見ですけれども、県の教育委員会で示された内容は、先ほど言いましたとおり、単に子供たちの見守りというだけではなく、郷土愛の育成にも効果的だと思います。

いじめ対策等にもつながる課題ではなかろうかとも思います。ひとつ積極的な取り組みをお願いして、質問を終わります。

○議長(岡崎利久君) 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

この際、10分間休憩いたします。

午後 3時22分 休憩

午後 3時33分 再開

○副議長(山上庄一君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

8番山戸 寛君。

○8番(山戸 寛君) 今回、私は宿毛市の林業についてと、部落差別解消推進法についての2点、お尋ねいたしたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

まずは、林業についてですけれども、宿毛市森林整備計画によれば、宿毛市の森林面積2万3,843ヘクタールのうち、国有林は4,821ヘクタール、県有林は608ヘクタール、市有林は552ヘクタールで、合計6,007ヘクタールは、行政が所有している山林ということで、これ以外は、個人や企業が所有する民有林ということですが、宿毛市が所有する山林には、分収林契約に基づいた山林が含まれているとお聞きしています。

この分収林という言葉、私など部外者である上に、長らく県外で生活していた者には、何ともふなれな言葉でしかないことから、確認の意味で、分収林について、幾つか質問させていただきたいと思います。

まず、この分収林というのは、どういう山林を意味するのか。広い意味での定義というか、その点についてお尋ねいたします。

○副議長(山上庄一君) 市長。

○市長(中平富宏君) 山戸議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

分収林についての質問でございますが、分収林は、山林の土地所有者と造林保育を行うものの二者、あるいはこの二者に費用負担者を加えた三者で、造林や保育を行う契約を結び、数十年後の伐採したときに得られた収益を、一定の割合で分け合う山林のことで、分収造林と、分収育林を含めた総称でございます。

分収造林は、植林を含む契約で、分収育林は植林を含まず、育成途中の山林の育成費用を負担する契約になります。

以上でございます。

○副議長(山上庄一君) 8番山戸 寛君。

○8番(山戸 寛君) 市の分収林ということは、市と契約者との間で利益を分配し合う、そういうことになろうかと思うんですが、この分収林、契約の対象となる期限というか、契約期間の設定は、どのようになっているのでしょうか、お尋ねいたします。

○副議長(山上庄一君) 市長。

○市長(中平富宏君) お答えをいたします。

分収林契約には、標準伐期などを参考に、契約期間を定めており、この契約期間を目安に、皆伐、搬出などの作業を実施することになりますが、分収林は、山林所有者の初期経費を軽減できる反面、契約に基づき、売り上げを分配するため、収益につながりにくい現状があり、必ずしもその期限内に完了するとは限らないため、再度、契約を結び直すケースもございます。

以上でございます。

○副議長(山上庄一君) 8番山戸 寛君。

○8番(山戸 寛君) 経費をかけて木材を搬出しても、利益はわずかな上に、その収益をさらに分配、配分するとすると、育林しても赤字になり、間伐などの必要な作業がままならない状況になるのではないかと考えますが、宿毛市には、この分収林は幾つあり、面積がどれほどになるのか、その点お尋ねいたします。

○副議長(山上庄一君) 市長。

○市長(中平富宏君) お答えいたします。

宿毛市が所有する山林のうち、分収林契約によるものは、地上権設定分も含めまして、全部で12件、面積は334ヘクタールになります。

以上です。

○副議長(山上庄一君) 8番山戸 寛君。

○8番(山戸 寛君) 古い議会議事録を拝見すると、分収林の木材や、場合によっては、対象となっている土地の売買などで、相当な額にのぼるやりとりがあったように見受けられるのですが、最近では、そのような動きについては、

聞いていません。

現在あるという12の分収林契約の市有林において、伐採作業などを通じて、収益の配分があった山林はあるか、お尋ねいたします。

○副議長(山上庄一君) 市長。

○市長(中平富宏君) お答えをいたします。

宿毛市の分収林のうち、作業により配分があった契約は、これまでに2件あり、配分金額は、それぞれ29万4,000円と、40万2,321円の合計69万6,321円となっています。

分収林の一部を搬出間伐して売り払いし、現金に換価したものでありまして、配分金としては、少額となっているところでございます。

分収林の大部分は、これから伐期齢を迎えるものが多く、今後、契約の相手方とどのように作業を進めていくか、協議が必要になってこようかと、そのように考えております。

以上でございます。

○副議長(山上庄一君) 8番山戸 寛君。

○8番(山戸 寛君) 現在、山林の伐採というのは、経費ばかりがかさんで、なかなか収益が上がらない。したがって、樹齢はかかなりなっているけれども、伐採施業という形には、これらの分収林についても、限られた一部以外は持っていけない。

そのために、分収契約を延長して、時期の到来を待つのが一番妥当だとする考えもあるわけですが、先ほどの御答弁による分収契約の経緯から判断すれば、これら分収林のほとんどが、既に1回目の契約期間が終了して、再契約を行ったものと思われる、そんな状態だと思うのですが、問題は、先送り、先送りの契約期間の延長だけでは解決しません。

ヒノキや杉の人工林は、良材を得るためにも、また治山治水や環境保護という面でも、間伐を初めとする手当が不可欠になります。

市として、分収林を含めて、市有林の財産価値を高めるためにも、最低限必要な作業は実施できているのか、お尋ねいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えいたします。

市有林のうち、杉、ヒノキなどの人工林につきましては、長期的な施業計画に基づき、間伐作業等を実施していく必要があることから、補助事業を活用しながら、森林組合に委託し、適宜、必要な作業を実施しています。

ただし、先ほど議員から話がありました、市有林でも、分収林につきましては、契約の相手方との調整や、予算のこともあり、間伐作業が必要な時期に来ているにもかかわらず、実際は必要な作業が実施できていない分収林も、一部存在します。

また、作業道など、路網を整備することが、森林整備には大変重要でございますが、作業道の整備も、実際は余り進んでいないのが現状でございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） なかなか難しい面があるということで、分収林についての質問ではあるんですが、話が市有林整備の全体に広がっていますので、ついぞとっては語弊があるかとも思いますが、お聞きしたいと思います。

人工林以外の、つまり雑木が主体となる森林の管理は、どうなっているのでしょうか。

うっそうと茂った森ばかりで、全く放置されたままになっているように見受けられるのですが、その点お尋ねいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

雑木林については、定期的な間伐等は必要ないとの理由から、施業は全く実施していない状況であります。

ただし、近年、雑木林についても、バイオマス発電用や、パルプ用チップなど、材木価格が見直されておりまして、作業道など、路網を整備することで、搬出作業が効率的に実施可能となり、市の収益にもつながることから、雑木林につきましても、作業道の整備が必要であると、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 山林全体に該当することで、これまで何度も言われてきたことなんですが、山林の境界の問題、特に分収林ともなると、その契約内容を明確にするためにも、境界の設定がきっちりとなされていないわけですか。

境界が確定できなければ、事業自体が実施できない。その意味で、現地確認や境界設定を通じて、適切に管理がされているのかどうか。市の責任において、どの程度、明確にされているのか、お尋ねいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

先ほど、答弁いたしました12件の契約分収林については、実測済みが6件、146ヘクタール、公募によるものが、同じく6件、185ヘクタールとなっております。

公募による部分につきましては、境界の確定が今後の課題となっているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） これもまた同じ質問の繰り返しみたいになりますけれども、山林全体に該当することで、これまで何度も言われてきたことは、先ほど言ったとおりですが、市有林全体と民有林では、その境界の問題、どんなふうになっているのか、お尋ねいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

その前に、先ほどの答弁の中で、実測済みが6件、146ヘクタールとお答えしたようでございますが、これ149ヘクタールの間違いでございます。訂正をさせていただきます。

それじゃあ、お答えをさせていただきます。

山林の現地確認や、境界明確化の取り組みに関しましては、人工林については、平成4年度から平成15年度までは、市役所の担当職員の実地による現地確認と、測量を実施してきました。

その一連の作業の中で、隣接する方との境界についても、調整を行い、境界ぐいを設置するなどして、境界設定を行ってきました。

その結果、15カ所の市有林につきましては、境界確定済みとなっておりますが、平成16年度以降、市職員による実地測量などは実施しておらず、森林組合や民間会社による各種事業の中で、市有林が該当事業箇所になった場合には、境界明確化の取り組みを実施している状況でございます。

民有林についても、森林整備計画による事業を実施する場合には、境界明確化の事業に対し、交付金が交付される仕組みとなっていることから、事業実施する山林の場合には境界明確化は進んでいるとは思いますが、全体からすれば、わずかであると、そのようにいえるところがございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 事業を実施するとなると、それにあわせて境界の明確化を行っているというのが、現状であるという答弁ですね。

当初は、分収林について聞こうとしたのですが、市有林、さらには民有林へと拡大して、いつもの境界の困った話になりかけてきました

ので、これからは、自伐型林業の話に入ろうと思います。

現在、森林の開発、つまり間伐、択伐、皆伐を含めた森林の伐採に関していえば、森林所有者本人が主体となって、従来型の伐採を行うもの。

森林組合は、伐採業者との委託や売買契約による大規模なものに加えて、林材の長期的な生育を狙って間伐を繰り返し、小規模小投資の自伐型林業の取り組みが注目されるようになってきました。

当宿毛市においても、一昨年からはまったすくも森林塾を契機に、実際にそのような活動を開始されている方があるようにお聞きしています。

そこでお尋ねいたしますが、昨年度、つまり平成28年度に、伐採の申請がなされた件数と、その中に自伐型林業に関するものが何件あったか、その申請の内容を含めて、お答え願います。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えいたします。

平成28年度に市に申請のあった伐採届けの実績につきましては、皆伐によるものが24件、間伐によるものが12件の、合計36件となっております。

そのうち自伐型林業者からの申請と思われる件数は6件、人数は1団体と3名になっているところがございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） その自伐型林業を行う際の話なんですけれども、森林組合などの大規模な事業者なら、森林経営計画などの煩雑な手続に基づいた森林開発も可能でしょうが、自伐型となると、なかなかそうはいかない面があります。そうした中で、A材と呼ばれる良質の材

木の販売に関しては、既存ルートに乗せるなり何なり、問題がないとしても、バイオマス発電の原料として出荷する際に、その引き渡し価格の面で、問題が生じるようなことはないのか。

つまり、買取基準で、低いほうにランクづけされるようなことはないのか、その点について、質問というか、以前、沖本市長のとくにも質問を行ったことの確認になるかと思うのですが、お答え願います。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

当時、国のガイドラインでは、小規模林業者など、個人がバイオマス発電の原料供給者になることを想定していなかったことから、バイオマス材の証明が困難でしたが、宿毛市では、伐採届けに基づき、合法性が確認できたものに対して、バイオマス材の証明書が発行できるよう、事務を整えて、間伐材等、由来の木質バイオマスとして、引き渡し価格に問題が生じることがないように、取り組みを実施してきたところでございます。

したがいまして、議員が御心配しているような森林経営計画を立てることができない小規模林業者だからという理由で、販売価格が安くなることはございません。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） これから自伐型林業を始めようとする方にとっては、非常に心強い答弁であったと思います。

それと、先ほど、自伐型林業者と思われる件数が6件、1団体と3名が該当すると思われるとの御答弁がありました。

いよいよそういう方が出始めたかと、心強く思うと同時に、どうかうまくいってくれますようにと、祈る思いが半分でもあります。

自伐型の森林経営は、地域によっては、急速

に普及拡大しつつあり、一昨年からは始めて、昨年、ことしと、その入門編としての宿毛森林塾が継続されることとなっていて、自伐型林業に対する理解と、施業技術の向上が図られていることは、非常に素晴らしいことであると、私は高く評価すると同時に、高齢化と過疎化による放置森林の問題を、山林に関心を持つU・Iターンの方々を引きつけるようにして推進していけば、中山間地域の再生にもつながる、一石二鳥の方策になるのではないかと、期待するところでもあります。

佐川町では、地域おこし協力隊として9名の方が、この自伐型林業に携わっていると紹介されているのですが、地域の方々へのテコ入れというか、当市における自伐型林業の推進のために、そういった方策を講じてはいかがなものかと、市長、お尋ねいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

地域おこし協力隊の導入につきましては、都市地域から来る方の斬新な視点、熱意や行動力といったものが、地域に大きな刺激を与えまして、さまざまな効果が期待できるものであるというふうに認識をしているところでございます。

私としましても、小規模林業を希望する方々を、地域おこし協力隊として募集をし、実際に間伐や作業道の設置作業など、小規模林業を実践してもらうことで、この地域に新たな刺激を与え、モデルケースをつくり、自伐林業の普及促進につなげていきたい、そのように考えていますので、前向きに検討していきたい、そう思っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 地域おこし協力隊、どうか積極的に推進くださいますよう、強くお願い申し上げます。

当宿毛市においては、山林保有者の高齢化と、若年後継者の不在、山林境界の不明確化、それに加えて、山は金にならないという、長い間に定着した固定観念などに加えて、長期的な自伐型の施業を遂行できるだけの、まとまった山林規模が得がたいという問題などがあって、その急速かつ広範な普及には、まだまだ時間と工夫がいるであろうし、仮にUターンやIターンの方が、やってみたいと思っても、なかなか簡単には、山林が手に入れられというのが実情だろうと思われまます。

自伐型林業のすぐれた特性を理解してもらうためには、何より、その実例、成功例を示すことだということで、私は平成27年6月議会において、UターンなりIターンなりの方々を含めた、施業を希望する方の林業技術の習得と、実績のサンプルを示すために、宿毛市の山林、つまり市有林を提供することはできないかと、当時の沖本市長に質問した経緯があります。

それに対する市長の答弁は、市有林につきましては、その多くは近年に間伐施業を実施しており、地形的条件等を考慮した中では、U・Iターンを含めた新たな自伐林家の育成場所としての適地があるとはいえない、そういった状況になっております、ということでした。

民有林では、まだまだ理解が得られがたい。市有林では、対象となりにくいとする中で、先ほどの分収林、ひょっとして契約者との調整次第では、活用できるものがありはしないか、今後の自伐型林業による森林管理の方向性を含めて、市長の見解をお尋ねいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

分収林の中には、間伐などの施業が必要な山林もある旨、先ほども答弁させていただきましたが、契約相手があることでございますので、調整は必要になってこようかと思いますが、経

費や作業によって発生した収益の配分のことなど、相手方と調整がつけることができれば、自伐型林業を希望する方々に、フィールドとして提供することは不可能ではないかもしれません。

いずれにいたしましても、分収林については、市と相手方との調整、合意が必要になりますので、現段階では、すぐに活用できるものではないと、そのように考えているところでもございます。

ただ、宿毛市といたしましては、自伐型林業の取り組みを推進していく中で、個人の山林でも、小規模林業者に山を任せてもいいという方とのマッチングや、そういった調整についても、実施していきたいと考えておりますし、またそういった声も、少しずつ聞こえてきているところでございますので、しっかりと調査をして、そういうマッチングを行っていききたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 自伐型林業に対する市長の御理解と、推進のための取り組みの検討について、確認ができましたこと、大きな期待とともに、今後の進展を見守りたいと思います。

宿毛市の地域再生について考えるとき、林業の持つ可能性は、その潜在的な資源の豊かさとともに、極めて大きなものがあるといえましよう。

森林組合を初めとする森林関連業者による雇用や、木材の販売等による経済効果を考慮する。そして、さらなる宿毛市発展の起爆剤としての林業を考える。

施業を希望する山林所有者や、UターンやIターンといった人々の参画と、技術面での向上を含めて、関連する業者や個人の質・量両面での充実と向上が、重要な意味を持つことはいまでもありません。

そうしたときに、林業を深く理解し、さまざまな方策を駆使して、林業の展開を企画実行してくる人材が、行政内部にいるか、いないかということは、極めて大きな意味を有することになります。

それは、地域の一次産業の基幹ともいえるべき農業においても、同じことがいえましょう。

このことは、常に指摘されている。市長には耳にタコができるほど聞かされていることだろうとは思いますが、産業振興課の体制において、たとえ最適な職員配置をしてこられたとはいえ、今後ますます重要性が高まると思われる中で、現在、農林振興係として、一くりにされている状態を、それぞれに分割するなり、長期的な補佐役としての林業政策等を含めた、専門知識を有する人材の任用を行うなり、方策を講じるべきだと思うのですが、市長の御見解をお尋ねいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

産業振興課の体制強化についての御質問でございますが、このことは、林業だけの話ではなくて、限られた人数の中で、適切な職員配置を行っていくことは、市役所内の体制組織全てに共通する課題でございます。

職員配置につきましては、さまざまな御意見があるかと思いますが、各課長からも聞き取りをする中で、最善の組織編制に向けまして、随時、努力しているところでございます。

産業振興課の体制強化につきましては、今後、森林環境税の本格導入も見込まれる中、林業振興にかかわる課題解決のための必要な体制を検討していきたい、そのように思っておりますので、どうか御理解のほど、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） どうか、前向きな検討をとお願ひして、次の質問に移ります。

部落差別解消推進法について。

先般、7月には、部落差別をなくする運動強調旬間の記念行事、8月には、宿毛市人権教育研究大会、二つの大きな人権関連の催しが、猛暑の中にもかかわらず、市長を初めとする市の関係者やOBの皆様方、学校関係者を筆頭に、小学生、中学生、たくさんの市民の方々が結集し、一丸となって開催されました。

改めて、当宿毛市の部落差別を初めとする、人権課題の解消に向けた行政並びに市民の意識の高さと、力強さを実感し、私個人として、一種の感動を覚えた次第でもあります。

この場をおかりして、主催者並びに関係者、市民の皆様方に対して、深く感謝申し上げます。

さて、昨年、平成28年12月16日に、部落差別の解消の推進に関する法律、いわゆる部落差別解消推進法が公布、施行されました。

この法律は、わずか6条の条文からなる、短い、小さな法律ではありますが、画期的ともいえるべき内容を含んだものとなっています。

第1条には、法の目的、第2条には、基本理念、第3条には、国及び地方公共団体の責務という見出しが掲げられていますが、これまで同和対策、同和教育といった名称で取り扱われてきた問題が、この法律によって、初めて部落差別という公的な名称をもって、採用されました。

部落差別の存在を、国が公式に認めるとともに、その解消のための取り組みを進めていく上での基本理念と、国及び地方公共団体の責務としての取り組みが示されることとなったわけです。

これまで部落差別の問題は、悪質な差別行為を行うものや、差別を温存し、拡大を図ろうとする、陰湿な行為に対する戦いであると同時に、その具体的、現実的な実態が存在するにもかか

ならず、もはやそのようなものは存在しないだとか、差別、差別と言いたてるからいけないのであって、黙っていれば自然になくなるだとか、このような法律の制定は、かえって部落差別の固定化をもたらすものであるだとか、さまざまな、過った判断や、反対意見との熾烈なせめぎ合いの中で、進められてきました。

しかしながら、ある個人、例えば、あなた御自身が部落差別をしようがすまいが、そのことを認識していようがいまいが、国はこの法律を通じて、その存在を認め、その解消が重要な課題であると明白に宣言し、その方策を講じることとなったわけです。

当宿毛市においては、これまで一貫して、部落差別の存在と、その現実を直視する姿勢を堅持し、さまざまな方策が講じられてきました。

法の第4条以下第6条までの条文に盛り込まれた個別的な取り組みについては、これからの質問を通じて、お尋ねいたしますので、総論と申しますか、今回の部落差別解消推進法の制定の眼目ともいべき第1条から第3条までの目的、基本理念、国及び地方公共団体の責務について、市長並びに教育長の基本認識、見解をお尋ねいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

部落差別解消推進法に明記されているとおり、部落差別は、今もなお存在していると認識をしているところでございます。

法律の第1条から第3条では、現存する部落差別の解消の必要性について、国民の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを目指し、国と地方公共団体が適切な役割分担を踏まえて、施策を講ずるものと明示しています。

宿毛市では、部落差別は許されないとの認識のもと、これまでもさまざまな啓発事業に取り

組んできました。

今後も、この法律の趣旨を踏まえまして、部落差別の早期解決を、行政の責務といたしまして、引き続き、国や県と連携しながら、積極的に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、8番議員の一般質問にお答え申し上げます。

部落差別の解消の推進に関する法律についての基本的な認識ということで、御質問いただきました。

先ほど、市長からも答弁がございましたように、宿毛市教育委員会といたしましても、部落差別はいまだに存在しているとの認識のもと、これまでもその解消に向けて、取り組んでまいりました。

今後においても、同法が制定をされた目的であります部落差別の解消に向けて、市長部局や関係団体などと連携を図りながら、積極的に取り組み、差別のない社会の実現を目指してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 社会に部落差別が存在することによって、苦しめられるのは、ひとり部落の人間だけではないということ、一言申し上げておきたいと思います。

周囲の差別意識に引きずられる形で、結局、部落差別をみずから引き起こさざるを得ない状況に陥る例が、そうしてみずから苦しまざるを得ない、そういう例が少なくないことを、どうか御理解くださいますよう、お願いいたします。

さて、同法では、第3条における国及び地方公共団体、それぞれの果たすべき責務について規定した後、第4条第2項に、地方公共団体は、

国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に、的確に応じるための体制の充実を図るように努めるものとする、規定しています。

このことは、部落差別のみならず、全ての人権にかかわる相談に関しても、共通することであろうと思うのですが、今回は、項の文言に従って、部落差別に限定する形で、市として、どのような相談体制をとられているのか、市長にお尋ねいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） 相談体制について、お答えをいたします。

現在、宿毛市隣保館生活相談員設置規則に基づき、隣保館における各種相談事業の充実を図り、同和問題の速やかな解決に資することを目的といたしまして、生活相談員1名を貝礎隣保館に配置しており、各隣保館長や職員とともに、家庭訪問をする中で、地域の人々の相談に応じております。

仮に差別に関する何らかの相談があった場合の流れといたしましては、隣保館で相談を受けた職員が、人権推進課に報告をし、その後、人権推進課が中心となって、関係者、民間団体等を含めた第三者による協議を通じて、事後の対策を検討し、当事者からの聞き取り調査、実態の把握、問題点の検討、課題の解明、啓発活動への反映といった形で、進めていきます。

そうした過程の中で、必要に応じて、高知県への報告を行うようにしているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 私も以前、部落差別の相談を受けた際の市の体制の一部に参画する形で、問題点の解明に関与したことがあります。

その中で、実感させられたことは、部落差別

に関する事象、事件の具体的な内容の解明ひとつを取り上げても、ことはなかなか複雑であって、一筋縄ではいかない。

提起された相談の実態把握の難しさと同時に、高度な人間認識と、部落差別の告発者と、その告発の対象とされた、いわゆる被告発者の中間に立つ、中立者としての信頼関係の構築、さらにはその問題発生のもととなった背景、深層に流れる意識や、社会関係の解明、告発者、被告発者双方の和解というか、相互理解の確立、さらには、以後の人権対策のあり方への反映といった一連の過程では、本当に自分自身の力のなさ、能力の限界を実感させられることが常であったと、思っています。

相談体制に参画するという事は、たとえ担当課である人権推進課が主体となっているとはいえ、ただの役職や立場でやれることではなく、さまざまな人々や、関連する諸団体の協力を仰ぎながら、物事を進めなくてはならない中で、一種、全人格的ともいうべき資質を問われる難しさがあります。

相談体制の充実と、その体制を支えていく人材の確保、育成について、どのようにお考えか、市長にお尋ねいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

本市につきましては、宿毛市及び教育委員会が主催する人権啓発講演会の参加、そして宿毛市人権教育研究協議会が実施しているフィールドワークや、人権教育推進講座、宿毛市が後援している人権スキルアップセミナーを職員研修として位置づけ、管理職を初めとした職員が参加をしているところでございます。

また、平成27年度に職場人権啓発推進リーダーを設置し、職場内における人権への取組状況や、課題について報告する機会を定期的に設けているとともに、NPO法人じんけんネット

すくもの職員や、学校の先生を講師として、研修会を開催することによりまして、人権意識の向上に努めているところでございます。

今後におきましても、諸団体等との連携を図りながら、職員の資質向上のために努めていきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 続いて、同法の第5条第2項では、教育及び啓発に関して、地方自治体は国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、この部分の文言は、先ほどの第4条と同じですが、それに続いて、部落差別を解消するために必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする、とあります。

法文に従って、教育という面でお尋ねいたします。

まずは、市内小中学校での教育ということになるのですが、学校現場での人権問題、特に部落差別の問題について、生徒を指導する立場にある教職員の研修や学習の機会、どのように確保されているのか。また、今後、教育改革や授業内容の変化が予想される中で、どのように部落問題を初めとする人権教育の授業時間を確保することになるのか、その点についてお尋ねいたします。

○副議長（山上庄一君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

宿毛市内の小中学校に勤務する教職員に対しての、人権研修や人権学習についての御質問でございます。

教職員につきましては、悉皆研修、これは全員が参加するというところでございますけれども、悉皆研修としての位置づけをしている夏季休業中の宿毛市人権教育研究大会への参加や、部落

差別をなくする運動強調旬間行事への参加、さらには、新規採用職員や、新たに宿毛市にきた教職員などを対象といたしましたフィールドワークなどに、毎年参加をしているところでございます。

また、社会を明るくする運動関連行事や、人権週間事業等、子供たちの指導を通して、人権意識の向上を図っておりまして、今後もこれらの事業を継続してまいりたいというふうに考えております。

また、一部の学校ではございますが、小中学校の教職員が、市内児童館での各子供会や隣保館事業に、講師として参加できるように、宿毛市教育委員会としても、バックアップをいたしております。

講師とは申しましても、実際に子供会活動に参加することになりますので、教職員は自己研さんの場ともなっているのではないかとというふうに認識をしております。

平成32年度には、議員御承知のように、新たな学習指導要領のもと、小学校における英語の教科化や、外国語活動の3年生からの実施など、学校においても、授業時数の確保に、非常に苦慮している状況でございます。

そのような状況ではございますけれども、人権教育は大変重要な教育の一つであるというふうに考えておりますので、特別活動や、今後、教科化されます道徳の時間等を活用いたしまして、より一層の強化ができるように努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○副議長（山上庄一君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） これまで、私も学校現場での部落差別に関する学習の内容や、時間配分などについて、特に山奈小学校と東中学校を中心に、先生方が真剣に取り組んでおられる様子を、拝見する機会を持つことができました。

しかしながら、松田川小学校と宿毛中学校を含めた、校下に被差別部落を有する学校と、そうでない学校との間には、部落差別に関する学習の内容や頻度について、かなりの違いがあって、部落差別の問題を人権問題一般として片づけようとする傾向がありはしないか。その点が気になってなりません。

今回、この法律の成立、施行を契機として、学校教育における体系的、効果的な部落問題学習カリキュラムの一層の充実を図る必要がありはしないか。少なくとも、部落差別解消推進法という法律ができた。あるいは、存在しているということ、市内の全校全生徒に対して教えるべきではないのか、その点について、教育長の御見解をお尋ねいたします。

○副議長（山上庄一君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

部落差別解消推進法の施行を契機といたしまして、人権教育の充実のためにも、この推進法を、全生徒に教えるべきではないかとの御質問でございますけれども、自分たち、生徒自身ですけれども、自分たちが勉強している同和教育における部落差別の解消に向けた取り組みについて、国も法律を定めて、解消に取り組むこととしているということ、子供たちが認識することは大切であると考えておりますので、今後の授業等の取り組みの中で、適時、そのことについても触れていくように、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○副議長（山上庄一君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 次に、社会教育について、お尋ねいたします。

冒頭申し上げましたように、部落差別をなくする運動強調旬間、宿毛市人権教育研究大会、さらには、12月の人権週間等におけるもろもろの行事、活動を通じて、学校関係、行政関係、

そして多くの市民の方々の積極的な参加が拝見される点については、宿毛市人権教育研究協議会、いわゆる市人協を初めとする各種市民団体、NPO法人と連携した、市としての取り組みの成果として、私は一定、高く評価するものですが、今後の部落差別解消に向けた社会教育の一層の充実について、現行の主要な取り組みとあわせて、教育長にお尋ねいたします。

○副議長（山上庄一君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

今後の部落差別解消に向けた社会教育の一層の充実についてということで、御質問をいただきました。

現行の取り組みといたしましては、先ほど、議員から御紹介いただいた内容と重複する部分があるかと思いますが、これまでも、宿毛市人権教育研究協議会等と連携をいたしまして、宿毛市人権教育研究大会の開催を初め、各種研究大会への参加の呼びかけでありますとか、地区実態学習会、人権教育公開保育、公開授業を行うなど、あらゆる差別を、一人ひとりの課題として、人権侵害の問題解決を目指して、取り組んでいるところでございます。

そのほかにも、宿毛市人権教育推進講座や、部落差別をなくする運動強調旬間記念行事、人権フェスティバルを開催するなど、人権教育啓発を推進しているところでございます。

また、宿毛市が高齢者を対象として実施しております生きがい大学においても、人権問題を学習いただいているところでございます。

今後も、市人協、NPO法人じんけんネットすくもを初めとする各種団体と連携しながら、引き続き、人権教育啓発を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 次に、市長に、主として、啓発という面でお尋ねしたいと思います。

これまでも、いろいろな形での啓発活動が行われてきていると思うのですが、啓発の第一歩は、市民にどのような問題が存在しているのかを認識していただきたい。

問題認識の共有から始まります。

今回の部落差別解消推進法に限ったことではなしに、このような法律が、このような趣旨、目的で成立し、これこれの方策が求められていると。さらには、その目的を達成するために、市として、このような行動を行う、広く市民に周知を図ることが第一歩だと思われま

す。法の成立や変更を知らしめることは、市民の認識、行動に強く訴えかける大きな契機となると同時に、その啓発的な効果には大きなものがあります。

私の認識不足か、どうも今回の部落差別解消推進法に関しても、そのような形での啓発の活動はなされてないように思われてなりません。

人権担当部局や、一部の職員だけではなしに、全ての行政職員や教職員を筆頭に、広範囲な関係者、市民への周知徹底が行われるべきであると思うのですが、市長の御見解をお尋ねいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） 法の制定の周知について、お答えをさせていただきます。

部落差別解消推進法が制定されたことを、多くの人に知ってもらうことは大変重要でありまして、周知による効果は大きいと考えているところでございます。

現在、宿毛市のホームページに、法の制定の記事を掲載し、周知を図っておりますが、今後は人権啓発事業の開催時など、さまざまな機会を利用いたしまして、法制定のチラシを配布するなど、さらなる周知徹底に取り組んでいき

い、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 続いて、同法第6条では、国は部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする、と部落差別の実態調査について、記されています。

今回の法律第4条、第5条に、その地域の実情に応じ、と記されてあるように、相談体制の充実させよ、教育及び啓発にせよ、地域、つまりは市の実情に応じた施策、行動が求められている。

そして、そのような行動をとるためには、調査に基づく現状の実態把握が不可欠となります。

これまで進められてきたやり方は、一定、成果を上げる面があったとしても、果たしてそれで十分なのかどうか。

現状では、もはや通用しないものや、ターゲットの設定にずれが生じていることだってあるかもしれないわけです。しかしながら、そのためには、部落差別の実態をどのように調査するのか、調査すべき項目や、その実行体制をどのように構築するのか。調査を実施する以前にクリアしなくてはならない項目が、幾つも浮かんできます。

そこで市長、今すぐ、あるいは近い期間で、市独自での部落差別の実態に係る調査が可能なかどうか。可能でないとするならば、少なくとも法のいう実態調査に必要な、前段階の準備というか、事前の研究、準備だけは行っておくべきだろうと思うのですが、市長の御見解をお尋ねいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） 部落差別の実態に係る調査について、お答えをいたします。

意識調査を含めた実態調査は、今すぐ実施す

ることは難しいと考えておりますが、今後の取り組みを進める上で、重要なものだと認識をしているところでございます。

今後の国の動向を注視しながら、調査の内容や、効果的な調査方法を研究してまいりたい、そのように考えております。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） この法律は、既に申し上げましたように、部落差別の存在を、国として認め、部落差別は許されないものと規定し、問題解決に向けた施策の展開における、国と地方公共団体の責務を明らかにする中で、相談体制の充実、教育啓発の実施、実態調査の実施を明記している点で、極めて意義深い内容となっております。

しかしながら、地方公共団体が実施する施策全てが義務規定ではなしの努力規定となっていて、予算措置などの実効性が、法文として担保されていないという、大きな欠落を含んだものとなっていることも事実です。

そこで、市長にお尋ねいたしますが、宿毛市がこれまで推進してきた部落差別の解消を目的としたさまざまな活動を後退させることなく、さらには、広範な人権課題の解消に向けた取り組みを強化する意味においても、この部落差別解消推進法に盛り込まれた諸課題について、宿毛市としての自主的な取り組み、展開が可能となるよう、実効的な国の支援や協力を求めて、つまり実施主体となる自治体として、かくかくしかじかの国からの情報の提供、指導及び助言、役割の分担、連携、これらの文言は、全て法文の中から抜粋したのですが、速やかな実行と充実を求めて、国に対する積極的な働きかけを行うべきだと思うのですが、市長の御見解をお尋ねいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

この法律では、国の責務として、部落差別の解消に関する施策を講じるものと明記されておりますが、議員がおっしゃるように、努力規定となっております。予算措置等の実効性が法文に担保されておらず、現段階では、国の施策等の新たな動きが示されていないところでございます。

今後、県、他市町村とも連携を図りながら、国への要望を検討していきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） これまでの宿毛市の部落問題に対する取り組みを後退させることなく、さらなる前進、充実を図るためにも、市としての積極的な取り組みと、国に対する法の実効性の担保に向けた積極的な働きかけを御期待申し上げて、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○副議長（山上庄一君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○副議長（山上庄一君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 4時30分 延会

平成29年
第3回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第8日（平成29年9月12日 火曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 川田 栄子 君	2番 川村 三千代 君
3番 原田 秀明 君	4番 山岡 力 君
5番 山本 英 君	6番 高倉 真弓 君
7番 山上 庄一 君	8番 山戸 寛 君
9番 岡崎 利久 君	10番 野々下 昌文 君
11番 松浦 英夫 君	12番 寺田 公一 君
13番 宮本 有 二 君	14番 濱田 陸紀 君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	小野 りか 君
議事係 長	奈良 和美 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中平 富宏 君
副市 長	岩本 昌彦 君
企画課 長	黒田 厚 君
総務課 長	河原 敏郎 君
危機管理課長	楠目 健一 君
市民課 長	立田 ゆか 君
税務課 長	児島 厚臣 君

会計管理者兼 会計課長	山下哲郎君
保健介護課長	中山佳久君
環境課長	岩本敬二君
人権推進課長	沢田美保君
産業振興課長	上村秀生君
商工観光課長	山戸達朗君
土木課長	川島義之君
都市建設課長	中町真二君
福祉事務所長	河原志加子君
水道課長	金増信幸君
教育長	出口君男君
教育次長兼 学校教育課長	桑原一君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	和田克哉君
学校給食 センター所長	杉本裕二郎君
農業委員会 事務局長	山岡敏樹君
選挙管理委員 会委員長	土居利充君
選挙管理委員 会事務局長	岩田明仁君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時03分 開議

○議長（岡崎利久君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 皆様、おはようございます。10番、公明党の野々下昌文でございます。

議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして、一般質問をしていきたいと思えます。よろしく願いをいたします。

私が質問をします大きな項目は、6項目でございます。どうかよろしく願いをいたします。

まず、初めに、障害児・障害者福祉について、順次質問をしていきますので、よろしく願いします。

障害児・障害者福祉についてでございます。

先日、移住福祉ネットワークSwimmyの自閉症スペクトラム支援士でもあります田村康恵さんという方がおられます。田村さんは、発達障害児の母として、また大阪での支援者として、また高知へ来ての保育士として、日ごろの活動を通して、発達障害についてお話を聞く機会がございました。

田村さんいわく、高知県では発達障害について、意見交換や勉強会が行われる専門機関が少なく、情報が古く、思い込みでの指導や、先輩指導者のやり方が優先されるなど、保育所、幼稚園、学校などの現場で、発達障害に対する指導方法がおくれており、確立されていない部分が多く、現場での改善対応が図られるべきであると指摘をされておりました。

本市の市町村障害者福祉計画第4期及び、平成24年度から平成29年度までを期限とする、宿毛市、大月町、三原村が共同して策定してい

る幡多西部障害者計画が、ともに最終年度を迎えます。

第5期の障害者福祉計画を策定するに当たり、このような意見も参考にさせていただきたく、確認の意味も含めて、質問をしていきたいと思えます。

ここ数年、障害者福祉にかかわる環境は、大きく変化をしてきております。

昨年4月施行の障害者差別解消法で、自治体に合理的配慮の提供が義務づけられております。

昨年の3月議会で、同僚、松浦議員の質問に対して、障害者に応じた職員の取り組みや、施設改修を実施しており、今後も障害者の方々の社会参加に向けて、職員の研修や環境整備に努めていくと、答弁をしておりました。

この庁舎内を見渡してみますと、合理的配慮については、エレベーターの設置以外は、おおむね履行されてきているのではないかと、評価をしております。

それでは、質問に入りたいと思えます。

生活をする中で、酸素吸入やたんの吸引等を必要とする子供たちのことを、医療的ケア児と呼ぶわけですが、近年、新生児医療の発達により、超未熟児や先天的な病気を持つ子供など、以前なら出産直後に亡くなっていたケースであっても、助かることが多くなってまいりました。

その結果、医療的ケアを必要とする子供は、だんだんと多くなってきております。

そこで、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、及び児童福祉法の一部を改正する法律案が、平成28年6月3日に公布され、平成30年4月1日より施行されます。

この改正により、医療的ケア児の入学入園への対応はできることになりました。現在、市内には、対象となる児童はいないようですが、宿

毛市の環境が合えば、移住や転勤といった形で、突然入ってくることも考えられます。

今後、保育園の受入要請があった場合、どのような取り組みを考えているのか、所見を伺います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 皆様、おはようございます。

それでは、野々下議員の一般質問にお答えをさせていただきたいと思います。

議員のほうからも、先ほどおっしゃられましたが、近年の医療的技術の進歩等を背景といたしまして、たんの吸引や、経管栄養、いわゆるチューブを用いて、流動食を投与する措置などの医療的ケアの必要な子供が増加していることは、厚生労働省の統計等で示されているところでございます。

また、昨年、児童福祉法においても、医療を要する状態にある障害児が、適切な支援を受けられる体制整備の努力義務が規定されたところでございます。

現在、市内保育園においては、対象児がいませんが、今後、入所希望があったときは、看護師等の医療的ケアができる職員配置等の整備に努めてまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 大変心強い答弁であったかと思えます。

医療的ケアを必要としますので、看護師等を設けなくちゃいけないので大変だと思いますけれども、対応をよろしく願いをいたします。

次にまいります。

次に、発達障害児、障害者への対応について、お聞きをいたします。

本市では、発達障害児支援ネットワークづく

りの推進や、子ども発達療育及び相談支援の充実を図ってきております。

また、小中学では、特別支援教育として対応されてきていると承知をしております。

このたび、国では、発達障害児・障害者の地域支援機能の強化事業を予算化をしております。

内容は、乳幼児期から成人期までの一貫した発達障害に係る支援体制の整備や、困難ケースへの対応、切実な医療の提供に資するため、地域の中核である発達障害者支援センター等に、発達障害者地域支援マネージャーを配置し、事業所等への支援、医療機関関係との連携強化を図る。さらに、発達障害者支援法の改正を踏まえ、地域の実情に応じた体制整備について、協議する、発達障害者支援地域協議会の設置について、地域生活支援事業の必須事業に位置づけるとあります。

そこで、発達障害者支援地域協議会の設置状況について、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

本協議会は、都道府県及び政令指定都市で設置が義務づけられており、高知県では、平成29年1月に、もともと設置されていた発達障害者支援体制整備推進委員会が、発達障害者支援地域協議会に衣がえをする形で、新たに始まりました。

県におきましては、本協議会を核として、県内全域をカバーするネットワークの構築と、支援力の向上を目指して、体制整備を図るとともに、市におきましては、県が開催する支援者育成の研修会等に参加することにより、個々の発達障害の特性の理解を深めるなど、それぞれが連携を図って、発達障害の早期発見、早期支援等の推進に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） ありがとうございます。
ます。

早期発見早期支援は、発達障害児や、その家族にとっては、その後の、その他子供たちにとって、大変重要なことでもあります。その相談対応については、丁寧で、最高の合理的配慮をもっての対応を、お願いをしたいと思います。

次、3番目でございます。

現在、中学校の特別支援学級の設置状況、また障害児を含む医療支援者数について、教育長にお伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） おはようございます。教育長、10番議員の一般質問にお答え申し上げます。

平成29年度の特別支援学級の設置、及び在籍の人数についての御質問をいただきました。

市内小中学校におきましては、現在、4種別の特別支援学級を設置をいたしてございまして、学級数及び人数は、知的クラスが、11学級19名、自閉症情緒クラスが、12学級19名、肢体不自由クラスが、1学級1名、病弱身体虚弱クラスが、1学級1名でございまして、合計25学級40名となっております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 市内で25学級、全体で40名ということでございます。何らかの支援が必要な子供たちが、40名おられるということではありますが、発達障害を持つ子供を初め、支援の必要な子供たちも、その特性は人によって違いがあります。

例えば、人を認識できない時期や、場所があったり、コミュニケーションが苦手であったり、不得手であることがある反面、得意な分野が顕著であったり、こだわりが強かったり、また自分自身を全くコントロールできなかつたり

と、いろいろであります。

しかし、補いによっては、持っている長所を生かすことができます。その子の特性を早く知って、二次障害を防ぐためには、周りの理解と、早期からの適切な支援が必要であります。

障害を持つ子供、また保護者も、自分たちの生活スタイルに合った支援の選択肢があることは、大事であります。

そこで、乳幼児期から成人期までの切れ目のない支援体制について、本市の対応、見解をお伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

支援を必要としている子供たちが、入学や進学、卒業などによって、支援者がかわることで、支援の一貫性が途切れてしまうことなく、支援を必要とする子供と、その家族の成長段階に応じまして、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等を含めた関係者が連携、一貫して、切れ目のない支援を行っていくことが重要であると考えているところでございます。

都道府県と市町村は、3年ごとに障害福祉計画を作成しており、来年度からの第5期障害福祉計画の策定に向け、宿毛市も準備を進めておりますが、昨年の障害者総合支援法、及び児童福祉法の一部改正により、第1期障害児福祉計画についても、国の基本指針に即して、策定することとなりました。

計画の策定に当たりましては、障害児、障害者の生活へ、切れ目のない支援が行えるように、障害者計画と障害福祉計画、障害児福祉計画の連携を図り、一体的な計画として策定し、仕組みづくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 第5期の障害者福祉計画においては、ぜひ、障害を持つ子供も、

保護者にとっても、選択肢のある、幅のある仕組みづくりをお願いをしておきたいと思います。

次に、ヘルプカードの普及についてでございます。

ヘルプカードというのは、御存じでしょうか。このような赤い字に、十字とハートのマークが入っております。こういうものでございます。

このヘルプカードというのは、障害のある方などは、災害時や外出時、日常生活で困ったときに、周囲の人に困っていることや、手助けが欲しいということを伝え、適切な支援や、必要な配慮を受けやすくするためのカードです。また、見た目ではわからない障害の方への配慮のために、全国ではヘルプマークの普及が進んでおります。

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、また妊娠初期の方など、援助や配慮を必要とすることを、外見からわからない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるマークで、東京都が作成をされています。

このマークは、ことし7月から、案内用図記号を規定とする国内規格 J I S に追加をされております。そこで、広く市民の皆様に普及する、啓発するべきではないかと考えますが、所見を伺います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

ただいま、議員よりも御説明をしていただきましたが、このヘルプマークは、障害者や妊婦といった、援助や配慮を必要としていることが、外見からはわからない方が、援助を得やすくするよう、東京都が考案し、配布、啓発を行っているマークであると、そのように承知しているところでございます。

そして、現在は、東京都だけではなくて、神奈川県や大阪府、四国においては、徳島県など、

全国にその広がりを見せていると、そのようにお聞きをしております。

ヘルプマークの使用につきましては、その趣旨に合致し、デザインを遵守するといった要件を満たせば、自由に作成、配布ができるとされており、宿毛市においても、配布啓発を行うことは、予算は伴いますが、可能であると、そのように考えております。

しかしながら、現在、自治体では、市町村レベルではなく、主に都道府県レベルで取り組まれているところがほとんどでありまして、より多くの方に、普及啓発することを考えれば、県レベル、さらに言えば、国主導で取り組まれることが理想であると考えております。

ヘルプマークのデザインにつきましては、ことし7月に日本工業規格、いわゆる J I S に制定されたこともあり、その普及は全国レベルで進んでいくものと考えられます。

今後の宿毛市における普及啓発につきましては、国や県、他の自治体の動向を見ながら、取り組みについて検討してまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 公明党が、ヘルプマークの普及に取り組むきっかけになったのは、ある自閉症の子供を持つ方から、私の子供が1人で社会参加できるようになったときに、災害や事故に遭遇しても、周囲の人が支援の手を差し伸べてくれるようなまちにしてほしいとの要望があつて、それを受けたことによって、その後、東日本大震災があつて、その混乱の中で、家に帰れない障害者が続出したことで、全国へ拡大した経緯がございます。

再度、他市町村に先駆けた取り組みもお願いをしていきたいと思つています。

次に、肝炎の重症化予防について、お尋ねを

いたします。

今、テレビや新聞等で、周知が図られてきております肝炎の重症化予防策について、お尋ねいたします。

このウイルス性肝炎は、国内最大の感染症と言われており、肝炎ウイルスに感染している人は、B型、C型を合わせると、約300万人にのぼると推計をされております。

現在、がんによる死亡、死因で3番目に多いのは肝がんであります。原因の10%以上は、B型、C型のウイルス性肝炎由来と言われております。

感染時期が明確でないことや、自覚症状がないことが多いため、適切な時期に治療を受ける機会がなく、本人が気づかないうちに、肝硬変や肝がんへ移行する感染者が多く存在するということが、問題となってきております。

B型肝炎は、感染し、キャリア化してしまうと、現在の医療では排除することができないため、ワクチンで予防することは、重要と思えます。

国は、キャリア化リスクの最も高いゼロ歳児を対象に、B型肝炎ワクチンを定期接種として、昨年10月より実施をされております。

一方、C型肝炎に関しては、予防ワクチンはありませんが、ここ数年で薬による治療効果が、飛躍的に高くなっているようであります。

以前は、インターフェロン注射薬で入院治療が必要でしたが、今は入院せずに、飲み薬の治療が受けられるようになってきています。また、90%以上の方が完治できるそうで、C型肝炎は治せる時代に入ったと言われる専門家の方もおられます。

しかし、国民の約半数が、肝炎検査を未受診であることや、検査でC型肝炎陽性者と判定された方の40%が、治療に進んでないという実態が、昨年開かれた国の肝炎対策推進協議会の

中で報告され、これの改善が、今後、肝炎対策の大きな課題と認識をされております。

そこで、国は、肝炎対策のさらなる強化策として、昨年6月30日に肝炎対策の推進に関する基本的な指針を改正されました。

その中には、国は地方公共団体医療関係者等とも連携し、肝炎ウイルス検査の受検促進や、検査結果が陽性であるものの、フォローアップや、肝炎患者等の早期かつ適切な肝炎医療の受診促進と、肝炎総合対策を推進することにより、肝硬変、肝がんへの移行を減らすことを目的として、肝がんの罹患率をできるだけ減少させることをしようと、設定をすると記載されております。

肝炎の検査体制の強化と、陽性者への受診促進の強化を進めようとしております。

そこで、本市の肝炎の重症化予防策について、最新の肝炎ウイルス検査の受検件数及び啓発の取り組みについて、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

現在、日本人の死亡原因の1位ががんでありまして、3.5人に1人ががんによって亡くなっております。

そのため、高知県が策定した日本一の健康長寿県構想において、がん検診の受診率向上や、予防啓発に努めることとしており、各市町村において、取り組んでいるところでございます。

肝炎ウイルス検査につきましては、平成20年度から、感染している方の早期発見、早期治療を行うために、高知県が契約する医療機関や、各福祉保健所におきまして、B型及びC型肝炎ウイルス検査を無料で受けることができることとなりました。

現在は、幡多福祉保健所を含め、県内5カ所の福祉保健所において、無料検査や相談ができる体制となっております。

幡多福祉保健所に、受検件数について確認をしたところ、平成26年度は26人、平成27年度は4人、平成28年度は6人となっておりますが、宿毛市の方が何人検査を受けたかは把握できていない状況でございます。

啓発につきましては、7月28日が世界肝炎デーと定められているため、肝炎デーや、肝炎週間に合わせて、啓発ポスターの掲示や、啓発イベントの実施等もされておりますが、受検者数を見ましても、まだまだ周知不足だと感じておりますので、今後も、県と協力をしながら、検診率の向上に努めて、早期発見早期治療につながるよう取り組んでまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 私も、この数字を聞いて、ちょっとびっくりをしました。受検者が余りに少ないことにびっくりしておりますが、県と連携して、周知啓発を図っていくこととでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

原因としては、過去の集団予防接種での注射の使い回しが原因で感染した人を、今回、救済する国の給付金の請求期限が、ことしの1月13日から5年間延長されて、2022年の1月12日まで延びたことがあります。これは、請求状況が、当初の見込みを下回っている状態を踏まえて、実施されるようになったんですが、厚生労働省によると、B型肝炎の推計対象者が45万人から100万人おると言われております。昨年11月までの提訴された方は、4万人、そして和解された方は2万5,000人しかおりません。

理由としては、制度は十分に知られてない。また、症状が出ておらず、気がついていない感染者が非常に多いということが言われておりま

す。

私も、たまたまですが、先日、ある御婦人の方と話したら、息子さんがネフローゼになって、仕事をやめなくてはいけなくなったということで、医者にかかると、B型肝炎に感染したという経緯がありまして、B型肝炎を起因として、二次的な疾患へいくと。こういうことも考えられるわけで、このことがあって、この質問にしたわけですが。

非常に、先ほど数字を聞いて、本当に周知されていないというか、感じております。

平成23年に、岡崎議長が同じような内容の質問をしておりますが、その当時は、6年間で4,500人を超える方が受検されております。検査を受けております。それから考えると、本当に少ない数字となっておりますので、県と力を合わせて、この啓発活動、非常に重要ではないかと考えております。

ぜひとも、肝硬変、肝がんに移行する人を少なくしていただけるような取り組みを、今後も継続をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

次に、短縮老齢年金についてお尋ねをいたします。

短縮老齢年金がもらえる対象者には、日本年金機構から、年齢が高い順から年金請求書が入った、黄色い封筒が送付されているわけですが、これまでは、老齢年金を受け取るためには、保険料納付済期間と、国民年金の保険料免除期間などを合算した資格期間が、原則として、25年以上必要でありました。

年金の受給者資格を得るには、必要な加入期間を、25年から10年に短縮するための年金機能強化法改正案が、平成29年8月1日から施行されることになりました。

これにより、資格期間が10年以上であれば、老齢年金を受けることができるようになってお

ります。

これは6月上旬に、最初のころに、通知が届いたときには、自分は年金をもらえないから、この書類が届いても、手続する気はないと話されていたことや、そういうことを聞いたり、高齢者の方は、黄色の封筒は届いたけれども、自分には関係ないと思って、破り捨てようとしたと。中身は全く読んでいないのと、理解が不十分であったり、年金をもらえないと思いついでいる方が、まだおられるような感じがいたします。

後期高齢の方では、なおさら説明がいてはないかと思えます。

そこでお伺いをいたします。

本市の推定される短縮年金受給者数及び年金請求書の受付件数は、どれだけおられるのか、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

日本年金機構に確認をいたしたところ、平成29年4月1日時点におきまして、受給開始年齢に到達した方で、資格期間が10年以上ある方を抽出し、年金請求書類を送付した対象者数は223名で、受付件数は9月1日現在、151件でございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 再質問を行います。

今の答弁によると、受付をしていない方は、72名いるようですが、その中には、障害年金や遺族年金といった年金を受給しており、短縮年金を受給しなくてもよい方も含まれているとは思いますが、この方たち、70名の内容は把握できているのか、まずお伺いいたします。

それとともに、今後、受け付けされていない方への周知はどうするのか、また、受け付けされていない方の中には、短縮老齢年金を受給で

きることを理解されていない方もおられるのではないかと考えますが、対策についてお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

受け付けをされていない方の分析につきましては、年金請求を取りまとめている日本年金機構に確認をいたしたところ、できていない、そういった状況でございます。

しかし、そうした方への周知につきましては、6月19日から、日本年金機構において、年金請求書類の送付後、おおむね1カ月を経過した時点で、順次、勧奨はがきの送付や、日本年金機構に電話番号が登録されている方に限りましては、電話による勧奨を実施しているところでございます。

また、本市におきましては、広報すくも7月号に、短縮年金請求の手続漏れに対する注意喚起を掲載し、周知をしております。

さらに、対象者の中には、生活保護受給者が多く、その方には、福祉事務所より連絡をとりまして、年金相談等に来ていただき、請求手続をしていただいているところでもございます。

請求手続をされていない方に対しましては、今後も、日本年金機構と連携をとりながら、請求漏れがないように努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 仮に70名全員が受給をするとなると、約1,300万から3,000万を超えるお金が受給されるわけですが、考えますと、預貯金になるというよりは、市内で消費される可能性が高いのではないかと考えますので、丁寧な周知徹底をお願いをしておきたいと思えます。

次に、ドライブレコーダーについて、お尋ねをいたします。

今議会ではありませんでしたが、最近、毎議会と言っていいぐらい、交通事故の専決事案があがってきております。ちょっと心配をしているところでもあります。

そこで、皆さん御存じとは思いますが、ハインリッヒの法則というのがございます。この法則は、労働災害における経験則の一つでありまして、一つの重大事故の背景には、29の軽微な事故があり、その背景には、300の異常が存在するという、1対29対300という法則であります。

これは、ハインリッヒの法則というのは、とても実践的な法則といえるわけですが、この法則から導き出せる教訓としては、重大な事故というものは、軽微な事故を防いでいけば発生しないものであり、軽微な事故はヒヤリとするような、小さな事故を防いでいけば、発生をしないのであるということで、この法則はいろんなものに適用することができます。

庁内のデスクワークのオフィスにも、当てはまることとなります。

ですから、そういう部分では、そういうことは特に気をつけていただきたいと思ひまして、今回、この質問をしております。

このドライブレコーダーというのは、乗用車に設置することで、走行中の映像や音声などを、自動的に記録、保存する車載型のビデオカメラのことですが、交通事故を起こしてしまったときに、現場では非を認めていた相手が、後日、主張を変えてくることもありますし、このようなときに役立つのは、ドライブレコーダーであります。

以前は、バスやタクシーなど、業務用車両にしか設置されていませんでしたが、最近では、一般の乗用車にも設置する人がふえてきている

ようであります。

走行している状態を記録することで、万一の事故状況の把握や、交通事故処理の迅速化。設置したことで、ドライバーの安全運転の意識の向上を図ることができるというメリットがあるほか、近年では、地域の防犯対策としても、注目をされているようでもあります。

そこで、公用車へのドライブレコーダーの設置については、昨年、政策提言されていたようですが、既に多くの自治体で導入が進んできております。本市での設置状況をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

ドライブレコーダーの設置状況につきましては、現在、幡多西部消防組合の一部車両9台に設置しております。

また、宿毛市清掃公社のごみ収集車7台に、今年度、設置予定となっているところでございます。

なお、一般の公用車につきましては、ドライブレコーダーを設置している車は、現在ございません。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 今、公用車の中では、特殊車両に設置をされているということでございますが、公用車にドライブレコーダーを設置しておけば、こういった事故が起きた場合の、事故処理に役立つだけでなく、職員の安全運転の意識向上につながると思います。

そこで、公用車へのドライブレコーダーの設置に対する考えについて、見解をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

野々下議員御指摘のとおり、近年、公用車の軽微な事故等もふえてきておりますので、軽微な事故が重大事故へ発展することがないように、日常のヒヤリハットをなくして、安全運転を心がけるように、これからも引き続き、指導していかないといけないというふうに思っているところでございますが、公用車へドライブレコーダーを設置すべきではないかということでございます。

ドライブレコーダー自体は、事故が起きた際の状況確認等に役立つものと理解しておりますが、このことについては、先ほど議員のほうからも御説明があったとおりでございます。

しかしながら、ドライブレコーダーの効果につきましては、一定、認識を私もしておりますので、全車両に設置というわけにはいきませんが、今後、検討してまいりたいというふうに思っておりますが、一部車両からではあります。一般の公用車につきましても、設置に向けて取り組みをしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） ぜひ進めていっていただきたいと思っております。

続いて、地方議会議員選挙における選挙用ビラの頒布解禁について、御質問をいたします。

これは、選管の委員長にお願いをいたします。

さきの通常国会において、改正公職選挙法が成立し、国政選挙は首長選でなく、地方議会議員選挙でも選挙運動用ビラが配布できるようになり、サイズはA4判以内で、配布枚数については、都道府県議会では1万6,000枚、指定都市議会では8,000枚、指定都市以外の市議会では4,000枚を上限として、頒布を解禁することになっております。

これについては、平成31年3月1日から施

行され、これ以降に施行される、次回の平成31年の統一地方選から実施可能となります。

そこで、本市でも、次回の統一地方選挙から実施されることとなりますが、立候補予定者を想定して、予定人数を満たす証紙を準備することが必要となります。その予算はどのくらい必要としておられるのか、また、国の補助額をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（土居利充君） 選挙管理委員会委員長、10番、野々下議員の一般質問にお答えします。

本市では、平成31年4月に行われます統一地方選挙で、市議会議員選挙が実施されることとなります。

前回、平成27年度に実施されました市議会議員選挙の立候補者が16人でしたので、仮に16人の立候補予定者でビラの頒布を4,000枚と想定した場合の証紙の予算額は、18万6,624円となります。

なお、この予算額につきましては、全額市費となり、補助金の対象外となります。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 再質問を行います。

選挙運動用のビラについては、宣伝のために不特定多数の人に頒布する1枚刷りの、程度のいいものをいい、記載内容については、制限がないということですが、各自治体において、条例で定めることにより、ビラ制作費を公費にすることができず、本市としての方針について、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（土居利充君） お答えいたします。

市議会議員選挙において、ビラの頒布の解禁がされるということは、立候補者の政策などを、

有権者が知るよい機会となり、ひいては、投票率の増加にもつながってくれるかと考えております。

今回、御質問いただきましたビラの作成費にかかる公費負担についての市の方針でございますが、条例を制定するとともに、予算措置を講じる必要がございます。

他市の動向も踏まえながら、今後、市長部局とも協議をしていかなければならないと考えております。

なお、市長選挙においても、条例で定めることにより、ビラの作成費の公費負担が可能であります。県内では、高知市を除く10市においては、現在、条例も定めておりません。そのため、公費負担とはなっておりません。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 本市としての方針については、他市の動向を見て、協議していくということでございます。

次に、ビラの頒布については、頒布の場所や方法について、制限をされております。

1番に、選挙事務所内での頒布、演説会場での頒布、街頭演説の場所における頒布、新聞折り込みによる頒布と制限をされ、以上の場所、方法以外の頒布については、禁じられております。

また、頒布責任者の氏名、住所等の記載が必要とされております。

そこで、候補者、選挙運動員への法令遵守の徹底方法について、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（土居利充君） お答えをいたします。

ビラの頒布についてですが、市議会議員選挙におきましては、4,000枚が上限となっております。ポスティングは認められておりません。

御質問にありました法令遵守の徹底方法についてでございますが、さきの通常国会において、改正公職選挙法が成立したばかりということもあり、市選挙管理委員会に対して、県の選挙管理委員会からの説明会等も開催されていないのが現状でございます。

市選挙管理委員会といたしましては、既に実施されているところの国政選挙や、首長選挙のビラの頒布を参考にしつつ、公職選挙法にのっとり、候補者の方々への説明ができるようにしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） ビラの頒布については、選挙事務所はもとより、有権者についても、個人の選挙運動への利活用禁止についても、十分な徹底が必要になりますが、有権者に周知のためのパンフレット等の作成や、広報活動の方法について、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（土居利充君） お答えをいたします。

選挙運動用ビラの頒布解禁について、有権者への周知のための広報活動についてですが、市の広報誌や行政チャンネル、またホームページ、フェイスブックなどを活用して、広報活動を行っていききたいと考えております。

パンフレットの作成につきましては、頒布解禁の周知のみのパンフレット作成については、現段階では、考えておりません。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 次回の統一地方選挙における市選管において、ビラ頒布の取り組みの際の課題や、決定事項、シールの作成について、県選管との協議、研修の場を設けるのか、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（土居利充君） お答えをいたします。

先ほどの質問の答えと重複するところはありませんが、先の通常国会で改正公職選挙法が成立したばかりで、具体的なことは示されておられません、国政選挙や首長選挙におけるビラの頒布と同じ法律に基づいて実施をいたしますので、この形で行いたいと思っております。

つきましては、県選挙管理委員会について、研修について、検討していただけるよう求めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 最後になりますが、ビラの頒布について、郵便受けへのポスティングや、戸別訪問等、公職選挙法違反の取り締まりについて、県警との連携協議について、どのように行っていくのかお伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（土居利充君） お答えをいたします。

まだ具体的な部分は、県と協議ができておりませんが、国政選挙や首長選挙のビラの頒布と同じですので、基本的には、戸別訪問なんかは禁じられておりますので、ポスティングなんかについては、十分、注意していかねばいけないことになってくると思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） どうも、丁寧な答弁をありがとうございました。

以上で、私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） この際、10分間休憩いたします。

午前10時51分 休憩

-----・-----・-----

午前11時03分 再開

○副議長（山上庄一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） おはようございます。2番、川村三千代です。

おはようございますとは申し上げましたが、大体、田舎のほうへ行きますと、11時過ぎておはようとは何事ぞと言われることも多々ありますが、山上副議長が議長席に座られているのを、初めてここから質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

そしてまた、昨日、SWANテレビをごらんになった方々、いつも質問議員の後ろに背後霊のように映っている2番、川村が、あらっ、きのうは姿が見えんじゃないかと思われた方もいらっしやったかもしれません。

特に最近、国会議員でも、いろいろな不祥事等々で、国会をお休みする議員もいらっしやいます。ついに川村も何かやらかしたかと、何か問題が発覚したかがじゃないかと思った方もいらっしやるかもしれませんが、御安心ください、何とこの宿毛には週刊文春、週刊新潮の宿毛支局はございません。

そしてまた、私も1点の曇りもない、真っ白な生き方とは申しませんが、とりあえずオフホワイトぐらいかなというような生き方をしておりますので、よろしく願いをいたします。

昨日は、急遽、対応しなければならぬ高齢者問題が発生をいたしまして、その解決に奔走しておりました。大切な議会を欠席をいたしましたこと、この場をおかりして、申しわけなくおわびを申し上げます。

というような問題に直面していた昨日ではございますが、今回、一般質問をいたしますのは、

観光振興と、そして平和教育についてでございます。それぞれ市長、そしてまた教育長から答弁をお願いいたします。

まず、観光振興についてでございます。

現在、「志国高知 幕末維新博」が開催されておりまして、宿毛歴史館もその中のサテライト会場の一つとなっております。

お伺いをいたしますと、そのサテライト会場に取り上げてくださったおかげで、ことしのゴールデンウィークの入館者数は、これまでの10倍を記録したと伺っております。

もっとも、10倍と申しましても、もともとの数字が低うございますので、歴史館が、押せや押せやの大反響が起こったということほどではなかったのは、大変残念ではあります。 「志国高知 幕末維新博」、これを一つの契機として、宿毛に足を運んでくださる、そしてまた、宿毛の歴史に興味を持ってくださる、こういった方が1人でもふえていくのは、これからの観光振興を図る上でも、宿毛のためにも、大いにプラスになることと思っております。

そしてまた、どうしても観光を述べる際に、これまでも多くの議員の方々もおっしゃってましたし、実際、市長初め執行部の方々も感じていらっしゃると思いますが、どうしても宿毛の観光というのは、いま一つ目玉となるところもない。これも一つの理由ですけれども、弱いというところが、前々から皆さんおっしゃっているところでございます。

市役所の担当課であります商工観光課の方々、本当に多岐にわたる仕事の中、そしてまた限られた人員の中で、宿毛市の商工観光事業の発展のために、力を尽くしていらっしゃいます。

これは、商工観光課に限らず、ほかの課の方も、本当に限られた人数の中でやっていらっしゃる、これも本当に頭の下がる思いでありますし、また、観光協会の皆さんも、各種イベン

トに精力的に力を注がれ、宿毛の魅力発信のために、力を尽くしていらっしゃいます。

そうやって皆さん、一生懸命やっているんだけれども、やっぱりどうしても弱い宿毛市の観光であります。

それで、特に今回、私に取り上げようと思いましたが、一般社団法人幡多広域観光協議会、この幡多広域での観光のあり方、観光事業の進め方についてであります。

この幡多広域となりますと、どうしても幡多の観光のリーダーというのは、四万十川を有する四万十市、そしてまた、幡多の老舗観光市と申しますか、土佐清水市、そしてまた、最近、著しく注目をされております、柏島を初めとする大月町、こちらのほうが、どうしても注目もされ、マスコミにも取り上げられますし、発展しているなというのを、宿毛市から見ても、肌で感じるところであります。

どうしても幡多広域の観光事業を進めていきますと、例えば、これは委員会の席であったと思えますけれども、ある議員の方から、幡多広域の観光パンフレットを見ても、宿毛の占める割合が少ないのではないかと。非常に、パンフレットの中で、宿毛のアピールポイントが少な過ぎる、取り上げられている紙面も、活字も写真も少ないのではないかとというような意見を出されている議員の方もいらっしゃいました。

この幡多広域での観光振興について、市長はどのようなお考えをお持ちなのか、よろしくお伺いをいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） 川村議員の一般質問にお答えさせていただきます。

昨日は、大変だったようで、本当にお疲れさまでございました。

それでは、早速、お答えさせていただきます。幡多広域観光協議会につきましては、高知県

西南地域を全国へPRし、幡多6市町村の誘客促進と交流人口の拡大による地域の活性化を目的といたしまして、取り組んでおりますが、四万十川や、そして足摺岬といった、全国的に知名度の高い観光資源を中心に、PR活動を行っている側面もございますので、パンフレット等で本市の掲載記事が少ない印象があることにつきましては、私自身も認識をしているところでもございます。

そういった状況を踏まえ、本市といたしましては、本市の特性を最大限に生かすため、これまで以上に、観光素材の磨き上げを行う必要があると考えておまして、沖の島、鵜来島を初めとした磯釣りやスキューバーダイビング、漁業体験といったマリレジャーを取り入れた、従来の取り組みに加えまして、議員のほうからもお話ありましたが、本年3月からスタートいたしました「志国高知 幕末維新博」における県補助金も、積極的に活用いたしまして、宿毛歴史館のリニューアルや、本格的ロードバイクレンタルの事業も実施しております。

また、現在、新たな再生活用に向け、取り組んでいる、林邸を初めとする歴史資源、さらには竹内明太郎の功績をたたえるダットサン展示イベント、また、宿毛の大江 卓といたしましての企画展などを催す予定になっておまして、企画展「大江 卓」のほうは、9月15日から開催をさせていただきます。

この大江 卓展につきましては、神奈川県立図書館のほうから、旗をお借りさせていただいて、これの展示も行うようにさせていただいております、また幡多広域ではないですが、県外の方々にも協力をいただく中での歴史的な観光イベントとなっているところでもございます。

それから、宿毛のお魚おもてなし事業も、実施していく予定でありまして、豊かな自然に育まれた海の幸や、山の幸を生かした郷土料理、

そういったものを、新たな観光素材といたしまして、開発してまいりたいと考えているところでもございます。

愛媛県との連携については、議員のほうからお話はなかったようでございますが、私といたしまして、この愛媛県との連携というものも、今、取り組んでいるところでございます。

その愛媛県との連携の中では、四国西南サミットの観光部会において、11月には、愛媛県側8つの市と町、それから高知県側としては、6市町村が協力いたしまして、九州に観光PRを実施する予定であります。

また、宇和島市、愛南町と連携した篠山の保全を目的とした篠山観光開発協議会や、四国西南地域観光連絡協議会などと連携をいたしまして、今、取り組みをしているところでございます。

なお、そのほかの分野でも、足摺宇和海保全連絡協議会、宇和海水産構想推進協議会や、また少し分野は違いますが、高規格道路宿毛内海間整備促進部会といった、さまざまな広域連携に、日ごろから取り組んでいるところでございまして、議員からのほうの質問からはございませんでしたが、少し御紹介をさせていただきました。

今後におきましても、本市独自のさまざまな取り組みを推進する中で、これまで以上に、幡多広域観光協議会や、また近隣市町村、関係機関などの、広域の枠組みを積極的に活用いたしまして、さらなる観光振興を図ってまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） どうも市長、御答弁ありがとうございました。

私が申し上げなかったことと言いますか、私は別に、市長のことを陥れようとして、愛南町

のことを言わなかったわけではございませんで、前段の話がだらだら長かったせいで、失念してしまいまして、大変失礼をいたしました。

そういった中で、本当に市長が観光について、熱く語っていただきました。大江 卓さんのお名前も出ましたし、ダットサンの話も出ました。本当に宿毛はこの近代日本を支える、21人の大変すばらしい方々を輩出しておるにもかかわらず、坂本龍馬を初め、21人かかっても、中岡慎太郎にも、ジョン・万次郎にもかなわんというのが、今の実情であります。

この近代日本を支えた21人に、どうかもっとスポットライトが当たるような取り組み、取り組んでいただきたいと思います。

そしてまた、広域で、近隣の市町村と手を携えることも必要ですけれども、宿毛として、もっと独自の、ユニークな取り組みをしてもどうかというの、考えております。

私が考えることですから、余り大したことがなくて、よく私の隣の3番の原田議員ともお話をするんですが、原田議員は観光協会にお勤めだったこともありまして、宿毛市の観光事業にも大変詳しい方なんですけど、私が、宿毛はだるま夕日をどんどん売り込もうとしているんだから、観光びらきも、だるま夕日が見える11月や12月に、サニーサイドパークでやったほうがいいんじゃないだろうかということを申しましたら、そんなことは、もうとっくに、以前やりましたと。そういうふうにおっしゃられておりましたし、私の頭では、なかなかあれなんですけど、私が宿毛の市会議員に当選したというときに、ある友達が、せっかく宿毛という、大変ユニークな、独自の名前なんだから、その名前で観光振興なり、どんどんイベントを計画していったらどうかということを言われる友人がおりました。

宿毛、毛が宿るまちということですから、豊

田真由子議員の、この〇〇。この〇〇を言いますと、もしかしたら議事進行がかかるかもしれないので、宿毛市議会の品位を保つために、申しませんが、多分、大丈夫だとは思いますが、あれほどワイドショーで流してましたから。

そういう頭皮が涼やかなる方々、こういった方々に注目をされるような、こういった方々をターゲットにするようなことをやってはどうか。

例えば、北海道に増毛町という、毛が増す、あちらの町と提携して、何かイベントをやってはどうか。毛に特化するのであれば、毛利元就ありますよね。「毛」のつく名字の人を集めるとか、毛沢東、中国まで手を伸ばすと、どうかというのはありますけれども、せっかく宿毛というユニークなネーミングのまちですので、それを生かした取り組みもあるんじゃないかと。

そしてまた、宿毛市の中でも、例えば、私の地元ですけれども、平田の黒川は、春になると、土手沿いに、本当にすばらしい桜並木、見ることができます。あそこは本当に、体の不自由な方、お年寄りでも、車窓から桜を楽しんでいた場所でありまして、また、夏になると、蛍が飛び交っています。

そしてまた、楠山の皆さんも、大変観光には力を入れていらっしゃるしまして、2月には梅まつり、そしてまた初夏には収穫祭も行っておりますし、また、笹平のキャンプ場開きも、本当に地元の方々が一生懸命、毎年清掃したり、キャンプ場開きを、段取りをなさっていらっしゃいます。

そしてまた、観光資源としては、商工観光課長の地元ですよ、山田のほうに森林鉄道の跡もあったと伺っておりますし、地元の課長でも、なかなか、こんなすばらしいものがあるとは、課長、そういう顔をしないで、もっとにこやかな顔をしていただけないでしょうか。地元の観

光資源の話をしておりますので、俺に話をふるなよという顔は、おやめいただきたいと思いますが。

そういったことで、さまざまな、宿毛市には観光資源が眠っております。掘り起こせば、宿毛の四季、また宿毛の1月から12月で、観光カレンダーもできるのではないかと思われるような、さまざまな資源や歴史が眠っております。

ぜひ、市長にはこういったものも活用していただきたいと思いますが、市長、いかがでしょうか。お願いいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） 御答弁させていただきます。

すっかり、観光課長への質問かと思いましたが、ゆっくりさせていただいておりましたが。

るる、どう言うんですか、宿毛市の、まだまだそういった資源であるとか、いろんなことが生かし切れてないんじゃないかというような、叱咤激励だったというふうに受けとめさせていただきました。

本当に、いろんなものがあって、よく言うんですが、宿毛にはすばらしいものがたくさんあるんだよ、あるんだよと言うんだけど、そのすばらしいものがしっかりと発信ができてなかったり、また自分たちはそう思っているけれども、周りの人が、それが本当にすばらしいものだというふうに、まだまだ認めてもらってなかったり、また知らなかったりということがあろうかと思えます。

そういったのをうまくつなげていきながら、外へ発信していく、そういった取り組みが必要だというふうに思っています。

そういった取り組みの中で、先ほど、観光パンフレットの話もありましたが、幡多広域でこういったものを武器として、もう既に全国的にメジャーになっている、こういったものを武器

にして、しっかりと発信していきたいなというふうに思っています。

例えば、四万十川を見に来た方々が、1泊であれば四万十市に泊まっていたらいいし、2泊目泊まるのであれば、おいしい魚料理がある宿毛市に泊まっていたらいい、そして宿毛市から帰っていただく。そして、今度来るときには、ぜひ宿毛市の料理を目当てに来ていただく。そういった取り組みができないかなということ、そういうことを考えているところでございます。

これは足摺岬も一緒ですし、また、近くの大月町の柏島とかも一緒です。いろんなものを連携させながら、幡多地域に人を呼び込んでいて、そして来ていただいた方には、一度、宿毛に寄っていただいて、そして何かおいしいものも食べていただく、そういった中で、その方々にしっかりと宿毛市のよさをPR、発信する、そういったものを宿毛市として構えておいて、そこでPRすることによって、じわじわと全国の知名度を広げていきたいなというふうに思っています。

また、インバウンドのほうは、現在、サイクルイベント、こちらの誘致も進めているところでございまして、せんだって、ホストタウン、これはオランダの自転車の関係になりますが、こちらのほうのホストタウンとして、宿毛市も認めていただいたところでございまして、まだ予定ではありますが、10月にはオランダのほうからナショナルチームのコーチが、この宿毛市にも入ってきていただくことになっております。

こういったのも、うまく利用しながら、そしてサイクリストですよ、自転車愛好者の方々に、自転車といえば宿毛なんだなというのが、全く今はありませんので、そういったのを、しっかりと発信をしていきたいというふうに思いますし、そのために、いろんなネット上であ

るとか、それから雑誌であるとか、こういった媒体に取材をしてもらえらるような、その取り組みも、今、進めているところでございます。

また、議員言われるように、本当にたくさん、いろんなものが、たくさんいいものがありますので、それをうまくつなぎながら、観光協会ともしっかりと連携をとりながら、取り組みを進めていきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） どうも、市長ありがとうございます。

市長が本当に力強く、宿毛市観光のペダルを踏んでいただけることを期待しております。どうぞこれからもよろしく願いをいたします。

以上で、観光振興についての質問は終わります。

次に、平和教育について、質問をさせていただきます。

皆さん御存じのとおり、ことしで戦後72年を迎えます。特に、先月8月と申しますのは、8月6日の広島、そして8月9日の長崎、原爆投下がされた日でもあります。そして、8月15日の終戦記念日、本当に日本人が平和について、戦争について、一番、1年の中で多く考え、そしてまた、活動する、そういった月であると思います。

実際、新聞、テレビ等のマスコミでも、そういったドキュメンタリー番組ですとか、また、ドラマなどが制作されまして、大人から子供まで、この72年前の悲惨な歴史を本当に改めて考える月であったと思います。

私は、本当に72年たったなと思いますのは、本当に戦争の体験者の方々が少なくなっているという、この実情です。

私の目の前にいらっしゃる市長初め執行部の

皆様も、もちろん戦後の生まれですし、議場を見渡しまして、濱田議員、終戦のときは、お年、お幾つでしたでしょう。三つ。

この議場の中で、唯一戦争を知っていらっしゃる濱田議員でさえも、終戦のとき、年は3歳でした。

したがって、戦後の混乱ですとか、戦争からの日本の復興というものを、子供ながらに、肌で感じたかもしれませんけれども、実際のところ、戦争の悲惨さというのは、直接には体験してらっしゃらないのかなど。今の日本の現実というのは、この議場にも十分あらわれていると思いますが、本当に戦争を知っている、そういった世代が少なくなっている。本当に戦争を知らない者が、戦争を知らない者にそれを伝えていかなければいけない、本当に難しい年代に差しかかっており、そしてまた、戦争を知っている人から、直接に話を聞ける、本当に最後の世代、一番重要な役割を、我々は託されているのではないかと、そういうことを実感する日々でございます。

現在、戦後72年たちましたが、宿毛市内では、どのような平和教育が学校現場でなされているのか、教育長からお聞かせをお願いいたします。

○副議長（山上庄一君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、2番議員の一般質問にお答えを申し上げます。

市内小中学校における平和学習についての御質問をいただきました。

平和学習につきましては、小学校では、各校とも修学旅行で広島市を訪問いたしております。広島での学習が一番大きなものとなります。

この広島への修学旅行に際しましては、行く前に事前の学習を行い、さらには、子供たちが前年度に折りました千羽鶴を広島に届けるといった中で、祈りを込めて、学習をする。

それから、修学旅行が終わった後でございますけれども、修学旅行で学んだことを、まとめて発表を行ったりいたしております。

ある学校では、児童会や、他の学年に発表することにより、修学旅行に行った児童だけでなく、他の児童の平和学習にもつなげているところであります。

また、その他の学校におきましても、千羽鶴の作成にあわせまして、平和集会を開催をいたしまして、その中で発表を行ったり、あるいは、視聴覚教材を利用して、感想文を書いたりとか、あるいは地域の方々に来ていただいて、平和についてのお話をいただくなど、各学校で工夫をしながら、さまざまな取り組みを行っております。

また、小中学校ともにでございますけれども、夏休みの登校日には、先ほど議員からお話ありました8月6日・9日、15日という日がございますけれども、そういったものを含めて、登校日に平和学習を行っております。

今後も、これまでの取り組みを継続していく中で、議員おっしゃいましたように、戦争の悲惨さであるとか、あるいは平和の大切さ、そういったものを、全ての子供たちが共有できるように取り組んでまいりたい、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） 修学旅行での広島研修、ちょうど私のころは、まだ瀬戸大橋が開通しておりませんでしたので、小学校の修学旅行は高松までだったんですね。そういったことで、中学校の修学旅行が、宿毛佐伯フェリーを使つての九州の旅行でしたので、私は、一番最初に、そういった資料館を見学したのは、長崎の原爆資料館だったんですけれども。本当に、あれは強い衝撃を受けたことを覚えております。

そして、広島研修の前後に、本当にしっかりと、学校現場でそういった平和教育をなさっているということ、これは大変うれしく思いました。

実は以前、二、三十年前になりますけれども、沖縄のひめゆりの塔へ家族で行った際に、ちょうど、あれは関東あたりの女子高校生でしたけれども、鼻うたを歌いながらひめゆりの記念館に入っていく。これは、ここの学校の生徒の程度というか、ここの学校は、一体、教職員の方は、ここへ来るまでに、一体どういう教育をしているんだと。こういうことは絶対、高知県の学校では、あつてはならんことだなと実感して、ひめゆりの塔を見学したことを覚えております。

やはり、行くだけではなくて、そうやって前後でしっかりと教育をしていく、これは本当に必要なことであるし、これからも続けていっていただきたいと思つています。

そしてまた、ちょうど9月9日土曜日の、土佐あちこちという欄に、宿毛支局の富尾記者が、鶴来島の砲台のことを書いていらつしゃいました。「砲台の島」という題材でしたけれども。

こちらについては、以前も松浦議員もおっしゃってございました。

宿毛市には、鶴来島の砲台の跡もそうですし、また宇須々木ですとか、あちこちにそういった遺跡があるわけですが、特に教育長の場合、鶴来島の御出身でもございますので、またその砲台への思いも、ほかの方とはまた別のお考え、思い入れがあることもあるかもしれませんが、こういった戦争遺跡といわれるものについて、学校現場ではどういうふうに生かしているか。そしてまた、教育長御自身の御意見で結構でございます、どういう思い入れがあるかも、お聞かせいただけるとありがたいです。

お願いいたします。

○副議長（山上庄一君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、2番議員の再質問にお答え申し上げます。

平和教育における戦争遺跡等の活用についてでございますけれども、松浦議員からも御質問いただきました経過がありますけれども、宿毛市にも、御指摘のように、大きなものとしましては、宇須々木、それから過日、松浦議員等も、高知新聞の富尾さんも同行されて、調査をいただいたということで、いろいろ想像した以上に、その砲台跡等が大きなもので、価値のあるものというふうなお話を、松浦議員からも承っているところでございます。

先ほど言いましたように、市内の小中学校、特に小学校の修学旅行で行く、広島での平和学習というのは、大きなものでございます。ただ、一方で、その平和学習とあわせて、自分たちの、子供たちの身近なところにも、こういった戦争の遺跡があるんだと、そういったことを、子供たちが認識をして、さらに平和について深く学んでいくということは、非常に大切なことではないかと思っております。

ある西地域の学校では、宇須々木地域の、いわゆる戦争遺跡を見学する中で、地域の方々のお話も聞く中で、平和学習を深めているという学校もございます。

鶴来島については、例えば、一定の人数以上になりますと、なかなか行き来も大変でございますし、それから、時間も制約をされます。一定の授業時数で、2時間なら2時限で視察をするということも、なかなか難しい。1日がかりの見学ということにもなろうかと思っておりますので、そのあたり、いろんな課題がありますので、これから研究をしてまいらなければなりませんけれども、いずれにいたしましても、そういった自分たちの近くにも、戦争の遺跡があるということをお子孫たちが学ぶことは、大変重要なことだと思っておりますので、これからまた生かし

てまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） 今の宿毛の子供たちは、本当に恵まれているなと思います。

私のころの小中学校の教育では、戦争というのは、沖縄が戦地になった。そして、広島、長崎に原爆が落とされた、これぐらいのことしか教えてくださらなかった。宿毛を初め、高知県に、さまざまな南国市の掩体壕とか、いろいろな遺跡ありますけれども、そういったものが、県下や、身近なところにあるというのを知らないまま大人になってしまいましたので、小さいときから、実際に戦地にはならなかったけれども、宿毛の足元までその戦火が来ていたんだよと。臨戦態勢にあったんだよということを、児童生徒にわかっていただくのは、平和教育でも大切な一つだと思いますので、これからもよろしく願いをいたします。

平和教育について、いろいろ申してまいりました。中には、平和教育といいますと、あらっ、川村じゃないのではないかと。あらっ、もしかして、松浦議員や山岡議員の専売特許じゃないかというふうに思われる方もいらっしゃるかもしれません。

皆さん、私を含め14人の市会議員いらっしゃいます。いろんな主義主張、皆さん持っていらっしゃいますけれども、皆さん、平和を守ろう、そして戦争をしないでおこう、この2点だけは、この14人どんなに主義主張がかわっていても、母体とする団体が違っていても、この2点については同じだと思います。

ただ、何が違うかという、平和に対するアプローチの仕方ですね。そしてまた、家庭の中の戦争はどんどんしてくださいね。家庭も平和でないといけないんですけれども、いろいろ、それは内政干渉ということで黙っておきますが、

そういったことで、いろいろ平和に対する、各政党、アプローチの仕方が違う。そしてまた、国際社会における日本のあり方、存在というものに対する考え方が違うということで、若干、拳をこう振り上げるのか、私のように、心の中を、拳を振り上げるのか、その違いであって、本当に平和というものは守っていかないといけませんし、これから戦争がどんどん、時間的なことで風化されていく中、平和教育というのは、本当に重要な教育となってまいりますので、教育長初め、市長初め執行部の皆さんも、よろしく取り組んでいただきたいと思います。

そしてまた、最後に申し上げますが、平和教育というのは、命の教育であると思います。命を大切にすること、命の重みを感じる。今、本当に不幸な形で、若年層の死因の第1位は自殺です。こういったことが起こらないために、平和を通した命の教育、これが本当に一番大事なことだと思います。

例えば、鹿児島県の知覧町の特攻記念館、そして先ほども申しましたけれども、ひめゆりの記念館、あそこに行きますと、本当に小中学生から見ると、本当にお兄ちゃん、お姉ちゃんぐらいの年代の方々が、生きたいという希望を持ちながら、大人になって、あれもしたい、これもしたいという希望を持ちながら、戦火に散った多くのそういった若い方々の歴史が刻まれております。

命を守る教育、それが平和教育です。本当にこの9月の初めというのは、学校に行きたくない、またいじめに遭ってしまうということで、児童生徒の自殺が最も起きやすい、そういった時期でもあります。

どうか、平和教育を通して、命の大切さ、72年前、ほんの少し前までは、若い命が、生きたいと願いながらも散っていった、その現実を、これからの子供たちに伝えていき、日本の平和、

そして国際社会の貢献について考えていただきたいと思います。

以上、私の今回の一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○副議長（山上庄一君） この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時36分 休憩

-----・-----・-----

午後 1時04分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 1番、川田栄子です。一般質問をさせていただきます。

1番、平成28年度決算における市長公約に対する成果と反省について、お伺いいたします。

9月議会は、議員は決算議会と考え、財政課は予算のことを考え、少し分離した時期の議会ではと考えます。

決算には、材料がたくさんあり、財政の宝物といわれ、重視しないと予算が大きくなります。

決算は、来年の予算にどうつながるか、決算に臨むことであります。

予算、執行、決算、予算と循環するものであり、決算と予算は別ではないと考えます。決算をしっかりとるから、予算が膨れないとなります。しっかりとるに生かしていくことの責任を、議会も担っていくわけであります。

金銭で見積もられた予算が、物品、財産、労働に形を変えて、住民の福祉の向上にどのような成果をおさめたかの清算書でもあります。

議会として、住民の福祉の向上にどれだけの行政効果を、また経済効果をもたらすことができたかの視点も、持つことが重要と考えております。

決して、決算はもう済んでしまったことだと、おろそかになりがちであってはいけない

ものであります。批判機能として重要であり、その成果を生かして、次年度予算にも反映すること。また、予算がどのように使用されたか知ることができるなど、詳細な検討が望まれます。

財政は、目的を実現するための手段であり、住民の福祉の増進のため、また住民の生活と健康を守るための視点が、政策が、地域に、市民に、いかに役立ったか。市民の要望が実現されたかという評価が、基準となります。

加えて、市長の選挙公約などは、どの程度実現されたか、されなかったのか。成果と反省の自己評価も大事なことであります。

市長の見解をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 川田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

ただいま、予算に向けての決算のお話がありました。私自身も、12年間決算をさせていただきました、市議会議員といたしまして。

本当に、当初のころは、自分1人が時間をとっているんじゃないかというぐらい、わからないことばかりで、決算に向けて、いろいろなことを質問をして、また先輩議員とか、それぞれ執行部の方々に教えていただいたことを、きのうのように思い出したところでございます。

それでは、平成28年度決算を迎え、私が抱える公約の成果と反省についてという御質問でございますので、お答えをさせていただきたいと思えます。

平成28年度は、私にとりまして、初めての当初予算編成を行うこととなりました。選挙戦で訴えてまいりました公約の実行も含めまして、さまざまな事業を予算化させていただきました。

平成28年度の成果といたしましては、人口減少対策といたしまして、移住定住推進室を創設いたしまして、移住の促進を行った結果、平成27年度と比べまして、2倍となる70名の

移住者を受け入れることができました。

また、ふるさと納税につきましても、平成28年度は、前年度比約10倍となる2億500万円の寄附額となりまして、寄附額の増加のみならず、返礼品が増加することで、新しい商品の開発や、そして地域経済の活性化につなげることができたというふうに、考えているところでございます。

南海トラフ地震対策といたしましては、総合運動公園の敷地内に備蓄品を集約して、備えておくための大型備蓄倉庫を整備いたしました。

また、高速道路の早期実現に向けまして、近隣市町村と連携し、国や県への要望を、積極的に行いました。結果、本年9月中に、第2回四国地方小委員会に向けた住民アンケート調査が実施されるとお聞きをいたしております。

今後も、継続的な要望活動を行い、高速道路の早期実現に向け、取り組んでまいりたい、そのように思っております。

教育の充実と子育て支援についても、重要な公約の一つであり、平成28年度は、保育の充実と位置づけ、子育て世代応援事業といたしまして、同時入所第2子以降の保育料無償化を実施することで、就学前の子育て世代の経済的負担の軽減を図り、子供を安心して産み、育てられる環境を整備いたしました。

平成28年度に実施した事業につきましては、その実効性を検証し、今後の検討課題といたしまして生かしていけるよう、取り組んでまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 財政は政策であります。市民の要望に寄り添った政策を、30年度予算に生かしていただきたいと思っております。

次、将来負担比率について、お伺いいたしま

す。

市民の皆様にはわかりにくい用語ではありませんが、借金を返すに当たって、その負担の度合い、尺度を示す指標で、平成19年から始まった財政指標であります。

平成26年度は、113.5%、27年度は、77.5%、そして28年度は、70.3%です。よくなったといっても、県平均では50.3%、全国平均では38.9%、類似団体を見ても、119自治体中73位であります。

財政健全化法が始まって、10年前は206.1%でした。破綻した夕張は300%を超えました。当時の地方債は、約130億、28年度は110億ほどであります。

10年前の財政健全化法施行時から、地方債の減少は対して変わらないにもかかわらず、経年的な将来負担比率を見ると大きく改善されているが、このことはよいことなのか、財政健全化となったのか。市民は、この数字から、当市の財政をどう考えればよいのか、行政はこの数値を、成果目標としてきたものであれば、問題であります。市長の御見解をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

まず、将来負担比率とは、少し御説明をさせていただきます。

地方公共団体の借入金など、現在、抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の標準財政規模に対する割合であらわしたものでございます。

将来負担比率につきましては、数値目標としていたかどうかということがありましたが、本市では、将来負担比率の数値目標は、設定しておりません。

しかしながら、毎年、予算編成に当たりましては、厳しい財政状況であることを認識し、事

業目的や成果目的に合わせて、廃止や再構築を含め、まず各課において、既存事業の見直しを行い、予算要求を行っております。

財政の健全化は、単年度では大幅な改善は望めないため、将来における負担を軽減できるよう、地方債残高の減少に向け、地方債発行額を抑制することや、事業に充当することができる財源を増加されることで、毎年少しずつではありますが、将来負担比率の改善に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 平成19年度から始まった財政健全化の指標ではありますが、健全化となった実感はありません。

国の狙いは、見えにくい会計を解消することであったと思われ。基準財政需要額算入見込額など、数値を使うことは、複雑な方法によって計算した理論値であります。

さらにいうと、実際に算入した額ではなく、将来にわたって算入されることが見込まれる理論値でもあるわけであり。悪いものを隠そうとするのではなく、悪いものを出して、一緒に考えようとするのが重要で、基準財政需要額もきちんと入っているかわからないのに、見込額とは何を見込んだとするのか、数字が定かではありません。説明も欲しいところであります。

自治体の借金は、あっても構わないもので、道路や学校など、公共建造物は、長年にかけて払っていかねばならないものがありますが、全体の借金が、当市の財政の身の丈に合ったものであるかが重要なところであります。

身の丈に合った額は、実質債務残高比率や、実質的将来財政負担額比率と、名称はさまざまありますが、計算をしてみますと、168%となります。

目安として望ましい数字は100%であります。充当可能財源において、基準財政需要額算入見込額が何を見込んでいるのか、わからないことが多く、何の根拠もないのに、将来負担比率を低く見せるために、支出予定額を適正に反映させているとはいえません。

地方財政健全化法では、債務負担として定められていない支出予定額について、将来負担額として計上できないこととなっております。

28年度は、当市の将来財政負担率70.3%ですが、このことはよいことなのか、なぜ低くなったのか、財政健全化となったのか、背景に何があるのか、説明を求めます。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

川田議員のほうから、るる持論を述べていただきました。

まず、一つ、健全化に向けての取り組みに対して、健全化した実感はないというお話でございしますが、しっかりと健全化に向けて、当市は動いているというふうに思っているところでございします。

平成28年度の数値が、平成27年度と比べ、減少した理由につきましてですが、平成28年度の将来負担比率は、前年度比マイナス7.2%減の70.3%となりました。これは、先ほど議員のほうからも、数値言っていたいただきました。

地方債現在高や、組合負担等の見込額が減少したこと、また事業に充当可能な基金が、前年度よりも増加したことが、将来負担比率の減少となった主な理由となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 健全化判断比率は、財

政破綻しないための、最低の基準にしか過ぎないことを押さえるべきです。

ですから、基準を少しでも下回っていただいということにはなりません。当市の財政上の問題は何なのか、何が原因なのか、今後どうしていくか考えていかないと、いいまちづくりはできません。

数字は政策です。本当に、住民にとって優先すべき事業は何であったのか、検証することが大切と思っております。

財政調整基金について、お伺いいたします。

財政調整基金とは、やりくりに使えるお金で、自由に出入りできるとされますお金であります。

やりくりとはどういうことかではありますが、少ない費用を、計画を持って住民ニーズをつかみ、政策を進めることではと考えます。でないと、ただ貯金だけとなります。

貯金がたまると、将来負担比率は低くなりますが、そのことを成果目標にしていないということでもありますので、問題はありません。

市民から不満が出ないように、住民サービスを考えなければなりません。貯金をふやすことを手柄というか、住民も努力した結果といいますが、本当にそうでしょうか。このお金はどこから来たか、貯金を分析してみます。

三位一体改革もあって、平成14年から19年は、与えられた少ない財源でやってこられました。財調は9億円ほどでありました。20年にはリーマンショックがあり、当市も地方税の減収へとなりました。22年には、国から交付金がたくさん来まして、9億の貯金は22年には16億、24年には18億、27年には20億となっています。喜ばれているところもありますが、何もしないで評価が高いのはおかしいと思います。政策をして、自治体の貯金がふえたものではありません。財政収入額に、平成22年、23年、ずっと交付税がふえて、地方自治

体は貯金をふやしたとなっております。

国が、地方税が減った原因を調査したので、普通交付税をふやしたとなっております。

余分にきたお金は、産業育成に使うべきではないかと思います。リーマンショックで製造業が影響を受けましたが、どんな業種が調査して産業政策となり、そんなものが基本計画に生かされていくことが重要だろうと思います。

さまざまな社会要因があつて、財政調整基金がふえてきました。国も、自治体はなぜ貯金をためているのかとっております。自由に使える財調に、多いほどよいと考えるのでしょうか。目的にためていくことでないと、自由に使うとなります。

財政調整基金は幾らがよいのでしょうか。あるだけよいとなるのでしょうか。買い物をするのに、たっぷり財布にお金を入れていくのか、目的を買っても、自由に使うお金があれば、あれもこれもと買うこととなります。少なければ、以外のものは買わないとなります。

財政調整基金は、野方図にためるなどなるものではありませんか。住民サービスはどうなっているかと、市民から不満も出てくるとなります。

貯金がたまると、将来負担比率は低くなります。さまざまな要因で、財政調整基金がふえてきました。財調はどのくらいが適正と考えておられるのか。自由に使える財調におくのではなく、計画にないものは使わないとする、目的基金へ積み立てることが重要と考えます。

特定目的基金は、議会の議決が要ります。災害や庁舎建設など、議会とともに考えることが大事ではないでしょうか、御見解をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 川田議員の一般質問にお答えさせていただきたいと思っております。

通告どおりではあるんですが、内容につきま

して、いろいろありますので、答弁等漏れたときには、またもう一度言っていただければと思います。

本市の財政調整基金は、災害復旧、公共施設の整備、その他経済事情の変動等によりまして、財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てることとしております。まず、そういうふうにしております。

なお、平成28年度におきましては、財源不足は生じなかったため、財政調整基金の取り崩しは行いませんでした。

議員の御質問の趣旨は、財政調整基金残高が多過ぎるのではないかと。多額の基金があるのであれば、もっと住民ニーズに合った政策に使うべきではないかという内容の質問であったかと思っております。

本市の財政調整基金残高は、平成28年度末時点で、約21億9,000万円となっておりますが、今後の財政需要を考えたとき、決して多額の残高ではございません。今後、津波浸水エリア内の保育園の移築や、小中学校改築等の大型建設事業が控える中、財源不足を補うための財政調整基金の取り崩しは不可避な状況であります。

しかしながら、普通建設事業のように、今後想定される財源につきましては、施設整備基金などの特定目的基金を計画的に積み立てていくことで、財政調整基金のみに頼ることなく、財政需要に対応していけるように取り組んでいきたいというふうにも考えておりますし、この点につきましては、先ほど議員も御指摘があったところでございます。

金額について、どの程度見込んでいるのかというお話でございしますが、それに関しましては、また、いろんなところを精査しないといけないところでございますが、宿毛市の場合は、一般会計で年間約120億でございます。

例えば、特別会計、水道事業会計等も入れさせていただくと、約207億円という形の中で、財政調整基金22億は、全体で占める割合としては、10.6%となっているところでございまして、例えば、自分の家計で置きかえて見ると、年間400万円程度の、支出全体で、家族としてお金を使う場合に、40万円程度の普通預金があると、そういうふうな状況でございませぬ。

これからの事業等も見つ中で、しっかりとそういう目的基金にも積み立てをしながら、そのあたりを考えて、調整していきたいというふうに思っております。

そして、財政調整基金も、決して執行部が勝手に使えるお金ではございませぬ。取り崩ししてどこに充てるか、しっかりと議員の皆様方の議決をいただいて、予算執行してまいっているところでございませぬので、またそういう点でも、しっかりと御指摘いただければというふうに思っております。

以上でございませぬ。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 次へいませぬ。

宿毛市の基本計画についてでございませぬ。

市の総合計画策定に当たりまして、市のトップにあるものは、当市の中長期の展望を示すことが重要であります。宿毛市では、市長が変わるたびに、つくったものが生かされず、政策と行政の継続性がなく、市民にとってプラスになっていないとの市民の声であります。

また、公共施設建設の計画性のなさに、不満を持つ市民の方は多くいらっしやいませぬ。

宿毛市の中長期展望と、具体策を示すことは、財政の上からも、計画性を持った行政プランも、市民に知ってもらうことが重要と考えませぬ。

企画課では、振興計画があるとのことでありませぬが、これは行政各課における現況と課題、

基本方針、計画を羅列してあります。

総合計画とは、自治体のまちづくりの方向を示すものであります。体系として、基本構想、おおむね10年です。基本計画、おおむね前期5年と後期5年、その中へ実施計画を3年ずつはめ込んでいませぬ。

基本構想で基本理念、まちの将来像、将来人口ビジョン、土地利用の方針、まちづくりの基本方向などを明らかにし、まちのあり方を示す基本計画で、基本構想の実現に向けて、施策を分野別に体系化し、施策の増進のために、考え方や手法を明らかにするものであります。

さまざまな分野が連動し、多様な主体が参画して、総量的効果なまちづくりの推進を図るための仕組みを行います。

基本計画の将来の新規事業や投資事業は、分野別に一覧表に記載されませぬ。

2013年の地方自治法改正により、自治体には、基本構想及び総合計画策定の義務はなくなりましたが、むしろ、最上位計画として位置づけることが重要と考えませぬ。基本計画に財政裏づけ、及び財政フレームがきちんとしているか、そのことが、自治体が計画的に行財政を行っているとなるわけでありませぬ。

箱物では、償還の返済のときが、いつピークなのか、明らかにすることでありませぬ。償還ピーク時から、使わないでずれていく、投資的経費が小さいままはあり得ませぬ。ふえていくとピーク時がずれていませぬ。

10年先がピークだと、乗り越えられると思うが、違ってくる。注意が必要であります。最上位計画をきちんとしてないと、自治体の役割が薄らぐとなります。

自治体が計画的に行財政運営を行っているかの、試金石にもなります。大事なのは、財政課の試案で、長期の総合計画をつくらないうことであります。

基本方針を検討する素材を提供しているという意味で、評価すべき内容となることが多くあります。単年度の決算ごとに、基本計画と合致しているか、市民で検証もできます。よい財政計画とは、市民が検証できる財政計画といえます。

自治体をめぐる状況が変化することもあります。なぜ実績が上回ったのか、下回ったのか、検証は大切となります。毎年の予算編成時期では、基本計画、実施計画の事業が盛り込まれているか、財源の見通しはどうか、点検していくなどで、宿毛市の財政計画がまちづくりに生かされていく、宿毛市の財政フレームの入った総合計画策定について、御見解をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

御質問いただいた内容につきましては、平成28年6月定例会におきましても、川田議員へお答えさせていただいているところではございますが、一般的には、総合計画と呼ばれる本市の最上位に位置づけられる計画は、宿毛市振興計画でありまして、現在の振興計画は、平成23年度に策定をし、10年間の基本構想及び5年間の基本計画、並びに3年間の実施計画の三つの計画で構成されているところでございます。

先ほど、市長がかわるたびに、つくったものが生かされていないというお話でございましたが、しっかりと、宿毛市振興計画をもとに、いろいろなことを、当然、これをもとに行っているところでございまして、何ら市長がかわったから、全く違うことをやっていることではございません。御理解願いたいと思います。

基本構想及び基本計画につきましては、具体的な事業の予算規模がわかる情報は盛り込んでおりませんが、個々具体的な事業に、どの財源

で、どれだけの予算が必要かというような、細かな内容につきましては、3カ年計画である実施計画のほうに盛り込んでいるところでございます。

基本構想におきまして、実施計画は基本計画で定められた具体的方策を、現実の行財政の中において、どのように実施していくかを明らかにするとともに、毎年度の予算編成の指針となるものと規定をしておりますので、予算額等を具体的に盛り込んでいるものでございます。

なお、実施計画につきましては、基本構想や基本計画のように、広く公表しておりませんが、毎年、担当課に調査を行い、随時、計画の更新管理を行っているところでございます。

財政フレームにつきましては、現在は基本構想及び基本計画に盛り込むことは考えておりませんが、計画策定から10年を迎える平成32年度には、基本構想及び基本計画の見直しを予定しておりますので、市民の皆さんが本市の将来像を、より明確に想像できるような、そんな計画をつくり上げていきたいと考えておりますし、しっかりと市民の皆様方にも示していきたいというふうに思っているところでございます。

なお、決算委員会のほうには、財政シミュレーションのほうをお示しをさせていただいておりますので、これをもって、将来の負担、こういったものを立てていくのかというのが、御理解願えるような形になっているというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） よい事業や政策であっても、裏づける財政基盤や財政計画がなければ、実現はできないとなります。そのためにも、安定的な財政基盤が、緊急時も耐え得る、弾力ある財政構造であることが望ましいと考えます。

次、下水道の将来展望について、お伺いいた

します。

宿毛市の下水道工事は、平成4年に建設を始めて、サービス開始は平成14年と聞いております。15年を経てきました。分担金、負担金の未納は理解しがたいものでありますが、ほぼ1,000万円近いものとなっております。

未納が続くと、どう対処しているかとの話には、水道をとめるだけと納得したものであります。

利用人口は約4,700人、年間有収水量は30万1,877立方メートルの事業を行っております。下水道基本計画を振り返ってみますと、どれくらいの利用人口、人口密度をもつてつくったのか、それで失ったものがかなり大きいと推測いたします。今の人口ビジョンを見ても、この人口でやりたいと書いてあります。

実際の人口より少なかったら、根幹の建設に違いが出てきます。どういう下水道を選ぶか、自治体の専任事項ではありますが、どれくらい議論したかとなります。

下水道には4つありまして、国交省が出しているもの、農水省が出しているもの、環境下水として、厚生労働省が合併槽などを出しております。

どういう下水を選ぶか、自治体の力でもあります。公共下水だけでなく、あえて合併槽を選択している自治体もありますが、財政上から非常によいという感想であります。

公共下水道事業の会計は、特別会計で行い、一般会計とは別に管理されております。地方公営企業法を適用することが義務となっておりません。総務省として、下水道事業及び簡易水道事業を重点事業と位置づけ、地方公営企業会計の適用を求める通知が届いています。

宿毛下水道は、法適用となっていませんが、法適用事業ではなくても、特別会計でありますから、基本的に料金収入で収支を賄うことが原

則であります。

下水道事業特別会計の歳入には、使用料と一般会計からの繰入金、国庫支出金、地方債が主な構成要素であります。歳出は、資本収支部門で建設にかかわるものと、収益的収支部門、維持管理部門で、汚水処理にかかわるものと、公債費のうち、利子負担部門であります。

このうち、一般会計からの繰入金では、下水道は雨水も処理しているので、この経費を負担しております。このほか、地方交付税で負担される地方債の元利償還部分も、一般会計の負担であります。

総務省としては、汚水処理にかかわる経費は、使用料で賄うというのが基準であります。使用料と一般財源はどのような割合で賄っているのか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えさせていただきます。

下水道事業会計の、一般会計からの繰入金ということで、お答えをさせていただきたいと思っております。

下水道事業における収入には、下水道事業手数料などの事業収入、受益者負担金などの分担金及び負担金、国庫、県補助金、市債や一般会計繰入金などがございます。

一般会計繰入金につきましては、基準内、基準外繰入金の2種類がありまして、一般会計で負担すべき基準内繰入金は、起債償還に係る費用や、雨水処理費に係る費用が対象となります。

そして、繰出基準については、国が定めるところでございます。

一方、基準外繰入金は、基準内繰入金以外で、下水道事業会計の支出に対して、不足する金額を繰り入れるものになります。

割合に関しましては、平成28年度決算ベースで申しますと、一般会計繰入金3億5,90

3万8,000円のうち、基準外繰入金は1,734万1,000円でありまして、下水道事業会計歳入5億9,646万3,000円に占める割合は、2.9%となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 資本収支部門は、いつから事業を開始したのか、いつごろに建設事業を行って、普及率を上げたのか、大きく影響するので、自治体によって違いがあります。

下水道建設には、多額の金がかかります。800メートルに7,950万ほどで、1メートルほぼ10万円かかるとなります。慎重であるべきでした。

資本費の大きさに、利用者の割合がついていっていませんのは、なぜか。

例えば、聞き取りによりますと、このうち私限りとなるひとり暮らしの方、老朽家屋の改築時に接続したい。経済的困窮で、設置時に一部負担が払えない、などの声がありました。

当市の経営の効率性について見ると、全国平均に比べて、資本費の負担が多いことがわかっています。下水道そのものは、汚水処理の面から、汚水処理を行う逸水防止の面からも必要ですので、資本部門が大きいことをもって、無駄というわけにはいかないのです。

ところが、この結果、財政指標が悪化したのは事実であります。工事費や地方債の返済は待たなし、下水道につなぐ家庭が少なければ、料金収入だけで赤字になるのは当然であります。

下水道使用料を値上げすると、総収支比率は健全化されるが、高くなった使用料では、あえて下水道につながらない選択をする市民がいるのも当たり前となります。

今、値上げは考えていないことですが、汚水処理をする部門の効率性は目指すべきであ

りますが、下水道事業会計の過半は、資本的収支部門が占めております。

下水道建設費と、そのために調達した地方債の返済、正確にいうと、元金の部分は資本的収支、利子部門は収益的収支が大きい。したがって、下水道建設計画にどの程度の住民参加と合意があったのか、問われるべきです。

バブル崩壊後の景気対策に、下水道が使われました。地域の中小企業に発注できるとし、返済はいずれと脇に置き、雇用対策にもなると、地方は飛びつきました。

経済大国、バブル後の景気対策に動員された面も、少なくはないと、国も地方も考えた経過があります。

下水道が整理され、生活が豊かになれば、その分、負担はふえるのは当たり前であります。それを使用料で賄うか、一般財源で賄うか、人口密度や地形の高低等の地理的条件によって、建設費コストの違いが出てきます。

また、県で行っている流域下水道業との関係で、処理コストも違ってきます。

だからこそ、過去の事業計画と実績が、負担を含めて、住民参加と合意が、納得がきちんとあったのかが問われています。それがあれば、全国一、指標が悪くなったとしても、今後の事業計画を考える際に、キーワードになるわけがあります。

処理区域内人口、1人当たりの資産費は、資本費支出を地域区域人口で割ると、値が出てきますが、人口密度の低いところで整備すると、割高になります。

また、汚水処理原価が、使用処理原価をより多く、使用料収入以外の収入で汚水処理されているとなります。

公共下水道事業の経営状況については、単年度収支はやや改善しつつも、依然として赤字決算が続いており、抜本的な対策が急務でありま

す。

当事業において、経費回収率の汚水処理原価において、わずかな改善が見受けられるも、施設利用率の低さは他市の類似施設と比較しても、際立って低い率にとまっている状況であります。

その対応としての何が考えられるか、また、使用開始から15年を経過するも、比較的新しい施設であるため、時点での顕著な老朽は確認されていないということではありますが、流入する汚水量は、年々増加傾向にあり、原因として考えられるのは、埋設管のずれや、ひび割れなどからの侵入が懸念されています。

これについての対応などの状況下で、下水加入者増を目指し、加入促進キャンペーンを独自に行っておりますが、利用者増加につながっておりません。

現状である、今を前に進めるしかありませんが、事業経営の健全性、効率性、老朽化維持管理など、下水道の将来の展望について、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきたいと思えます。

施設利用率につきましては、高知県がホームページ上で公表しております下水道事業経営比較分析表にありますとおり、全国の規模類似団体の平均44.89%と、ほぼ同様の利用率であります。44.46%と、低い利用率となっているところでございます。

また、加入率につきましても、59.8%と低く、使用料収入をふやすとともに、施設利用率の向上のためにも、さらなる加入者の増加が必要な状況であります。

加入促進の取り組みといたしましては、新規下水道接続者に対しまして、下水道使用料が1年間無料となるキャンペーンや、市中銀行での借入れに対しまして、水洗便所等改造資金利

子補給制度を行いまして、加入促進に努めているところでございます。

今後の施設老朽化に伴う維持修繕費の増加対策につきましては、管路や汚水処理施設は比較的新しいため、中期的には、維持費の増とはならないと考えますが、機械設備や雨水処理施設も含めまして、長期的には、ストックマネジメント計画を策定いたしまして、優先順位をつけ、計画的に改修、更新を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、昨年度、宿毛市生活排水処理構想（案）を策定し、現計画の区域の縮小や、集落排水事業との統合による経営改善に向けた取り組みに着手をしたところでもございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 公共施設再編では、箱物が老朽化となり、再編となります。壊すは、補助金が出せません。大型の施設でないと、補助金は出ないとなります。

箱物をつくる時は、時間をかけて、慎重になることです。補助金がある、このことが問題であります。誘導的な誘いとなりますが、地域活性化となるのか、箱物をつくるは時間をかけて、慎重に、丁寧な議論を欠かせません。このことを私は考えております。よろしくお伺いいたします。

学校給食、収入未済額の対策について、お伺いいたします。

学校給食については、学校給食法の規定によりまして、食材費については、保護者が負担するものと定められております。

最近、保護者が学校給食費を未納している問題について、各学校や教育委員会が対応に苦慮している事例が多く伝えられております。

未納のために、支払いをしている児童生徒の食材を、落とさなければならぬといったこと

は許されないことです。

当市も、学校給食費が、未納が多いことが明らかとなっております。要保護者、準要保護者が除かれている中で、27年は317万1,540円、28年は323万9,850円であります。小学生は若干減少済みですが、178名、中学生は、99名であります。全体の未納額は、323万9,850円で、この中には、平成15年からの分も入っているとのこと。

このような未納の原因を、どのように分析し、この会計をどう認識しておられるか、教育長にお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、1番議員の一般質問にお答え申し上げます。

学校給食特別会計における、長年にわたる収入未済額が生じている現状を、どのように認識をしているかとの御質問でございます。

議員御指摘のように、学校給食費は、学校給食を受ける児童または生徒の保護者の負担とすることが、学校給食法に明記をされているところでございます。

しかしながら、議員もおっしゃいますように、本市でも、長年にわたって収入未済額が生じているという現状がございます。

学校給食、この件についても、議員御指摘のように、保護者の皆様に御負担していただく給食費によって、給食の食材を確保しているという現状から、収入未済額の発生によって、材料費を圧縮するということは、当然できませんので、したがって、翌年度の給食の会計から繰上充用するというような手続をとる必要がございます。

また、あわせて保護者の皆さんの公平性の確保という観点からも、好ましいことではないというふうに認識をいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 経済的理由等、保護者の方もあろうかと思われませんが、払えるのに払わない、経済的問題がないと思われるのにもかかわらず、義務を果たしていない保護者が存在し、文部科学省の調査によると、学校の認識として、未納の原因は、保護者としての責任感や規範意識であるとの回答が、約60%を占めているということでもあります。

未納者、滞納者は、当然、払わなければならないものであると同時に、徴収も行ってはならないと考えます。

学校給食、保育などの未納者、滞納者を厳しくするかは、政治家としての政策判断でもあります。

私は、学校給食、保育等は、余り厳しくしたくないと考えます。未納者対策として、事情を精査し、困窮世帯は免除する政策判断ができる余地が大と考えます。それが公会計のメリットでもあります。

未納対策として、経済的理由によって払えない保護者に対する対策と、払えるのに払おうとしない保護者に対する対策について、どのような政策判断を考えておられるのか、市長にお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

払えるのに払わない方に対して、どうするかということでございますので、払える方にはしっかりと払ってもらうように、お話をさせていただかなければいけないのだと、そういうふうに思っているところでございます。

そしてまた、払えない方々、経済的に大変厳しい方々、そういった方々に対しましては、現在、要保護、準要保護家庭の児童生徒に対しま

しては、公的負担により、給食費の扶助を行っておりますので、そういった状況でございます、それ以外の払えない方、こういう方がおられるのかどうか、そういったこともしっかりと、また調べていきたいとか、お話も聞いていかないといけないのかなというふうには思いますが、現在は、そういった扶助を行っております。

そういった状況でございますので、その家庭以外に学校給食費を免除する制度の創設については、現在のところ、考えていないところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 市長と有意義な会話ができたとおっしゃっていません。

以上で質問を終わります。

○議長（岡崎利久君） この際、10分間休憩いたします。

午後 1時50分 休憩

午後 2時04分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 14番、一般質問を行います。

林邸の改修工事について。

指名選定の理由について。

10年以上前になると思いますが、市民の皆様7,000数百名の署名をいただき、市長に提出したこと、昨日のように思い出します。

しかし、議会では趣旨採択になりましたが、それから署名はお蔵入りになり、きょうになって日の目を見ることになりました。

特に、お年寄りの方々には喜んでいますが、できれば、市民の憩いの場になるのではないかと。

また、一部の人は、宿毛の観光の目玉になるのではないかと。

しかし、また別のこともあります。

一部の方々、高知の大手8社と地元の8社のJVが納得がいらず、何で地元企業だけの入札はダメなのか、ということでございます。

市長、お答えをお願いします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 濱田議員の一般質問にお答えさせていただきます。

本改修工事につきましては、林邸を大幅にリニューアルをいたしまして、現代的な空間をつくり出す部分と、既存の部材を極力残し、歴史的な価値を保存する部分があります。

特に、保存部分におきましては、木造建築物の特性を識別できる豊富な経験や、不測の事態に即座に対応できる判断力を要することから、県内業者のうち、木造建築物の表彰実績があり、かつ観光文化交流施設建築で実績のある市外8業者を指名しているところでございます。

ただ、地元の実情や、林邸の歴史、関係者を把握している地元業者の参入は、円滑な施工にもつながると考えられますし、また、地元業者の育成にもつながります。

このようなことから、実務経験豊富な市外の8業者と、そして市内の8業者とが、特定共同企業体を構成し、工事を行う共同施工方式をいたしまして、指名を行ったものでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 再質問を行います。

私も、宿毛の業者の方たちに、おたくは文化財の修復工事はしたことがあるかと、無鉄砲な質問をしました。

そしたら、2人の中で、おたくの会社の方で、誰かまた、ほかにその修復工事にかかわったような人はおりますかと言いますと、濱田さん、

これは文化財ではないんですよと、いう話をいただきました。

いや、それはもちろんわかっていますけれども、やはりこれは、林邸というのは、文化財に準じたような式になっていますから、でき得れば、そういうように、宮大工とか、そういうようなことをやられた方が、修復工事に携わるのが当たり前ではないかと、私はそのように思っていますと、その方たちに申し上げました。

そしたら、その方たちも、大体は、私もそのように思いますと。準文化財というように思ってくださいということを行いますと、私もそのように思っていますということで、話は大体、しました。

しかし、相手方がいうには、前市長は、100%まではいかないが、できる限り、宿毛の業者に工事をやらすという約束をいただいていたと。中平市長は、それが今から継続できるのか、全部JVにするのか、それをはっきり言ってもらいたいと、そういう話もいただきましたので、おまえたちが言えないのなら、俺のほうから市長に尋ねてやると、そういう話で決着はしましたが。

でき得れば、私も宿毛の業者の方々の意味もわかります。そしてまた、市長も、中途半端なあれはやりたくないというように思っていると思います。そういうことで、市長のもう一度、御意見を伺いたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えさせていただきます。

市長就任以後、一貫して同じことを言わせていただいておりますが、基本的に、全ての業務委託、工事におきまして、地元業者優先の考えで選定を行っているところでございます。

今後も、入札の競争性や公平性、透明性を確保しつつ、地元業者を最優先してまいりたいと

考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 市長の意見は、大体わかりました。

私も、できる限り、宿毛の業者を使っていたきたいと、そのように思っております。

それから、2番目として、市外の調達について。

大手の業者の方は、自分たちの息のかかった業者から物品を選定するので、でき得れば、これも宿毛の業者から、執行部のほうから言ってくれないだろうかという、なかなか一回受けたものは難しいとは思いますが、できる限り、宿毛の業者も使っていたきたいと、そのように思っております。

これは、市長は、答弁があればしてください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

市内業者の活用や、資材の調達についてだと思えます。市内業者の活用や、市内店からの資材購入は、宿毛市における雇用の確保と経済の活性化に大きく寄与することは明らかでありまして、地元業者の育成にもつながることと認識をしているところでございます。

しかしながら、公共工事においても、民間における調達と同様に、より安く、よりよい調達が行われることが重要視され、発注者が調達における競争性を過度に低下させないことも必要であります。

以上のことから、発注者である宿毛市から、下請や調達について、強制することはできませんが、可能な範囲で、地元業者の活用や、地元資材の使用をお願いしていきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 私もその人たちに、同じようなことを言いました。一度受けたものは、市からはなかなか言えないんじゃないかと、そういうようなことやけど、地元活性化のために、市長のほうでそういうような意気込みでいってくれるなら、それは最高だと、私も思っております。

そして、次の質問に移ります。

土塀の高さについて。

林邸の土塀は2メートルを越えている高さで、破れた土塀を、子供たちが傘で穴をあけたり、いろいろな遊びをして、危険な状態にありました。

しかし、今度の設計では、かなり高さを抑えるように見えますけれども、どのくらいの高さになるか、お聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

林邸の土塀については、林邸は長年、住家として使用されてきた建物で、周囲を囲む土塀には、侵入者を防ぐ防犯上の役割や、そしてプライバシーを守る役割もありまして、少し高い土塀になっていたのではないかとというふうに考えております。

林邸改修計画では、観光や交流施設として、広く市民の皆様が開かれた施設整備を目指しておりまして、土塀につきましても、現在のものよりは低い状況、低い高さ、1.3メートル程度の塀に改修する計画であります。

塀の改修工事につきましては、既存の土塀を一旦撤去し、地震による倒壊防止や、工期短縮を図るために、躯体をコンクリートで施工した後、表面をしっくい仕上げ、そういった形になる予定となっております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 再質問をいたします。

私も先日、土塀の高さについて、言ってきた人たちに会って話しました。そして、大体、わかりませんが、1メートル二、三十ぐらいではないだろうかというお話をしました。

そしたら、あと、危険性がないわけですねと、子供たちが土塀を傘で穴あけたり、いろいろな悪いことをしておりました。

そしてこれ、もし地震が来て、端を通ってたら、これ即死になりますけど。死ぬ率も高いですなど、子供なんかの場合は。そういう話を聞きまして、これでひとまず安心ですねという話もしました。

そして、これはあれですかと。そしたら、文化財じゃないんですかと云いますから、これは文化財ではないですと。観光用に修復するんだから、1メートル二、三十の土塀でもかまわないのではないかと、通るのではないだろうかという話をいたしました。

そして、私たちもそのほうがいいですと。それは近所の人ですけれども。私たちも、土塀の心配もする、そして子供たちにも、やっぱり悪いことをしていると、これは危ないからしたらだめですよというような、いろいろと、大木の、木の掃除とか、そういうようなので、時間を費やされていましてけど、今度は市のほうがやってくれるんですかという話がありました。

でき得れば、また皆さん方で、掃除のほうもよろしく願いますというような話をしたんですけれども。

それは、返事ははっきりもらえませんでしたけれども、そういうようなので、大変喜んでおります。

そして、庭木についてでございますが、林邸の庭園の大木は、早いのは明治22年、だから130年近くになるわけでございますけれども、そういう年輪を重ねている大木があります。

それが、電柱の線なのか、そこへ巻きついたり、いろいろして、私も10年ぐらい前になると思いますが、2回ぐらい四国電力のほうにお願いして、枝を切ってもらったことがあります。

それで、一つ質問なんですけれども、この大きな木は、そのまま置くんですか。それとも、ほかのところへ移していただけるのか、それをちょっと聞きたいと思いますが。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

庭木の剪定という形で、お答えをさせていただきますと思います。

林邸の庭には、多数の樹木が生い茂っておりまして、先ほど、議員のほうからもお話ありました、台風などの強風時には、大木の折れた枝や、枯葉が周囲に散乱している状況であったことに関しましては、私も承知をしているところでございます。

林邸改修事業では、設計段階から伐採、移植、保存する樹木を選別しておりまして、保存する樹木についても、剪定し、明るく開放的な空間づくりを目指しております。

また、敷地内には、寒蘭など、景観的にすぐれた草木もありますので、そういった植物については、極力、保存していきたいというふうに考えております。

議員御指摘、そして御心配の、近隣住民の方々に御迷惑をかけないような形をとってまいりたいというふうに考えておりますので、御理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 再質問をいたします。

この庭に花木、四季の花を植えたかどうかという話もありますが、そしたら、年がら年中見えるんじゃないかと、そういう話もありました

けれども、執行部はどのように考えているのか、それも聞きたいと思いますというような話もしました。

でき得ればでよろしいんですけども。大木だけじゃなくて、やはりそのときそのとき、楽しめるような花木も植えていただきたいという話ですが、いかがなものでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

現在、計画の中では、先ほどお話をしたような状況でございますが、今後、文教センターの坂本図書館の中庭のところであるとか、そういったところを、一体的に、この林邸も含めて、一体的な空間として整備できないかなという思いもあります。

そういった形の中で、せっかくのお話でございますので、そういった花木等も植えて、市民の皆さんや、そして観光で訪れた方々に、目で楽しんでいただける、そういったことも検討していきたいというふうに思います。

よろしく願いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 今の問題で、もう一つ。

林邸の前が、大分、道が広くなってくるんですけども、林邸に入るときに、夏やったら木陰をつくる意味で、そこに植林が何かできないかというような話も、花壇ではなくて、ちょっと木陰になるような木は植えられるか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

広小路のところでしょうか。

あそこは、現在、市道という形になっているというふうに思います。そういったことも、できるかできないかも含めまして、また検討をさ

せていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 今、林邸の奥のほうにある庭の池でございますが、この池は、林の人が、人手がなく、自然に、魚は飼えなくなったというような話を聞きました。

それで、でき得れば、それも復旧していただきたいというお話でございますけれども、危険性の意味、それとか考えて、空の池にしておくのがいいかあれかわかりませんが、執行部はどのようにお考えになっているか、市長の答弁をお願いします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

林邸の池についてでございますが、林邸の南側には、水の張られていない、これ水が入っていないようでございます。張られていない、4.7メートル掛ける2.9メートルの池がございます。池のふちには、加工した石材を使用し、建物内からも眺めることができる、趣のある、そういった池だと認識をしております、現状のまま保存することにしております。

ただ、今のところ、水を張って、生きものを飼うような計画や、観賞用の水草を浮かべるような計画はなく、既存施設を極力残すという意味で、池を保存していこうと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） これは、昔、林市長に聞いた話でございますけれども、これは、昔は飼っていたそうです。コイとかあれとか。そして、いろいろとあれがあつて、金も要るしという中で、自然にやめたと、そういうように伺っております。

それで、市長のほうからしたら、これはもう空でおくという意味でございますけれども、本来からしたら、これはコイを飼ってたそうでございます。

それは、市長の答弁で、もうよろしいですが、まちの人たちが、夏なんか遊びに行つて、そのために、でき得れば、コイも飼っていただきたいと、そのような話を聞いております。

そして、これは、そしたら空池でおくということで、私も納得しておきますけれども。

運営体制について。林邸改良後のコーヒー店、お土産店、宿泊店の営業検討は、市直営か、指定管理制度か、あるいは競争入札で渡すのか、それをひとつよろしく申し上げます。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

改修後の活用方法については、現在、検討を進めているところでございまして、運営体制につきましても、市直営で実施するのか、指定管理者制度を導入するのかにつきましても、あわせて検討している段階でございます。

今後におきましては、関連条例を上程し、議会議決をしていただく必要がございますので、12月議会には、内容等について説明できる、そういった予定になっているところでございます。

また、指定管理者制度を導入する場合には、公開公募を原則としておりますので、市のホームページや広報等を通して、幅広く募集を行うとともに、市民の皆さんにお知らせをしていきたいと考えているところでございます。

その後は、厳正な選定審査委員会を開催し、管理運営に当たって、最もふさわしい業者を選定した後、議会議決をいただき、新たな管理者が決定されていくことになります。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 再質問をいたします。

確かに、中には勘違いして、どこか決まっているんじゃないかとか、そういうように憶測を、私なんかにつける人もおりますけれども、私もそういうことはない。これは絶対に、広報とかで知らずから、もしあなたがやりたいんなら、それに準じてあれしてくれと、こういう話を、私もしております。

それから、もう一つ、今ある林邸前の黒川の亀焼きのことでございますが、これは大変、先ほどもちょっと思ったんですが、林邸改築後のコーヒー店とか、黒川の亀焼き、そういうような中にとり入れてやらすのも、一つの手ではないかと、そのように思いますけれども、いかがなものございましょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

現在、そういった検討はしていないところでございますが、そういったことも含めまして、もしそういったお話があるようでしたら、また検討していきたいと思っておりますので、またお知らせ願いたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） この今の亀焼きさんは、私が小学校へ入る前からありました。

そして、川に水泳に行く、戻りには必ずこの亀焼きを買って帰るといのように、私たちからすれば、なかなか意義深い亀焼きでございました。

でき得れば、今のところにつくっていただきたいんですけれども、なかなか1人だけ、1カ所だけに黒川さんを置くとかいうのも、また難しいようであれば、そういうようにいろいろと、市のほうも考慮してあげてみればいいのではな

いかと、そのように思っております。

それから、最後になりますけれども、桜町沖須賀線の道路拡張工事について。

1番として、水道線の水路改修により、横断している暗渠が潰れ、真丁への水の流入がなく、蚊の発生源になり、薬品で処理することが2年ぐらい続きました。2年以上か。

それで、前市長との約束は、道路拡張にあわせて、2年以内に着工するとのことでしたが、この点について、市長、見解をお願いします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきますと思いますが、先ほど、黒川の亀焼きさんのお話が、しっかりと答弁ができないまま終わってしまいましたので。こちらにつきましては、市の土木課へ市道の占用許可申請が提出されて、営業をされておりましたので、そういった形の中で、長年、林邸の前で営業していただいております。

現在は、林邸の改修工事に伴いまして、一時的に移動をさせていただいておりますが、改修工事終了後に、現在の場所への再度の占用許可申請が御本人から提出されれば、また検討してまいりたい、そのように考えているところでございます。

そして、桜町沖須賀線の道路拡幅工事につきましては、先ほど、前市長とのお約束というお話もありましたが、その点については、私自身は承知をしておりますが、平成28年3月定例会にて、濱田議員の一般質問で答弁をさせていただいたとおり、当路線以外にも、早急に進めなければならない防災関連事業が多くある現状の中で、早期の事業着手は困難な状況でありまして、事業の優先順位や、市の財政状況を考える中で、検討をしてまいりたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） この桜町沖須賀線、私の車庫があるところなんか、市長も今度、見てもらったらわかりますけれども、何回も直しているような、コンクリートを打ちつけたり、いろいろとそういうようなことをしております。

下水道のふたも割られ、市の衛生車にも割られたことがあります。そしたら、すぐ直しますからというような。

うちの庭が、ちょうど、車の寄せ合いの場所になっているというような次第で、少し出して置いていると、女房の車も当てられて、そして済みません、ちょっと当てましたがというのが、それなんか、もちろんこれは、もういいですよというようなので、あれしましたが。

それでも、直せば1万円は最低かかるんじゃないだろうかと。それでも、私もこんな仕事をしているから、それ直してくれ、というようなことはよう言いませんでしたが。

それほど、朝なんか見てもろたらわかりますけれども。そこに課長がおりますが、課長、大分、ラッシュになっていることはわかりますね。

そういうようなわけで、市長が思っているよりは、沖須賀線と桜町との間は、ラッシュになるんです。

そして、私の車ではないですけども、女房の車ですけども、そういうように当てられたこともあります。

そういうようなことで、でき得れば、市長も見ていただきたいと、そのように思っております。

その点。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

桜町沖須賀線が、結構、朝、ラッシュになると、交通量が多いと。また、市道が狭い関係上

で、濱田議員の御家族の方に、御迷惑がかかっているということでございます。

また、そういった時間帯に、あそこを通勤されている市の職員もおりますし、また、自分も、そういったことも確認をしながら、道路の状況は、十分、自分も把握をしているつもりでございますが、またそういった時間にも見させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） いろいろと無理な注文もしましたけれども、今後ともよろしく願います。

これで一般質問を終わります。

○議長（岡崎利久君） これにて、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2時34分 散会

平成29年
第3回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第9日（平成29年9月13日 水曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第28号まで

----- . . . ----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第28号まで

----- . . . ----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 川田 栄子 君	2番 川村 三千代 君
3番 原田 秀明 君	4番 山岡 力 君
5番 山本 英 君	6番 高倉 真弓 君
7番 山上 庄一 君	8番 山戸 寛 君
9番 岡崎 利久 君	10番 野々下 昌文 君
11番 松浦 英夫 君	12番 寺田 公一 君
13番 宮本 有 二 君	14番 濱田 陸紀 君

----- . . . ----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . ----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	小野 りか 君
議事係 長	奈良 和美 君

----- . . . ----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中平 富宏 君
副市 長	岩本 昌彦 君
企画課 長	黒田 厚 君
総務課 長	河原 敏郎 君
危機管理課長	楠目 健一 君
市民課 長	立田 ゆか 君
税務課 長	児島 厚臣 君

会計管理者兼 会計課長	山下哲郎君
保健介護課長	中山佳久君
環境課長	岩本敬二君
人権推進課長	沢田美保君
産業振興課長	上村秀生君
商工観光課長	山戸達朗君
土木課長	川島義之君
都市建設課長	中町真二君
福祉事務所長	河原志加子君
水道課長	金増信幸君
教育長	出口君男君
教育次長兼 学校教育課長	桑原一君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	和田克哉君
学校給食 センター所長	杉本裕二郎君
農業委員会 事務局長	山岡敏樹君
選挙管理委員 会事務局長	岩田明仁君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時02分 開議

○議長（岡崎利久君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号から議案第28号まで」の28議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許します。

1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） おはようございます。

1番、質疑をさせていただきます。

議案第25号でございます。

今まで、市税、国保税、県市民税に附帯する督促延滞金を処理しておりましたが、加えて保育料、介護保険料などが入ってくるという条例に、一部変更となっておりますけれども、この変更になるという、そのこの詳細の部分と、これに参入するという当市のメリット、デメリットの内容をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 税務課長。

○税務課長（児島厚臣君） おはようございます。税務課長、川田議員の質疑にお答えいたします。

議案第25号でございます。幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更について、御説明いたします。

幡多広域の案件でございますけれども、内容が、租税債権管理機構の事務の変更に関することですので、私のほうで御説明申し上げます。

幡多地区租税債権管理機構でございますけれども、平成20年4月から、先ほど、議員がおっしゃったとおり、市税、それと国民健康保険税を対象といたしまして、税負担の公平性、それと自主財源の確保を図ることを目的といたしまして、法的な知識を持ち、事務的なノウハ

ウを有した上で、専門的、効率的に徴収滞納整理事務を行う組織として、設立がされたものでございます。

5年を1期としまして、今、10年目です。2期の最終年度になっておりますけれども、設立の目的を、十分、成果を上げていることは御承知のところと存じます。

この機構でございますけれども、来年3期を迎えて、平成30年度より、先ほど言いました市税等に加えまして、強制徴収権を持つ税外債権のうち、保育料と後期高齢者医療保険料、それと介護保険料、この三つの公債権の滞納整理事務を追加するための、今回、規則変更でございます。

現在の市税等につきましても、長期高額、悪質といった条件をもとに、個々に判断をして、ケース移管をさせていただいております。

新たに追加される三つの公債権につきましても、今後、示される一定のルールのもと、ケース移管がした場合、その滞納整理事務に着手していただけることとなります。

この規約の変更手順でございますけれども、地方自治法に基づきまして、6市町村で議会議決をいただきまして、その後、高知県知事に対して、規約の変更の許可申請を出すと、そういった運びになろうと思います。

最後になります。これに加入というか、利用した場合のメリット、デメリットという御質問でございますけれども、新たな事務処理がふえることに対します、費用が大幅に増加するといったデメリット、そういうことが生じることのないまま、先ほども申しましたけれども、こういった公債権負担の公平性の確保、それと毎年、予算決算常任委員会におきまして、また決算監査におきましても、御指摘いただいておりますけれども、収入未済金の減少、しいては自主財源の確保に寄与していくものだと考えてお

ります。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 質疑を終わります。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） おはようございます。

12番、質疑をさせていただきます。

私が質疑をいたしますのは、議案第14号別冊、平成29年度宿毛市一般会計補正予算第2号であります。

6点ほど質疑をさせていただきます。一問一答で行いますので、的確な御説明を、よろしくお願いをいたします。

まず、12ページ、2款1項8目13節の委託料、セキュア版ハードコピー導入業務委託料の29万3,000円でございますが、具体的にどのような事業なのか、そしてまた、これまでセキュリティ対策、かなりやってきたと思っているんですが、これまでの対策とどのように違うのかについて、御説明を願いたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 企画課長。

○企画課長（黒田 厚君） おはようございます。企画課長、12番、寺田議員の質疑にお答えいたします。

議案第14号別冊、平成29年度宿毛市一般会計補正予算第2号、12ページ。2款総務費、1項総務管理費、8目電算管理費、13節委託料、セキュア版ハードコピー導入業務委託料、29万3,000円の質疑のついて、お答えいたします。

本事業につきましては、社会保障番号制度の施行に伴う情報提供ネットワークシステムが、本市におきましても、本年7月より稼働し、マイナンバーを利用する税務課や、市民課など、行政情報システムが導入されている端末におきまして、USB等による外部媒体での持ち出し

制御、またパスワードと生体認証、これは指の静脈認証システムですけれども、この二つの認証を実施し、セキュリティの強靱化に努めてまいりました。

しかしながら、パソコンの画面情報をそのまま印刷するハードコピーを使用した場合に、紙媒体に直接、情報が出力されまして、情報の管理が大変困難となるということが、業務を行っている中で判明いたしました。

そのため、さらなるセキュリティの強靱化を図るため、ハードコピーを実行する時点で、誰が、どのような情報の出力を行ったか。そういった情報を記録しまして、サーバーで一元管理できるよう、安全対策が施されたセキュア版ハードコピーの導入を行うとします。

導入するパソコンにつきましては、市民課、税務課、福祉事務所など、行政情報システムを導入されております端末88台を予定しております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） ありがとうございます。

それでは、次に、ページ13ページ、2款1項18目13節のふるさと納税推進事業業務委託料として、259万2,000円が提案されておりますが、提案理由の説明の中で、現在の掲載中のふるさと納税ポータルサイトのほかに、新たなサイトへの掲載を開催しようとするものという説明があります。

新たなサイトというのは、どこを想定しているのか、また、選定理由、サイト名等がわかれば、説明をお願いしたいというふうに思います。

○議長（岡崎利久君） 企画課長。

○企画課長（黒田 厚君） 企画課長、12番、寺田議員の質疑にお答えいたします。

議案第14号別冊、平成29年度宿毛市一般

会計補正予算第2号、13ページ。2款総務費、1項総務管理費、18目ふるさと寄附金費、13節委託料、ふるさと納税推進事業委託料259万2,000円の質疑について、お答えいたします。

本事業につきましては、現在、本市のふるさと納税につきましては、ふるさと納税サイト、ふるさとチョイスに掲載しているところですが、本市の魅力のある返礼品を、より多くの方々に見ていただき、寄附金の向上につなげるために、楽天株式会社が運営しております、全国にも多くの会員を持つ、インターネット上のショッピングモール、楽天市場に掲載しようとするものです。

この楽天市場につきましては、ふるさと納税の返礼品も、通常の商品と同様に、商品の検索結果に表示されるようになるため、より多くの方々に、本市の返礼品がごらんいただけるものと、そういうふうに思っております。

ふるさと納税につきましては、現在、議員も御承知のとおり、国の指導でありますとか、いろいろな動向があります。

そうした中で、ふるさと納税の寄附金額の向上を図るために、ふるさと納税の寄附金額がふえる11月から12月の前に、こちらのほうの楽天市場のほうに掲載しまして、多くの方々に見ていただき、寄附金額の向上に努めてまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 1点だけ、再質疑をさせていただきます。

この259万2,000円という金額、これはその楽天市場との契約料が入っているのか、またどのような使われ方をするのかについて、再質疑をいたします。

○議長（岡崎利久君） 企画課長。

○企画課長（黒田 厚君） 企画課長、12番、寺田議員の再質疑にお答えいたします。

この楽天市場の掲載の委託料につきましては、委託料が、システムの利用料等いろいろ含めまして、約9%の委託料になっております。

この9%といたしますが、寄附金額に対しての9%になっておりまして、今回の委託料につきましては、楽天市場を通じた寄附金額を3,000万円と設定しまして、委託料のほうに計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） わかりました。

続きまして、16ページ、3款2項3目19節、市立保育所の運営費ですが、その中で、宿毛保育園駐車場整備事業補助金として、180万円が計上されております。

新規事業の調査表によると、2分の1を補助するというふうに書いておりますが、事業内容と総事業費について、お示しを願いたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（河原志加子君） おはようございます。福祉事務所長、12番、寺田議員の質疑にお答えいたします。

議案第14号別冊、平成29年度宿毛市一般会計補正予算第2号、16ページ。3款民生費、2項児童福祉費、3目市立保育所運営費、19節負担金補助及び交付金の宿毛保育園駐車場整備事業費補助金、180万円に対する総事業費と内訳をとということで、質疑をいただきました。

まず、駐車場整備事業費総額としましては、360万円、その内訳は、土地購入費300万円、駐車場整備費60万円となっております。

このたび、宿毛保育園の隣接の土地、約242平米の土地が空き地となったことから、園児たちの登園の際の安全確保のために、駐車場を

整備したいとの要望が、宿毛保育園からありました。

そのことによりまして、宿毛市社会福祉施設整備費補助金を活用し、その2分の1の180万円を補助することによりまして、登園の際の安全の確保を図ろうとするものであります。

また、土地の単価につきましては、土地購入費300万円は、宿毛保育園と土地所有者との間で交渉がなされておりまして、市の評価額を下回る価格となっております。

当保育園につきましては、保育園の保護者の大半が、自家用車で園児の送迎をしております、十分な駐車場がないために、松田川の河川敷の駐車場から県道の津島線を横断している状況であります。

また、通勤時間と重なったり、大型のダンプカーの交通量も多く、大変危険な状況も見受けられております。

それに加えて、当保育園では、ゼロ歳児保育も実施しておりますので、隣接した場所に駐車場を整備することによって、よちよち歩きの園児や保護者の負担の軽減にもつながるものと考えております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） よくわかりました。

私も、よくあの道は通るので、危険に思っておりますので、非常にいいことだというふうに思います。

続きましては、21ページの6款1項2目19節の負担金補助及び交付金の商店街等活性化事業補助金の20万円についてであります。

この事業の目的と事業内容について、そして補助しようとする団体等がわかれば、お示しを願いたいというふうに思います。

○議長（岡崎利久君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山戸達朗君） おはようござ

います。商工観光課長、12番、寺田議員の質疑にお答えいたします。

議案第14号別冊、平成29年度宿毛市一般会計補正予算第2号、21ページの6款商工費、1項商工費、2目商工業振興費、19節負担金補助及び交付金、20万円についてのお答えですが、この事業内容と目的、また補助をしていく団体等ということについてですが、商店街等活性化事業補助金ということで、20万円増額をしようとしております。

まず、補助事業の相手方団体等ですが、宿毛商工会議所の青年部へ補助しようとするものであります。

事業内容等ですが、宿毛商工会議所青年部が、商店街のにぎわいづくりと宿毛市の魅力を高め、宿毛市を訪れる人をふやしていく、そういうことを目的といたしまして、真丁商店街の小野梓公園で行うイルミネーションイベントに対し、補助をしようとするものであります。

このイベントは、単にLED電球をイルミネーションとして設置するだけではなくて、参加型イベントといたしまして、市内の保育園児、福祉事務所を通して、保育園児に、テーマとして「サンタさんのお願い事」ということで、テーマをお願いして、また教育委員会を通して、市内の小学生に「将来の夢」ということでお願いして、一人一人の思いを描いた絵を描いていただく。それを用いて、ペットボトルを利用した手づくりランタンを、作成を行うというふうに予定をしております。

事業の実施期間は、本年の12月16日から約1カ月間を予定しておりまして、クリスマス の時期や、お正月をふるさと宿毛で迎えるために帰省をする方々、また市外からもたくさんの方々に来ていただいて、商店街のにぎわいにつなげてまいりたいと思っております。

担当課といたしましても、このような交流人

口の拡大をきっかけに、商店街への新たな人の流れをできる、人の流れをつくっていくという、そういうきっかけになればと期待をしているところでございます。

なお、補助金額20万円のうち、10万円は高知県商店街等活性化事業補助金の交付を見込んでおりまして、県と市で、それぞれ4分の1ずつ補助する予定となっております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） にぎわいづくりということで、非常にいい試みだというふうに思いますが、お隣の土佐清水市がイルミネーション、何年か前からやっておりますが、聞くところによると、駐車場に非常に苦慮しているというふうにも聞いております。

宿毛市で行う場合も、駐車場の整備といたしますか、来た人が安心して駐車できるスペースを、どのように確保していくのか、提供していくのかについて、市としても、御配慮していただければというふうに思います。

よろしく願いをいたします。

もう質疑はいたしませんので、次に移ります。

次に、22ページの同じく商工費、6款1項5目13節の観光費の委託料として、志国高知幕末維新博「竹内明太郎とダットサン」展示イベント委託料として、223万6,000円が補正で出ております。

これは、当初予算において、595万5,000円の計上をされていたというふうに思いますが、今回、新たに追加補正をしようとする理由と、委託内容について、お示しを願いたいと思います。

また、展示イベント、日程と事業内容がわかっているならば、それもあわせて御説明を願いたいというふうに思います。

○議長（岡崎利久君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山戸達朗君） 商工観光課長、12番、寺田議員の質疑にお答えいたします。

議案第14号別冊、平成29年度宿毛市一般会計補正予算第2号、22ページです。

6款商工費、1項商工費、5目観光費、13節委託料、223万6,000円の増額補正について、お答えいたします。

この委託料の事業につきましては、志国高知幕末維新博「竹内明太郎とダットサン」展示イベントということで、実施をしてみたいと思っております。

現在、高知県で開催されています「志国高知幕末維新博」の地域会場である宿毛歴史館への誘客促進を図り、観光振興に寄与することを目的として、展示イベントを実施するものであります。

開催期間ですが、平成29年11月23日、木曜日、祝日ですが、勤労感謝の日、この日から26日の日曜日までの4日間でありまして、開催場所は文教センター1階を予定しております。

事業内容につきましては、本市出身の竹内明太郎が開発に携わったダットサンの車5台と、吉田 茂元首相が所有をしておりましたロールスロイスを展示したいと思っております。

また、オープニングセレモニーや、記念講演、関連事業も実施する予定となっております。

本来は、先ほど、議員さんがおっしゃられたように、本年度の当初予算に計上いたしました595万5,000円、この範囲内で事業実施をしなければならないわけですがけれども、事業実施に当たって、今回、委託予定先となる相手方と、具体的な協議を積み重ねてまいりました。その結果、どうしても当初を上回る経費が必要であるということになりまして、今回、増額補正といたしまして、223万6,000円を計上することになりました。

その内訳でございますが、展示車両関係費用で70万円の増額となっております。

当初の予定では、ロールスロイスを2日間のみ貸していただけるということで、展示を予定しておりましたが、4日間の展示が可能となったことや、また、日産の記念車、ダットサン12型フェイトンを借用することができることとなったため、積載車が1台増加したこと、そして追加の車両に対する保険の加入を要請されたことによって、増額となったのが70万円であります。

また、このように展示車両の増加に係る管理要員の増員も発生いたしまして、人件費や交通費、宿泊費につきましても、27万2,000円の増額となっております。具体的には、2名から4名にふえました。

さらに、この展示イベントをより充実した内容、より多くの方に参加していただくために、車両展示資料の作成、それから広報用チラシを作成していくための費用として、91万円を計上していきたい。

それから、イベント管理費といたしまして、事業費の10%相当が必要であるということになりましたので、消費税を合算しました35万4,000円の増額となりまして、合計223万6,000円が新たに必要であるということで、今回、補正予算を組まさせていただきます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（岡崎利久君）

12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 私も、車については、非常に興味がありまして、楽しみにしているひとりなんです。ぜひ、より多くの人に宿毛を訪れていただいて、日産の車を見ていただきたいというふうに思っております。

そのために、必要な予算であろうというふう

に感じておりますので、特にPRに力を入れていただければというふうに思います。

これ以上、質疑はいたしません。

次に、最後の質疑になりますが、24ページの9款2項2目18節教育費の中の備品購入費として、986万3,000円が計上をされております。パソコン購入費ということになっておりますが、新規事業調査表の中でいくと、情報ネットワーク強靱化事業ということで、3,231万7,000円、これは市長も、開会日の提案理由の説明でも、説明がされておりましたが、調査表の中には、パソコン購入事業という形では出ておりませんでした。

予算書の中に出ているからいいのかなというふうにも感じますが、事業内容とパソコンの台数、設置場所等について、お示しを願いたいと思います。

それと、委託業者があれば、委託業者についてもお示しを願いたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（桑原 一君） おはようございます。教育次長兼学校教育課長。寺田議員の質疑にお答えいたします。

議案第14号別冊、平成29年度宿毛市一般会計補正予算第2号、24ページ。

9款教育費、2項小学校費、2目教育振興費、18節備品購入費、パソコン購入費（ネットワーク強靱化）にかかわる986万3,000円についての事業内容、それから購入する台数、設置場所、それから委託業者が決まっているのであれば、委託業者ということでございます。

まず最初に、御提出させていただいてます新規事業調査表の中では、このパソコン購入費がわかりにくいという点から、まず御説明をさせていただきたいと思います。

この中で、今回の教育分野における情報ネッ

トワーク強靱化事業は、同じく24ページの13節の委託料が、ネットワーク強靱化委託料2,245万4,000円が計上しておりますが、この事業とセットにさせていただきます。

ネットワークにかかわる委託の部分と、それに伴うパソコンの増設ということが、一体事業になっておりまして、新規事業調査表には、金額の内訳しか書いておりませんでしたので、今後、もう少し明確に、新規事業調査表のほうの記入はさせていただければというふうに思っております。

事業内容につきましては、現在、教育現場におけるネット環境につきましては、委員会のほうから設置しております公用のパソコンで、1回線のみで公務用も、一般に出ておりますインターネット回線も、それで全てを済ませている状況でございました。

それについては、問題があるということで、そのネットワークを強靱化、つまり別々の、公務用は公務用、それ以外の回線はそれ以外の回線に分けるべきだということがございましたので、既に行政のほうは、一歩先にさせていただいておるんですけれども、学校のほうも、この9月補正でネットワークの強靱化に取り込まれていただければというふうに思っておりまして、2回線にさせていただくものでございます。

委託料に関しては、2回線にする関係の経費になっておりまして、その2回線にすることによりまして、現在の公務用については、配付しておりますパソコンのほうで、代用がそのまましていただけるようになるんですけれども、インターネット回線用として、新たにパソコンがないと、強靱化にならないということで、パソコンを設置させていただくものになります。

それで、台数につきましては、各小中学校の校長先生と教頭先生、事務職につきましては、専用に1台ずつ、それ以外の先生につきましては

は、なかなか全ての先生に1台ずつとはいきませんので、5人を目安に1台ということで、増設を考えさせていただいております。

設置場所については、それぞれの、校長先生、教頭先生、事務職の机と、それから共用で使う分については、先生方が共用で使いやすい場所に設置をしていきたいというふうに思っております。

委託業者につきましては、パソコン購入につきましては、入札を予定しておりますので、入札後、決定になるということになるかと思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君）

12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 1点だけ、再質疑をさせていただきます。

今の説明の中で、小中学校というふうに御説明をいただきました。

予算書としては、小学校費ということで出ておりますが、これはどっちかという、1項の教育総務費のほうで組んで、各小中学校に振り分けるなり、小中学校に別々に予算化して、予算計上してくるべきじゃないかなというふうに思いますが、その点について、御説明を願いたいというふうに思います。

○議長（岡崎利久君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（桑原 一君） 教育次長兼学校教育課長、寺田議員の再質疑にお答えをいたします。

確かに小学校費、中学校費それぞれ別に計上させていただくべきではないかと思いますが、これまでも、パソコン導入におきましては、大半を多くの経費を占める部分で計上させていただいております。

例えば、中学校と小学校のパソコン教室に整

備をしたときも、インターネットにかかわるネット回線であったりについても、中学校のほうが多かったので、中学校費に計上させていただいたりということをさせていただいておりました。今回も、学校数が小学校のほうが多い。また、パソコンの購入台数も、小学校が多いということで、便宜上、小学校費のほうに計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 便宜上ということで、これまでもそのような形で処理をしていたということもありますので、これ以上は聞きません。

これで私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

本日議題となりました「議案第1号から議案第28号まで」の28議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会へ付託いたします。

お諮りいたします。

議案等審査のため、9月14日、9月15日及び9月19日、9月20日は休会いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、9月14日、9月15日及び9月19日、9月20日は、休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

9月14日から9月20日までの7日間は休会し、9月21日午前10時より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時43分 散会

議案付託表

平成29年第3回定例会

付託委員会	議案番号	件名
予算決算 常任委員会 (20件)	議案第 1号	平成28年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について
	議案第 2号	平成28年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第 3号	平成28年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第 4号	平成28年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第 5号	平成28年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第 6号	平成28年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第 7号	平成28年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第 8号	平成28年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第 9号	平成28年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第10号	平成28年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第11号	平成28年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第12号	平成28年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第13号	平成28年度宿毛市水道事業会計の利益処分及び決算認定について
	議案第14号	平成29年度宿毛市一般会計補正予算について
	議案第15号	平成29年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について
	議案第16号	平成29年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について
	議案第17号	平成29年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について
	議案第18号	平成29年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について
	議案第19号	平成29年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について
	議案第20号	平成29年度宿毛市水道事業会計補正予算について

<p>総務文教 常任委員会 (7件)</p>	<p>議案第21号 議案第22号 議案第24号 議案第25号 議案第26号 議案第27号 議案第28号</p>	<p>宿毛市コミュニティバスの運行に関する条例の制定について 宿毛市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の制定について 宿毛市コミュニティバス実証運行に関する条例を廃止する条例について 幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更について 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について 工事請負契約の締結について</p>
<p>産業厚生 常任委員会 (1件)</p>	<p>議案第23号</p>	<p>宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について</p>

平成29年
第3回宿毛市議会定例会会議録第5号

1 議事日程

第17日（平成29年9月21日 木曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第28号まで

（議案第14号から議案第28号まで、委員長報告、質疑、討論、表決）

第2 陳情第10号

第3 委員会調査について

第4 意見書案第1号から意見書案第3号まで

意見書案第1号 地方の道路整備の推進に関する意見書について

意見書案第2号 森林環境税（仮称）の早期創設及び林業の成長産業化と森林の適切な管理の推進を求める意見書について

意見書案第3号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定に関する意見書について

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第28号まで

日程第2 陳情第10号

日程第3 委員会調査について

日程第4 意見書案第1号から意見書案第3号まで

意見書案第1号 地方の道路整備の推進に関する意見書について

意見書案第2号 森林環境税（仮称）の早期創設及び林業の成長産業化と森林の適切な管理の推進を求める意見書について

意見書案第3号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定に関する意見書について

3 出席議員（14名）

1番 川田 栄子 君	2番 川村 三千代 君
3番 原田 秀明 君	4番 山岡 力 君
5番 山本 英 君	6番 高倉 真弓 君
7番 山上 庄一 君	8番 山戸 寛 君
9番 岡崎 利久 君	10番 野々下 昌文 君
11番 松浦 英夫 君	12番 寺田 公一 君
13番 宮本 有 二 君	14番 濱田 陸紀 君

4 欠席議員

なし

----- . . ----- . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	小 野 り か 君
議事係長	奈 良 和 美 君

----- . . ----- . . -----

6 出席要求による出席者

市長	中 平 富 宏 君
副市長	岩 本 昌 彦 君
企画課長	黒 田 厚 君
総務課長	河 原 敏 郎 君
危機管理課長	楠 目 健 一 君
市民課長	立 田 ゆ か 君
税務課長	児 島 厚 臣 君
会計管理者兼 会計課長	山 下 哲 郎 君
保健介護課長	中 山 佳 久 君
環境課長	岩 本 敬 二 君
人権推進課長	沢 田 美 保 君
産業振興課長	上 村 秀 生 君
商工観光課長	山 戸 達 朗 君
土木課長	川 島 義 之 君
都市建設課長	中 町 真 二 君
福祉事務所長	河 原 志 加 子 君
水道課長	金 増 信 幸 君
教育長	出 口 君 男 君
教育次長兼 学校教育課長	桑 原 一 君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	和 田 克 哉 君
学校給食 センター所長	杉 本 裕 二 郎 君
農業委員会 事務局長	山 岡 敏 樹 君
選挙管理委員 会事務局長	岩 田 明 仁 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時03分 開議

○議長（岡崎利久君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号から議案第28号まで」の28議案を一括議題といたします。

これより「議案第14号から議案第28号まで」の15議案について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（山戸 寛君） 予算決算常任委員長。

本委員会に付託された議案第14号から議案第20号の7議案について、審査の概要と結果を御報告いたします。

議案の審査に当たっては、効率的な審議を行うため、本委員会を二つの分科会に分けて、9月14日と9月15日の2日間にわたり、審議を行いました。

その後、9月20日に意見調整のための全体委員会を開催し、各分科会の主査の審議結果の報告と質疑を経て、意見調整を行った結果、本委員会に付託された議案7件につきましては、原案を適当と認め、可決すべきものと決しました。

以下、分科会における主な審査概要について、御報告いたします。

まず、第1分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

議案第14号別冊、平成29年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）の13ページ。

2款総務費、1項総務管理費、18目ふるさと寄附金費、13節委託料、ふるさと納税推進事業業務委託料259万2,000円についてであります。

本件は、現在、掲載しているふるさと納税を集めるためのポータルサイト、ふるさとチョイ

スに加え、楽天市場をもう1件追加するため、委託料を増額するものであります。

委員からは、ポータルサイトを1件追加することのだが、委託料が歩合制で、契約の基本料金が要らないのであれば、多数のポータルサイトに掲載したほうが、より多くの寄附が集まるのではないかとの質問があり、執行部からは、返礼品の確保等が必要となってくるため、ことしの状況を見ながら検討をしていくとの回答がありました。

また、委員からは、ふるさと寄附金の返礼率の見直しについての質問があり、執行部からは、総務省からは30%にするよう指導があり、ことし中に見直しする予定である。ふるさと納税は、ショッピング感覚で利用されている方も多いため、全国一律になれば、商品が選ばれるよう改善が必要であり、3億円という目標達成のためにも、魅力ある商品を提供するよう取り組んでいくとの回答がありました。

続きまして、24ページ、9款教育費、2項小学校費、2目教育振興費、11節委託料、ネットワーク強靱化委託料2,245万4,000円、及び18節備品購入費、パソコン購入費986万3,000円についてであります。

本予算は、市内の小中学校のネットワークの強靱化にかかる費用であります。

委員からは、補助金等は交付されるのかとの質問があり、執行部からは、国からは、インターネットと業務用とは回線を分け、セキュリティーを上げるよう指導はあるが、補助金はなく、市町村の一般財源であるとの回答がありました。

また、委員からは、パソコンは買い取りだと数年で古くなり、性能は落ち、新しいアプリは使えない上、処分時に費用がかかる。リースであれば、定期的に最新型の機種にかえてもらえ、費用も安く済むのではないかと。

また、児童が使用するパソコンも古い機種が設置されており、それらを含めてリースを検討したらどうかとの質問があり、執行部からは、今後、検討していくとの回答がありました。

次に、第二分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

議案第14号別冊、平成29年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）の22ページ、6款商工費、1項商工費、5目観光費、13節委託料、志国高知 幕末維新博「竹内明太郎とダットサン」展示イベント委託料、223万6,000円について、報告します。

本件は、当初予算でも計上していましたが、展示できる車両の台数と期間が伸びたため、警備員等の委託料が増額となったものであります。

委員からは、市民への周知はどうなっているのか、との質問があり、執行部からは、市の広報やホームページはもとより、オールドタイマーという古い車を集めた雑誌で、イベント告知をしていただく予定となっている、との答弁がありました。

委員からは、できるだけ多くの方に来てもらうために、今回のイベントの仲介企業である日産プリンスにも協力してもらうことや、新聞社やテレビ局といったマスコミにも、後援してもらうことなども検討し、早目のPRに努めてもらいたいとの意見がありました。

また、執行部からは、中央公民館多目的ホールと玄関ホールに、車両をそれぞれ6台展示し、無料で観覧していただくことと計画していたが、県の志国高知幕末維新博推進協議会から、本市への経済効果が必要であるとの指導により、入場料を徴収することとなった。

料金については、歴史館への入館も可能なものとし、歴史館と同額の高校生以上200円、小中学生100円であるとの報告がありました。

以上で、本委員会に付託されました7議案に

ついて、審査結果の報告を終わります。

○議長（岡崎利久君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（松浦英夫君） 総務文教常任委員長。

本委員会に付託されました5議案の審査結果の御報告をいたします。

議案第21号は、宿毛市コミュニティバスの運行に関する条例の制定についてであります。

本案は、1年間の実証運行を終えて、本格運行に移行するに当たり、必要な事項を条例で定めようとするものであります。

議案第22号は、宿毛市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく、準則を定める条例の制定についてであります。

本案は、工場の新設及び増設等を行う際には、工場立地法により敷地面積に対する一定の率以上の緑地等の設置が義務づけられておりますが、その緑地面積率等を緩和するための条例を制定しようとするものであります。

議案第24号は、宿毛市コミュニティバス実証運行に関する条例を廃止する条例についてであります。

本案は、1年間の実証運行を終えて本格運行に移行するに当たり、実証運行に関する条例を廃止しようとするものであります。

議案第25号は、幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合同規約の一部変更についてであります。

本案は、幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務に、市税以外の債権及びその附帯債権に関する事務を追加するに当たり、本規約の一部を改正しようとするものであります。

議案第26号及び議案第27号の2議案は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてであります。

本案は、宿毛市北部辺地の市道の工事及び栄喜辺地のスクールバスの更新整備を実施するに

当たり、辺地対策事業債の申請を行うため、本計画を策定する必要があるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第28号は、工事請負契約の締結についてであります。

本案は、宿毛小学校屋内運動場改築工事を実施するに当たり、竹村・富士特定建設工事共同企業体と、4億9,140万円で工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上7議案につきましては、担当課からの詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、いずれも原案を適当であると認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案7件についての報告を終わります。

○議長（岡崎利久君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（川村三千代君） 産業厚生常任委員長、本委員会に付託されました議案1件についての審査結果を御報告申し上げます。

議案第23号、宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、公営住宅法の改正に伴い、条ずれが発生したため、本条例の一部を改正しようとするものです。

以上の議案は、審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました議案1件についての報告を終わります。

○議長（岡崎利久君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入りま

す。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第14号から議案第28号まで」の15議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第14号から議案第28号まで」の15議案を一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡崎利久君） 全員起立であります。

よって「議案第14号から議案第28号まで」の15議案は、原案のとおり可決されました。

「議案第1号から議案第13号まで」の13議案については、予算決算常任委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第2、陳情第10号を議題といたします。

これより、陳情第10号について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（川村三千代君） 産業厚生常任委員長。本委員会に付託され、継続審査となっておりました陳情第10号の審査結果を御報告申し上げます。

本陳情は、……………
……………
……………より提出されたものであります。

内容といたしましては、協同労働の協同組合法の速やかな制定を求めるもので、この協同労働の協同組合は、企業で正規に雇用されない若者や、退職した高齢者が集まり、働きやすい職場を自分たちでつくる新しい働き方として、また地域のさまざまな課題に住民自身に取り組むための組織としての期待をされております。

そして、誰もが仕事を通じて、安心と豊かさを実感できるコミュニティーをつくらうとする、こうした働き方は、市民主体のまちづくりを創造するものであり、働くこと、生きること困難を抱える人々自身が、社会に参加する道をひらくものであります。

本陳情につきましては、審査の過程で、賛成多数で採択すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました陳情1件についての報告を終わります。

○議長（岡崎利久君） 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

○議長（岡崎利久君） これより、陳情第10号を採決いたします。

本件については、審査報告書のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡崎利久君） 起立多数であります。

よって、本件については、審査報告書のとおり決しました。

日程第3、委員会調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件については、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

日程第4、意見書案第1号から意見書案第3号までの3件を一括議題といたします。

この際、意見書案第1号及び意見書案第2号について、提案理由の説明を求めます。

2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） 2番、川村三千代。意見書案第1号「地方の道路整備の推進に関する意見書について」の御説明を申し上げます。

宿毛市は、四国の最南端に位置し、豊かな自然を有しております。

気候は、四季を通じて温暖で、ブantanや直七といったかんきつ類の栽培、そしてまたブリやタイ等の養殖など、第1次産業を中心に発展

してまいりました。

また、足摺宇和海国立公園に属し、高知県唯一の有人離島沖の島・鶴来島は、日本有数の磯釣りのメッカであり、そしてまた、その透明度を誇る海は、近年、ダイビングスポットとしても大きな注目を集めております。

交通の面では、九州へのフェリー航路、豪華客船も寄港する防災拠点港である宿毛新港、中村宿毛道路の整備など、アクセス面での整備も着々と進んできております。

しかしながら、本市は、歩道が整備されていない道路や、緊急車両のすれ違いができない道路など、まだ多くの未整備の道路が残されております。

また、中山間地域では、集中豪雨等による通行どめが頻繁に発生する状況にあります。

こうした現状に加え、全国的にも大きな課題である道路施設の老朽化に伴う修繕費等が、今後、本市の財政運営に支障を来すことが予想されております。

これらは、南海トラフ地震を初めとする大規模災害の発生が危惧され、国土強靱化に、今後一層取り組む必要がある本市にとって、大きな課題となっております。

地域経済の活性化、人命の保護や日常生活における安心安全の確保を図り、災害時の避難路、輸送路等の命の道となる道路整備が確実に実施されるよう、必要な財政措置を講じていただきたく、以下の項目について強く要望いたします。

1、地域の活性化や安全・安心を確保するための道路整備に必要となる、「社会資本整備総合交付金」や「防災・安全交付金」については、安定的かつ十分な予算を確保すること。

2、安全、安心の確保や生産性の向上による成長力の強化を実現するため、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に規定する国の負担割合等の特例を平成30年度

以降も継続し、さらに地方創生の実現に必要な道路整備について特別措置を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

以上が、地方の道路整備の推進に関する意見書の御説明でございました。

よろしく願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 10番、野々下昌文でございます。

森林環境税の早期創設及び林業の成長産業化と森林の適切な管理の推進を求める意見書を提出するに当たり、提案理由の説明を行います。

森林は地球温暖化防止や、土砂災害防止、自然環境の保全の多面的機能を持っておりますが、間伐などの適切な管理が必要であります。

しかし、山村地域の市町村は、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など、厳しい状況にあり、森林の公的管理や、担い手育成などに取り組むための財源が大幅に不足をしております。

このため、市町村が持続的に森林整備を行うことができるよう、森林環境税の早急な創設とともに、次の4項目を求めます。

1項目として、森林環境税の創設に当たっては、地方の意見を十分に踏まえ、制度設計をするとともに、各県を中心に、独自に課税している森林環境税などとの関係についても、調整を図る。

2項目として、実現までの間において、必要な施策を推進するための予算を十分に確保する。

3項目として、林業の成長産業化と森林の公益的機能発揮の両立を図る新たな森林の経営スキームを検討する。

4項目として、本格的な利用期を迎えた日本の森林について、新たな管理経営のスキームの検討を進めるに当たっては、国産材の需要の創

出、拡大策を並行して推進していく。

以上、地方自治法第99条の規定により、提出をいたします。

議員各位の皆様、よろしく御審議の上、御賛同いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

提案理由の説明といたします。

○議長（岡崎利久君） お諮りいたします。

意見書案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第3号は、提案理由の説明を省略することに決しました。

これにて提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

意見書案第1号から意見書案第3号までの3件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、意見書案第1号及び意見書案第2号の2件について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

意見書案第1号及び意見書案第2号の2件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号及び意見書案第2号の2件は、原案のとおり可決されました。

これより、意見書案第3号について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、意見書案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡崎利久君） 起立多数であります。

よって、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま、意見書案第1号から意見書案第3号までの3件が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

以上で、今期定例会の日程は全て議了いたしました。

閉会に当たり、市長から挨拶の申し出がありますので、発言を許します。

市長。

○市長（中平富宏君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

まず初めに、過日の台風18号は、大分県などで猛威を奮いまして、高知県におきましても、死者、行方不明者を出すなどの被害をもたらしました。

本市におきましても、9月17日、午後5時ごろに上陸いたしました。幸い、大きな被害等の報告は受けていない、そういった状況でございます。

さて、去る9月5日に開会いたしました今期定例会は、本日までの17日間、議員の皆様におかれましては、連日、熱心に御審議いただき、御提案申し上げました29議案のうち、決算認定議案の13議案を除いて、いずれも原案のとおり御決定をいただき、まことにありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

今議会を通じ、お寄せいただきました数々の貴重な御意見や御提言につきましては、今後、さらに検討をいたしながら、市政の執行に反映させてまいりたいと考えております。

議員の皆様におかれましては、より一層の御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） 以上で、市長の挨拶は終わりました。

これにて、平成29年第3回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午前10時30分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 岡崎利久

宿毛市議会副議長 山上庄一

議員 松浦英夫

議員 寺田公一

平成29年9月20日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

予算決算常任委員長 山戸 寛

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第14号	平成29年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決	適当
議案第15号	平成29年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第16号	平成29年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第17号	平成29年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第18号	平成29年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第19号	平成29年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第20号	平成29年度宿毛市水道事業会計補正予算について	原案可決	適当

平成29年9月14日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

総務文教常任委員長 松浦英夫

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第21号	宿毛市コミュニティバスの運行に関する条例の制定について	原案可決	適当
議案第22号	宿毛市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の制定について	原案可決	適当
議案第24号	宿毛市コミュニティバス実証運行に関する条例を廃止する条例について	原案可決	適当
議案第25号	幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更について	原案可決	適当
議案第26号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決	適当
議案第27号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決	適当
議案第28号	工事請負契約の締結について	原案可決	適当

平成29年9月15日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

産業厚生常任委員長 川村 三千代

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第23号	宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当

平成29年9月15日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

産業厚生常任委員長 川村 三千代

陳情審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第143条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件名	審査結果	理由
第10号	「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定に関する意見書の提出について	採 択	適 当

平成29年9月20日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

予算決算常任委員長 山戸 寛

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、下記の事件について閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

1 事 件

受 理 番 号	事 件 名
議案第 1 号	平成28年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第 2 号	平成28年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 3 号	平成28年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 4 号	平成28年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 5 号	平成28年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 6 号	平成28年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 7 号	平成28年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 8 号	平成28年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 9 号	平成28年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
議案第10号	平成28年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第11号	平成28年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第12号	平成28年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第13号	平成28年度宿毛市水道事業会計の利益処分及び決算認定について

2 理 由 今後なお審査を要するため

平成29年9月14日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

総務文教常任委員長 松浦英夫

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 総合計画の策定状況について
 - (2) 行政機構の状況について
 - (3) 財政の運営状況について
 - (4) 公有財産の管理状況について
 - (5) 市税等の徴収体制について
 - (6) 地域防災計画について
 - (7) 教育問題について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成29年9月15日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

産業厚生常任委員長 川村 三千代

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 農林水産業の振興対策状況について
 - (2) 商工業の活性化対策状況について
 - (3) 観光産業の振興対策状況について
 - (4) 市道の管理状況について
 - (5) 環境、保健衛生の整備状況について
 - (6) 下水道事業の運営管理状況について
 - (7) 保育施設の管理状況について
 - (8) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成29年9月20日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

議会運営委員長 野々下 昌 文

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 議会の運営に関する事項
 - (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 - (3) 議長の諮問に関する事項
 - (4) 議会報に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

意見書案第1号

地方の道路整備の推進に関する意見書

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成29年 9月20日提出

提出者	宿毛市議会議員	川村	三千代
賛成者	宿毛市議会議員	山本	英
〃	〃	川田	栄子
〃	〃	山岡	力
〃	〃	高倉	真弓
〃	〃	山上	庄一
〃	〃	寺田	公一

宿毛市議会議員 岡崎利久 殿

説明 口頭

地方の道路整備の推進に関する意見書

宿毛市は、四国の西南端に位置し、地形は、全体的に山岳・丘陵地帯で構成され、篠山を主峰とした全域の約84%が森林地帯となっている。そしてその間を清流松田川が宿毛湾に向かって流れ、河口付近では数々の水鳥の乱舞がみられるなど、豊かな自然を有している。

気候は、四季を通じて温暖で、文旦・直七といったかんきつ類の栽培、ブリや鯛等の養殖など第1次産業を中心に発展してきた。

また、足摺宇和海国立公園に属し高知県唯一の有人離島沖の島、鶴来島は日本有数の磯釣りのメッカとして多くの釣り客を魅了し、日本屈指の透明度を誇る海は、近年ダイビングスポットとしても注目を集め県内外の来訪者も増加している。

交通の面では、九州へのフェリー航路、豪華客船も寄港する防災拠点港である宿毛新港、中村宿毛道路（自動車専用道路）の整備などアクセス面での整備も着々と進んできている。しかしながら、本市は歩道が整備されていない道路や緊急車両のすれ違いのできない道路などがまだ多く残されており、また、中山間地域では集中豪雨等による通行止めが頻繁に発生する状況である。

こうした現状に加え、全国的にも大きな課題である道路施設の老朽化に伴う修繕費等が今後、本市の財政運営に支障を来すことが予想される。

これらは、南海トラフ地震をはじめとする大規模災害の発生が危惧され、国土強靱化に今後一層取り組む必要がある本市にとって、大きな課題となっている。地域経済の活性化、人命の保護や日常生活における安全安心の確保を図り、災害時の避難路、輸送路等の「命の道」となる道路整備が確実に実施できるよう、必要な財政措置を講じていただきたく以下の項目について強く要望するものである。

記

- 1 地域の活性化や安全・安心を確保するための道路整備に必要な、「社会資本整備総合交付金」や「防災・安全交付金」については、安定的かつ十分な予算を確保すること。
- 2 安全、安心の確保や生産性の向上による成長力の強化を実現するため、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に規定する国の負担割合等の特例を平成三十年度以降も継続し、さらに地方創生の実現に必要な道路整備について特別措置を拡充すること。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年 9月21日

宿毛市議会議長 岡崎 利久

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

総務大臣 殿

財務大臣 殿

国土交通大臣 殿

内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革） 殿

意見書案第2号

森林環境税（仮称）の早期創設及び林業の成長産業化と森林の適切な管理の推進を求める意見書

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成29年 9月20日提出

提出者	宿毛市議会議員	野々下	昌文
賛成者	宿毛市議会議員	原田	秀明
〃	〃	山本	英
〃	〃	山上	庄一
〃	〃	山戸	寛
〃	〃	松浦	英夫
〃	〃	宮本	有二

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

説明 口頭

森林環境税（仮称）の早期創設及び林業の成長産業化と森林の適切な管理の推進を求める意見書

平成29年度の与党税制改正大綱において、「2020年度及び2020年度以降の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する安定的な財源の確保」について講じる措置として、森林環境税（仮称）の創設に向けて、平成30年度税制改正において結論を得るとされました。

森林が多く所在する山村地域の市町村は、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足に加え、急速な人口減などの厳しい状況にあるが、森林吸収源対策及び担い手育成等の山村対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足しています。

よって、政府におかれては、市町村が持続的に森林整備を行うことができるよう森林環境税（仮称）を早急に創設するとともに下記の項目を実現するよう強く要望するものである。

記

- 1 森林環境税（仮称）の創設に当たっては、地方の意見を十分に踏まえて制度設計するとともに、各県を中心に独自に課税している森林環境税等との関係についても確実に調整を図ること。
- 2 実現までの間においても、必要な施策を推進するための予算を十分に確保すること。
- 3 林業の成長産業化と森林の公益的機能の発揮の両立を図る新たな森林の管理・経営スキームを検討すること。
- 4 本格的な利用期を迎えた我が国の森林について、新たな管理・経営のスキームの検討を進めるに当たっては、国産材の需要の創出・拡大策を並行して推進していくこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年 9月21日

宿毛市議会議長 岡崎 利久

内閣総理大臣 殿

総務大臣 殿

農林水産大臣 殿

環境大臣 殿

意見書案第3号

「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定に関する意見書
地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成29年 9月20日提出

提出者	宿毛市議会議員	川 村 三千代
賛成者	宿毛市議会議員	川 田 栄 子
〃	〃	山 岡 力
〃	〃	高 倉 真 弓
〃	〃	山 上 庄 一
〃	〃	寺 田 公 一

宿毛市議会議長 岡 崎 利 久 殿

説明 口頭

「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定に関する意見書

今、地域の様々な問題を解決するに当たっては、行政だけでなく、住民自身の力に大きな期待がかかっている。

このような中、「協同労働の協同組合」は、組合に参加する人すべてが協同で出資し、協同で経営し、協同で働く形をとっており、「働くこと」を通じて、「人と人とのつながりを取戻し、地域の再生を目指す」活動が続けてきている。

ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ、農村女性ワーカーズ、障がい者団体など、「協同労働」という新しい働き方を求めている団体や人々は、国内で合せて10万人以上存在すると言われている。その事業内容は、介護・福祉サービスや子育て支援、清掃請負、オフィスの総合管理など幅広く、また、男性や女性、高齢者が集まって働きやすい職場を自分たちで作っており、多様な働き方の一つとして期待されている。

ついては、誰もが仕事を通じて安心と豊かさを実感できる地域社会の形成に貢献できるようにするとともに、様々な人々に社会に参加する道を開くための制度として、「協同労働の協同組合法（仮称）」を速やかに制定するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年 9月21日

宿毛市議会議長 岡 崎 利 久

衆 議 院 議 長 殿
参 議 院 議 長 殿
内 閣 総 理 大 臣 殿
総 務 大 臣 殿

厚 生 勞 働 大 臣 殿

経 済 産 業 大 臣 殿

一 般 質 問 通 告 表

平成29年第3回定例会

質問 順位	質問議員	質 問 の 要 旨
1	4番 山岡 力君	<p>1 市と指定管理者との「発災時連携手引等の作成」について (市長)</p> <p>2 就学援助について (市長、教育長)</p> <p>3 平成30年度国民健康保険県移管に伴う諸課題について (市長)</p> <p>(1) 県・市町村国保事業運営協議会の検討内容について</p> <p>(2) 保険税の見直しについて</p> <p>(3) 資産割の考え方について</p>
2	3番 原田秀明君	<p>1 市長の政治姿勢について (市長)</p> <p>(1) 防災対策について</p> <p>(2) 移住施策について</p> <p>(3) MICE (マイス) 誘致について</p> <p>2 教育行政について (教育長)</p> <p>(1) 不登校・いじめについて</p> <p>(2) 弾道ミサイルの説明について</p> <p>(3) 宿毛市総合運動公園体育館について</p>
3	5番 山本 英君	<p>1 Jアラートについて (市長)</p> <p>(1) 政府が決める放送エリア等について</p> <p>(2) 市民への周知について</p> <p>2 国道321号の小筑紫バイパスについて (市長)</p> <p>3 核廃棄物の処理について (市長)</p> <p>4 自衛隊誘致活動について (市長)</p> <p>(1) 横須賀地区 (岩手から三重) の漁協とのトラブルについて</p> <p>(2) 空自の清水通信所の周辺対策事業について</p> <p>(3) 防衛計画の大綱見直しに向けたアプローチの再検討について</p> <p>5 高知県教育委員会の推進する子供支援体制づくりについて (教育長)</p>

4	8番 山戸 寛君	<p>1 宿毛市の林業について（市長）</p> <p>(1) 分収林について</p> <p>(2) 自伐型林業の促進について</p> <p>(3) 担当課の体制について</p> <p>2 部落差別解消推進法について（市長、教育長）</p> <p>(1) 同法制定に対する見解について</p> <p>(2) 相談体制について</p> <p>(3) 教育について</p> <p>(4) 啓発について</p> <p>(5) 実態調査について</p> <p>(6) 国への働きかけについて</p>
5	10番 野々下昌文君	<p>1 障がい児・障がい者福祉について（市長、教育長）</p> <p>(1) 医療的ケア児の保育園での対応について</p> <p>(2) 発達障がい者支援地域協議会の設置状況について</p> <p>(3) 特別支援学級の設置状況について</p> <p>(4) 乳幼児期から成人期までの切れ目のない支援体制について</p> <p>2 ヘルプマークの普及について（市長）</p> <p>(1) 広く市民への普及啓発について</p> <p>3 肝炎の重症化予防策について（市長）</p> <p>(1) 肝炎ウィルス検査の受検数及び啓発の取り組みについて</p> <p>4 短縮老齢年金について（市長）</p> <p>(1) 本市の推定短縮年金受給者数に対する受付件数について</p> <p>(2) 受付されない方への周知について</p> <p>5 公用車へのドライブレコーダー設置について（市長）</p> <p>(1) 設置状況について</p> <p>(2) 平成26年度以降における公用車の事故件数について</p> <p>(3) 公用車への設置について</p> <p>6 地方議会議員選挙における選挙運動用ビラ頒布解禁について（選挙管理委員会委員長）</p>
6	2番 川村三千代君	<p>1 観光振興について（市長）</p> <p>(1) 本市の独自性を活かした広域観光事業の取り組みについて</p> <p>2 平和教育の現状と今後の取り組みについて（教育長）</p>

7	1 番 川田栄子君	<p>1 市長の政治姿勢について（市長）</p> <p>(1) 平成28年度決算における市長公約に対する成果と反省について</p> <p>(2) 将来負担比率について</p> <p>ア 数値目標について</p> <p>イ 下がった理由について</p> <p>(3) 財政調整基金について</p> <p>(4) 宿毛市の基本計画について</p> <p>(5) 下水道の将来展望について</p> <p>2 学校給食費収入未済額の対策について（市長、教育長）</p>
8	1 4 番 濱田陸紀君	<p>1 林邸の改修工事について（市長）</p> <p>(1) 指名選定理由について</p> <p>(2) 資材の調達について</p> <p>(3) 土塀の高さについて</p> <p>(4) 庭木について</p> <p>(5) 庭の池について</p> <p>(6) 運営体制について</p> <p>(7) 林邸前の亀焼きについて</p> <p>2 桜町沖須賀線の道路拡張工事について（市長）</p>

平成29年第3回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	平成28年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について	9月21日	継続審査
第 2 号	平成28年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月21日	継続審査
第 3 号	平成28年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月21日	継続審査
第 4 号	平成28年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月21日	継続審査
第 5 号	平成28年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について	9月21日	継続審査
第 6 号	平成28年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月21日	継続審査
第 7 号	平成28年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月21日	継続審査
第 8 号	平成28年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月21日	継続審査
第 9 号	平成28年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について	9月21日	継続審査
第10号	平成28年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月21日	継続審査
第11号	平成28年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月21日	継続審査
第12号	平成28年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	9月21日	継続審査
第13号	平成28年度宿毛市水道事業会計の利益処分及び決算認定について	9月21日	継続審査
第14号	平成29年度宿毛市一般会計補正予算について	9月21日	原案可決
第15号	平成29年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	9月21日	原案可決
第16号	平成29年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	9月21日	原案可決

第17号	平成29年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	9月21日	原案可決
第18号	平成29年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	9月21日	原案可決
第19号	平成29年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について	9月21日	原案可決
第20号	平成29年度宿毛市水道事業会計補正予算について	9月21日	原案可決
第21号	宿毛市コミュニティバスの運行に関する条例の制定について	9月21日	原案可決
第22号	宿毛市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の制定について	9月21日	原案可決
第23号	宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	9月21日	原案可決
第24号	宿毛市コミュニティバス実証運行に関する条例を廃止する条例について	9月21日	原案可決
第25号	幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更について	9月21日	原案可決
第26号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	9月21日	原案可決
第27号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	9月21日	原案可決
第28号	工事請負契約の締結について	9月21日	原案可決
第29号	工事請負契約の締結について	9月21日	原案可決

陳 情

受理番号	件 名	議決月日	結 果
第10号	「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定に関する意見書の提出について	9月21日	採 択